



0003972000

0003972-000

A4-3

臨時中央協力會議會誌

大政翼賛会

1940

ABA

昭和十五年十一月

臨時中央協力會議會議錄

大政翼贊會

臨時中央協力會議會議錄

A4
3



臨時中央協力會議會議錄

目次

議案.....	101
程.....	101
第一日(十六日)	
開會式次第.....	105
誓.....	105
總裁挨拶.....	106
事務總長挨拶.....	107
議長挨拶.....	108
總會.....	113
大政翼贊會實踐要綱.....	113
實踐要綱說明.....	115
組織局長所管事項說明.....	118
總務局長所管事項說明.....	121
政策局長所管事項說明.....	126
企畫局長所管事項說明.....	131

930493

議會局長所管事項説明	二六
臨時中央協力會議運營要項	二四
臨時中央協力會議運營要項説明	二四
會議員提出議題審議	
大政翼贊會に對する憲法問題に關する件	二九
中央協力會議の本質、地位及權限に關する件	二九
大政翼贊運動の指導精神に關する件	二九
翼贊運動促進に關する件	二九
大政翼贊會地方組織に關する件	二九
第二日(十七日)	
總會	二五
會議員提出議題審議	
婦人翼贊組織に關する件	二五
人口資源と國民體力に關する件	二五
現下農村の緊急問題	二五
中小商工業者の轉失業に關する件	二五
國內産業新體制の重點に關する件	二五
新體制に即應する教學刷新に關する件	二五

委員會所屬議員名簿	二六
委員會日程表	二六
委員會附託議案	
第一委員會(運動、組織)	二六
第二委員會(施政運用)	二六
第三委員會(産業、經濟)	二六
第四委員會(思想、文化)	二六
第三日(十八日)	
總會	二六
武藤常任參與(陸軍省軍務局長)發言事項	二六
第一委員會大藏委員長報告	二六
第二委員會松井委員長報告	二六
第四委員會下中委員長報告	二六
第三委員會津田委員長報告	二六
懇談會	二六
閉會式次第	二六
議長挨拶	二六
事務總長挨拶	二六

議

案

目次

第一部 大政翼賛運動の指導精神に関する事項

第一號 新體制理念の徹底的明示に関する件

第二號 大政翼賛は 天皇に歸一し、その運動は國體の本義に基く日本精神運動たることを明白ならしむること

和歌山縣 木村常助

福岡縣 中村堅太郎

第三號 大政翼賛運動の指導理念の統一と國民下部組織への展開方策

庄野平左衛門

第四號 大政翼賛運動に関する言論の統一に関する件

京都府 大橋理祐

愛知縣 野田正昇

第五號 大政翼賛會内に新に思想局を設置せられたきこと

下出義雄

東京府 入江種矩

第六號 翼賛生活の基本原則と實踐要綱を定むる件

藤山愛一郎

北海道 黒澤西蔵

第二部 翼賛運動促進に関する事項

第一號 大政翼賛運動を真に心から盛り上りたる國民運動たらしむること

第二號 本部より地方に人を派遣する際は地方の意見を尊重すること

第三號 支部長會議（代行中は代表者）を開き中央と地方との連絡を密にし、殊に下意上達の機會を多からしむること

長崎縣 岡田壽吉
佐賀縣 宇都宮三千雄

第四號 上意下達及下意上達に関する件

福岡縣 中村堅太郎
庄野平左衛門

第五號 大政翼賛精神の徹底方策に関する件

大分縣 柏原幸一
下岡傳作

第六號 中央組織を速かに完成し強力指導の體制を確立する件

各界代表 大谷竹次郎
愛知縣 野田正義

第七號 言論機關の活用に関する件

愛知縣 野田正義

第八號 中小學校教員の待遇改善に関する件

和歌山縣 田中平吉

第九號 實踐綱領の確定、これが周知徹底を急速に實現すること

大阪市 高津啓一
古野周藏

愛知縣 野田正義
下田義雄
青森縣 神田重雄

名古屋市 佐々木義満
富田常彦吉郎

静岡縣 伊藤藤市典
入江種矩

東京府 藤山愛一郎
岩手縣 照井一郎

第十號 大政翼賛運動の強力展開に関する件

山口縣 田邊讓三

第十一號 大政翼賛運動に熱意を有する者の動員に関する件

山口縣 國田吉邊 省三讓

第十二號 大政翼賛會の構成員の人は特に慎重を期せられたきこと

東京府 入江種一 郎矩

第十三號 翼賛運動に於ける啓蒙活動の全面的展開を急速に實施するの件

島根縣 櫻井三郎右衛門

第十四號 大政翼賛運動の本旨を國民に正解せしむるため至急各般の處置を講ずること

千葉縣 伊藤博愛

第十五號 時局認識徹底に関する件

太田健吉

第十六號 遊説とその所論統制に関する件

富山縣 烏帽子田榮一

第十七號 國民精神昂揚方策樹立の件

山形縣 皆川建藏

第十八號 志氣昂揚、人心明朗化に関する件

愛知縣 野田正昇

第十九號 農林商工等に関する各種團體委員會の整理統合に関する件

福戶市 福本義亮
各界代表 佐々井信太郎
福岡縣 中村堅太郎

第二十號 大政翼賛運動の方針發表統一に関する件

埼玉縣 澁谷塊一
大分縣 柏原幸一

第二十一號 大政翼賛會の發展を期せんが爲翼賛運動の第一線たる町村に優秀なる人材を養成するの件

山口縣 田邊省三讓

第二十二號 大政翼賛道場開設の件

島根縣 植田元雄
大阪市 高津啓一

第二十三號 全國の下部組織に良き指導者を養成すること

第二十四號 翼賛運動指導者養成鍛錬の件

第二十五號 指導員及指導員講習員の人選は地方の意見を尊重すること

第二十六號 婦人翼賛の組織に関する件

第二十七號 翼賛會の活動をして國政に反映せしむべき機構とすること

第二十八號 青年の指導訓練の體系を統合し整備強化を圖られたき件

第二十九號 政治、經濟、教育、文化等に對する基本國策の決定要綱並その解説の件

和歌山縣 田中平吉
北海道 黒澤西藏
山形縣 皆川健藏

佐賀縣 宇都宮三千雄
各界代表 高良富子

鴻新縣 中俣廣義
埼玉縣 遊谷塊一

青森縣 神田重雄
佐々木義滿

第三十號 大政翼賛運動の進展と政策實施の併進に関する件

第三十一號 臣道實踐、職域奉公、公益優先の適切なる具現方策に関する件

第三十二號 大政翼賛會の豫算を速かに決定明示するの件

第三十三號 大政翼賛會會員に関する件

岡山縣 橋本富三郎

各界代表 中村梅吉

三重縣 土屋忠

大阪市 高津啓一
古野周藏

北海道 黒澤西藏
奈良縣 高森榮三

静岡縣 中川義雄
栃木縣 伊藤義典
岐阜縣 渡邊志郎

第二號 支廳管内各郡別に支部を設置するの件

第三號 地方役員選任に關する件

第四號 縣會と縣支部との連絡に關する件

第五號 支部事務局に庶務部及組織部の外經濟部文化部を設置するの件

三重縣 村澤源 一
山形縣 皆川健藏 忠

長崎縣 岩井敬太 郎

福島縣 矢部善兵衛 一

大分縣 相原幸一 作

岐阜縣 鳥居百三 一

大分縣 柏原幸一 作

山形縣 皆川健藏 男

長崎縣 岩井敬太 郎

第六號 縣支部事務局に指導者養成機關設置の件

第七號 郡市町村支部長選任に關する件

第八號 縣支部經費配當方の件

第九號 縣協力會議員定數に關する件

第十號 協力會議の系統化緊密化強化に關する件

第十一號 地方協力會議、地方議會の一元化に關する件

第十二號 市町村區（支部若くは）分區以下の所謂下部組織と大政翼賛會との關係を明確ならしむること

第十三號 部落會、隣組、隣保班等に對する指導に關し適切なる方途を講ずること

栃木縣 渡邊志郎

千葉縣 伊藤博愛 吉

栃木縣 渡邊志郎

岐阜縣 鳥居百三 一

新瀉縣 中俣廣義

福島縣 矢部善兵衛

三重縣 土屋忠

三重縣 土屋忠

三重縣 土屋忠

第十四號 大政翼贊會地方支部組織確立、擴充の件

第十五號 常會の規範指導に關する件

第十六號 翼贊運動の下部組織整備に關する件

第十七號 地方支部に於て實施すべき事業の明示方に關する件

第十八號 町會長、部落會長に對し速かに大政翼贊會最下部組織の指導者たるの地位を附與するの件

第十九號 下部に於ける地域組織、職域組織の連絡に關する件

第四部 行政機構並法制に關する事項

第一號 帝國議會、地方議會の翼贊體制化に關する件

埼玉縣 高石幸三郎

北海道 黒澤西藏

島根縣 櫻井三郎右衛門

福井縣 高島一郎

東京府 入江種矩郎

藤山愛一郎

大阪市 高津啓一

古野周藏

奈良縣 高森榮喜三

中川義雄

和歌山縣 田中平吉

東京府 入江矩種

藤山愛一郎

富山縣 烏帽子田榮一

中川寬治

福岡縣 中村堅太郎

庄野平左衛門

埼玉縣 高石幸三郎

東京府 入江種矩

藤山愛一郎

三重縣 土屋忠

佐賀縣 宇都宮三千雄

第二號 下級團體の事務の複雑を緩和するため法令規定の簡易化を計るの件

第三號 官界新體制の速かなる確立に關する件

第四號 政治新體制樹立に關する件

第五號 中央地方を通ずる行政機構乃至運營の翼贊體制化の件

第六號 大政翼贊會に對する違憲論一掃の件

第七號 衆議院議員公選案に關する件

第八號 市制、町村制、選舉制度等の早急改正に關する件

山口縣 田邊 國吉省三讓

第九號 衆議院議員被選舉權資格要件に關する件

島根縣 櫻井 三郎右衛門

第十號 衆議院議員選舉名簿に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第十一號 陪審院名簿に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第十二號 小町村を強制的に合併せしめ、吏員講習所を全國的に設置するの件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第五部 經濟に關する事項

第一號 經濟團體の強大化、政治的進出抑制に關する件

第二號 戰時貿易の動向と其の對策の件

第三號 食糧生産達成上の肥料確保及圓滑なる配給に關する件

佐賀縣 宇都宮 三千雄
神戶市 福本 義亮
愛知縣 野田 正昇

第四號 農村勞力の調整、農業生産力の擴充強化に關する件

下 出 義 雄

第五號 米穀供出代金の精算其他に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第六號 米穀の増産を圖るための耕作獎勵金交付に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第七號 農産物包装の回収に關する件

和歌山縣 田中 平吉

第八號 農事實行組合取扱配給品に對する配給系統の整備に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第九號 農村に對するマッチ増配の件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第十號 農村に於ける中小商工業者の轉失業對策に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第十一號 生果物統制販賣價格の暴落防止に關する件

埼玉縣 澁谷 塊 一

第十二號 中小商工業者の前途不安を一掃する爲企業改革の行き過ぎを是正するの件

第十三號 中小工商业者轉失業對策に關する件

第六部 文化に關する事項

第一號 用語の簡易化を計るの件

第二號 大政翼贊臣道實踐の爲に教育教化の徹底を期するの件

第三號 農村に對するラヂオ普及方の件

第四號 科學教育振興に關する件

第五號 「假名」といふ名稱を改正するの件

名古屋市 富田彦吉
三輪常次郎

富山縣 烏帽子田榮一

大阪市 高津啓一
古野周藏

和歌山縣 木村常助

和歌山縣 田中平吉

埼玉縣 澁谷塊一

長崎縣 岡田壽吉

各界代表 山本有三

第六號 教育者に對する新體制理念徹底に關する件

質問、希望並地方事情に關する事項

第一 大政翼贊運動について

第二 食糧増産と肥料價格に關し政府に對する懇願

第三 新體制と教育者の心構へ

第四 新體制に即應する教學刷新について

第五 新體制に即應する皇道經濟の確立につて

第六 地方事情の發表

第七 青壯年層各種思想團體統制について

神奈川縣 田邊徳五郎

大阪府 大植啓治

大阪府 大植啓治

大阪府 大植啓治

佐賀縣 宇都宮三千雄

佐賀縣 宇都宮三千雄

石川縣 澤野外茂次

嵯峨保二

青森縣 神田重治

第八 地方事情發表並希望事項開陳

佐々木義滿

第九 大政翼賛會成立後の地方事情について

兵庫縣 大西甚一
川崎 芳熊

第十 國內産業新體制の重點如何

埼玉縣 遊谷塊一

第十一 農村經濟新體制の核心如何

岩手縣 照井一郎

第十二 産業團體の統合及翼賛會との關係如何

岩手縣 照井一郎

第十三 大政翼賛會本部、支部の關係如何

岩手縣 照井一郎

第十四 地方支部と各種團體との關係について

埼玉縣 高石幸三郎

第十五 地方支部就中市（六大都市を除く）町村支部運営について

埼玉縣 高石幸三郎
埼玉縣 高石幸三郎

第十六 大政翼賛運動を最も有效適切に展開する具體的方策如何

各界代表 中村梅吉

第十七 地方事情及これに對する意見開陳

三重縣 森俊雄

第十八 現下藝術政策の根本目標並當面の緊急事項等について

各界代表 高村光太郎

第十九 積極的政治の要望について

各界代表 山崎靖純

第二十 人口資源と國民體力問題に關する件

各界代表 郷隆

第二十一 翼賛運動指導推進の初頭に於て注意すべき要旨

大阪府 小畑源之助

第二十二 議員候補者隣組推薦制確立の件

大阪府 高津啓一

第二十三 生産、集荷、配給、消費機構の統制一元化による國民生活の安定について

青森縣 神田重雄

第二十四 青壯年思想團體の統制その他について

第二十五 地方勞働力確保維持策について

第二十六 本會趣旨の徹底

第二十七 地方事情並各界事情の發表

第二十八 中央協力會議の本質、地位及權限について

追加議案(一) 目次

第二部 買貨運動促進に関する事項

追、第一號 啓蒙運動強化に関する件

追、第二號 造言誹語の取締徹底に関する件

青森縣 神田重雄

青森縣 神田重雄

京都市 西村和一郎

京都市 西村和一郎

各界代表 窪井義道

山梨縣 山田新太郎

山梨縣 山田新太郎

山梨縣 山田新太郎

山梨縣 山田新太郎

追、第三號 生活簡易化の實踐に関する件

追、第四號 大政翼賛會の趣旨徹底運動の件

第三部 地方組織に関する事項

追、第一號 道府縣支部長選任の件

各界代表 兒玉九十

山梨縣 山田新太郎

滋賀縣 別所喜一郎

滋賀縣 別所喜一郎

第五部 經濟に関する事項

追、第一號 中小商工業者轉失業對策に関する件

追、第二號 産業組合、商業組合の摩擦調整の件

質問、希望並地方事情に関する事項

山梨縣 山田新太郎

山梨縣 山田新太郎

追、第一 速かに中央中核體の意見を統一するの件

熊本縣 中 島 爲 喜 毅

追、第二 地方支部事務局の二部制改善の件

熊本縣 中 島 爲 喜 毅

追、第三 中央の實踐的發動の遷延しつゝあるは遺憾なり

熊本縣 中 島 爲 喜 毅

追、第四 特殊事情ある地方に於ては翼賛會主旨を徹底せしむる爲に特殊の方法を講ずる事

熊本縣 中 島 爲 喜 毅

追、第五 婦人組織問題に關する件

各界代表 田 中 稔

追、第六 大政翼賛會と地方廳との關係については中央官廳と聯絡の上處置せられたきこと

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

追、第七 地方組織運営に關する經費支辨方法並中央より配附さるべき經費の交付時期如何

一 圓 友 多 郎

追、第八 支那事變處理に關する件

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

追加議案(二) 目次

各界代表 今 井 新 造

第一部

追、第一號 指導理論確立の件

群馬縣 木 村 寅 太 郎

第二部

追、第五號 指導及宣傳方法強化洗練の件

群馬縣 木 村 寅 太 郎

追、第六號 翼賛運動を阻害する言動取締、自稱愛國團體取締の件

群馬縣 小 此 木 左 馬 太 郎

追、第七號 教學の刷新による大政翼賛の本義徹底の件

群馬縣 小 此 木 左 馬 太 郎

追、第八號 出征軍人及遺家族慰問日設定の件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

追、第九號 産業團體の再編成に關する件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

追、第三號 蠶絲業に對する基本國策樹立を要するの件

長野縣 藤井伊右衛門

吉川亮夫

第五部

追、第四號 中小商工業者轉失業對策確立の件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

追、第五號 勤勞奉仕制度確立の件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

第六部

追、第一號 國民祭日を設くるの件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

追、第二號 國字問題の根本的解決を圖るの件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

追加議案(三) 目次

第五部

追、第七號 強度國防力充實と國內經濟力涵養上平和産業と戰時産業兩對策確立に就て

追、第八號 生産力の合理的擴充と能率増進の徹底的普及に就て

追、第九號 對支對滿貿易と經濟工作の合理化に就て

追、第十號 支那通貨政策の革新に就て

追、第十一號 經濟法規の一大改正と配給及物價機構の合理的整備に就て

追、第十二號 中小商工業の政濟轉業對策と共に積極的に中小商工業の失業廢業防止對策の確立に就て

第四部

追、第二號 各省組織の合理化と人的配置の大改善に就て

追、第三號 國策の樹立及運用上の一大改善に就て

追、第三號 大東亞共榮圈の指導者たる我國の文化建設の基礎確立に就て

追、第四號 國民の反省自覺と自己革新のため宗教的情操の涵養と知恩報徳の精神運動徹底化に就て

以上 各界代表

岡	郷	津	井	今	鈴	西	簡	窪	唐	下	中	山	太
野	古	田	村	井	木	村	牛	井	澤	彌	三	郎	一
清		信	荒	新	正	茂	凡	義	俊				
豪	潔	吾	喜	造	吾	生	夫	道	樹	郎			

第一部 大政翼賛運動の指導精神に関する事項

第一號 新體制の理念徹底的明示に関する件

提案理由

和歌山縣 木村常助

最近新體制に關し奇矯過激の言を以て説明するものあり爲めにその理念は全く誤り傳へられ、従つて新體制の聲に怯えた國民の思想に甚しき動搖を及ぼすに至れる事が看取される。かかる事態は、高度國防國家の態勢を速かに整へ、萬民翼賛の實を擧げむとする目的とは凡そ離反するのみならず本運動をして民心と遊離せしめ却つて不安を存亡の危きに至らしめる惧がある。

對案

教育勅語の御主旨をこそ基本とすべきものなることを明示し、二千六百年の光輝ある歴史に考へ、徒らに表面新奇を追ふ事なく教育勅語の御主旨を基本とする國策順應の適正化を具現すべき必要がある。

第二號 大政翼賛會は 天皇に歸一し、その運動は國際の本義に基く日本精神たることを明白ならしむること

提案理由

福岡縣 中村堅太郎
庄野平左衛門

最近翼賛會に對し日本國體と相容れず且憲法上疑義ありなど呼ぶものあり、ために地方民中本運動の發足に「迷ひ」を抱くものなしとせず。本部は翼賛運動の本質を闡明し大義名分を明らかにするの要ありと認む。

第三號 大政翼賛運動の指導理念の統一と國民下部組織への展開方策

提案理由

京都府 大橋 理祐

大政翼賛運動の指導理念の統一を圖り同運動を強力に國民下部組織に徹底せしむる要がある。

對 應 策

大政翼賛運動の中核たるべき本部常任總務間に於ける指導理念の統合を圖り、本部一丸の姿勢にある指導方針を樹立し、町内會、部落會への徹底と同下部組織指導者の訓練育成を圖ること。

第四號 大政翼賛運動に関する言論の統一に関する件

提案理由

愛知縣 野田 正昇
下 出 義 雄

本運動推進の第一義的要件は先づ大政翼賛運動並に大政翼賛會の本質を明確ならしむるに在る。然るに大政翼賛會本部關係者の地方に於ける所説言論は動々もすれば區々たるを免れず、斯くては本運動の眼目たる臣道實踐を基調とする一體不動の體制確立は之が爲に歪曲せらるゝの虞なしとせず。

對 策 案

大政翼賛會本部にありては速に區々たる私見私説を排し、不動の指導理念を確立し、之に關する言論の統一を圖り、作せて中央に於ける刊行物に關しても其の内容に付き特に慎重を期し、苟も本運動の健全なる發達に些の暗影を投ずるが如きことなきやう格段の留意を望む。

第五號 大政翼賛會に新たに思想局を設置せられたきこと

提案理由

東京府 入江 能 矩
藤 山 愛 一 郎

大政翼賛運動の強力なる推進を圖る爲思想局を新設し、之に依り國內全般の思想動向を國體明徴、臣道實踐の正しき一元の指標に向つて指導する必要がある。

第六號 翼賛生活の基本原則と實踐要綱を定むる件

對 策 案

北海道 黒 澤 西 藏

一、翼賛生活基本原則

イ、皇道精神と臣道實踐の理念

ロ、東亞共榮圈の確立と世界新秩序の建設

ハ、高度國防國家の建設と職域報國

二、翼賛生活實踐要綱

イ、勤勞、工夫、協力

ロ、節儉、分度、推讓

本要綱は指導者用、青年用、一般用の三種に區分し全國に配布する事

第二部 翼賛運動の促進に関する事項

第一號 大政翼賛運動を眞に心から盛り上りたる國民運動たらしむること

提案理由

長崎縣 岡田 壽吉

大政翼賛運動をして官製運動或は近衛運動たるの感を國民に懐かしむべからず。國民自發り翼賛運動たらしむることが肝要である。

對策案

- イ、翼賛運動の趣旨の徹底化を計ること
- ロ、言論機關を協力せしむること
- ハ、宣傳機關の整備

第二號 本部より地方に人を派遣する際は地方の意見を尊重すること

提案理由

佐賀縣 宇都宮 三千雄

總務級及本部を代表する人と雖もその人によりては人格と過去の言動上地方人士に全然信頼せられざるものあり、その派遣は新體制樹立を歪曲する。

對策案

本部より地方に派遣の際は、地方常務員又は地方事務局に豫め意見を徵すること。

第三號 支部長會議（代中は代表者）を開き中央と地方との連絡を密にし、殊に下意上達の機会を多からしむること

福岡縣 中村 堅太郎

庄野 平左衛門

提案理由

中央及地方の關係を保ち相互連絡を緊密ならしめ、以て地方の實情及要望を徹底せしむる要がある。

第四號 上意下達下意上達に関する件

大分縣 柏原 幸一

下岡 傳作

提案理由

國家内外の實情は可成詳しく國民に知らしめ、これが對策に積極的に協力せしむるとともに、地方の要望は速かに實現することを要する。

對策案

本縣には従來縣・郡・市・町・村・部落の隣保組の間に一貫せる常會行はれ、上下意思の交流極めて圓滑に行はれつゝありし實情に顧み、今後は市町村以下の常會を勵行するは勿論縣及郡の常會も下級支部長を中心とする理事者の會合を根幹とし、協力會議及參與顧問會議をこれに織込み、従前如く毎月常會開催の見込みなるも、従來中央と縣との連絡不充分なりしに鑑み、中央に於ても地方ブロック會議はもとより縣常會等にも可成臨席せられるやうに努むること。

第五號 大政翼賛精神の徹底方策に関する件

提案理由

各界代表 大谷竹次郎

對策案

現下の世局に鑑み大政翼賛精神の普及徹底に關しては急速且つ有効なる運動方法を講ずる要がある。
一般大衆の生活の一部となりつゝある演劇、映畫、その他健全なる娛樂を通じて運動を推進すること。

第六號 中央組織を速かに完成し強力指導の體制を確立する件

愛知縣 野田正昇

下出 義雄

提案理由

凡そ運動の推進は強力なる實踐組織の整備に俟つべきものなること言ふ迄もない。而して組織整備に當つては先づ速かに中央組織を完成し、之が強力なる指導統制下に逐次下部組織の確立を期しなければならぬ。若し中央組織の整備速かならず其の指導力に缺くるときは、本運動をして區々統一なるものとする處なしとせず。特に本運動が未だ初期に屬する現狀に鑑み、其の要切なるものあるを認む。

第七號 言論機關の活用に関する件

和歌山縣 田中平吉

提案理由

國民多數の意思は新聞、雜誌、ラヂオ等の言論機關に依つて動くこと多きを以て之れが論調を一層強調し國民をして大政翼賛運動に歸一せしむることを要す。

對策案

一、興亞奉公日に總理大臣又は大臣、翼賛會要職者のラヂオ放送を行ふ。

二、翼賛會と言論機關との連絡を一層緊密ならしむ。

第八號 中小學校教員の待遇改善に関する件

大阪市 高津啓一

古野周藏

提案理由

個人主義的自由主義的觀念を新體制的觀念に改めしむることは、社會の全部門が擔當しなければならぬ問題であるが青少年教化に當る中小學校教員の責務は特に重大である。然るに現在の教員の地位、資質を以てしてはかゝる青少年の世界觀轉換の役割を擔ひ得ない。政府並大政翼賛會はよろしくこれら教員の社會的地位を向上し、眞にその責務に耐へる丈の資質を涵養することを要する。

對策案

一、常會その他一切の會合に於て教員を上座に据へること

二、教員制服を作り之を以て最高の禮服とし之に威嚴を與へること

三、宿舍を公給すること

第九號 實踐綱領の決定並にこれが周知徹底の件

愛知縣 野田正昇

下出 義雄

提案理由

大政翼賛運動發足以來國民はその實踐綱領の決定の一日も速やかならんことを欲してゐる。その急速なる決定は本運動に對する疑惑の一掃、ひいては運動推進上喫緊事たることを認む。

第十號 大政翼賛運動の強力展開に關する件

青森縣	神田重雄
福岡縣	佐々木義滿
名古屋市	中村堅太郎
靜岡縣	庄野平左衛門
東京府	富田彦吉
山口縣	三輪常次郎
岩手縣	伊藤藤市典
	入江種矩
	藤山愛一郎
	田邊讓
	國吉省三
	照井一郎

提案理由

大政翼賛運動の發足とともに地方に於ては本運動に對し非常なる熱意と期待とを持てるにも拘はらず中央に於けるその展開は遅々として進まざるの感を地方に與ふる状態である。

對策案

本運動の強力なる展開のため本會の責任ある者は區々たる世評に拘泥せず一意本運動に邁進し自ら陣頭に立ち以て地方の熱意に應ふるやうつとめられたきこと。

第十一號 大政翼賛運動に熱意を有するもの、動員に關する件

山口縣 田邊讓

提案理由

本運動を速に展開せしむるため熱意を有する者を積極的に参加せしむる要あり、特に熱と意氣とを多分に有する青年を動員することは焦眉の要事と認めらる。

對策案

本運動に挺身参加せんとする者特に青年層を動員するための具體的方法を講ずること。

第十二號 大政翼賛會の構成員の人選は特に慎重を期せられたきこと

東京府 入江種矩

藤山愛一郎

提案理由

本會が臣道實踐を本旨とする以上かゝる思想理念を持てる有爲の人物を選任せるものと信ずるも萬一不適當と認めらるゝ如き場合はその異動に躊躇してはならぬ。發足當初は特にこのことは緊要である世上の臆測を一掃する爲にも緊要である。

第十三號 翼賛運動に於ける啓蒙活動の全面的展開を急速に實施するの件

提案理由

島根縣 櫻井三右衛門

地方農村に於て最も熱心に耕作に従事せる農民中には「米を生産して腹一杯喰ふことを最高の希望として懸命に働き通して來たのに此の度の國家管理に依り其の飯米さへも制限せらるゝに至り生産し生活する希望を失へり」との悲痛なる不満の聲を強く耳にす。

農村の斯る状態が如何に翼賛運動の達成に影響しつゝあるかを思ふ時寒心に堪へず。然しこの事實は單に農村の一つの斷面に止らずと推察す。中小商工業者亦然り。依つて此の苦痛をして無限の歡喜に啓蒙の徹底は何より緊迫せる問題にして速かに之が方策と決定すべきものと認む。

第十四號 大政翼賛運動の本旨を國民に正解せしむるため至急各般の處置を講ずること

提案理由

千葉縣 伊藤博愛
太田健吉

(略)

對策案

- 一、至急に實踐指針を決定の上本運動の發刺たる發足を圖ること
- 二、今後本運動の進展には特に青壯年の力に俟つ所少からず、本部に於てこれが組織方、動員方、指導方に關し方針を確立すること

第十五號 時局認識徹底に關する件

提案理由

富山縣 烏帽子田榮一
中川寛治

一億國民一人残さず正しき時局の認識を要するは言を俟たぬ所であるにも拘らず、現在尙遺憾の點多しとせず、之が徹底に付適當なる方策を確立せられ度い。

對策案

防禦上國內外諸般の情勢に或程度の秘密處置を採らるゝは己むを得ぬこととするも、國民に時局認識を缺くものゝあるのは、卒直に情勢を知らしめぬ點より生ずるものと認めらる。依つて町内會、部落常會を活用して極力秘密事項の排除に努められ度く、而して之が経路は縣、郡、町、村協力會議を経て一切文書に依らず之をなすを適當なりと思考する。

第十六號 遊説とその所論統一に關する件

提案理由

山形縣 皆川建藏
繩野文雄

近時中央よりの遊説につき徒に本運動の目的並にその實力につき歪曲せる所説をなし、或は本部構成員の個人攻撃と目すべき言を弄するものあり、本運動の發展を阻害すること甚大なるにつき統制を要する。

對策案

- 一、宣傳部の急速且つ活潑なる活動。
- 二、各種講演會に於ては豫め講師並講演内容を取締機關に届出しめ、その不適當なるものは適宜是正せしむる等の處置を講ずること。

第十七號 國民精神昂揚方策樹立の件

愛知縣 野田正昇

下出義雄

提案理由

長期戦下の國民生活は剛健明朗積極的である事を要する。然るに近時中小商工業者の轉失業或は一般物資の不足は國民の士氣沮喪の虞あり、この際全國民一體となり時艱克服のため國民精神を昂揚すべきである。

對策案

思想、體力の両面に亘り猛訓練を實施すること、及びその施設を講ずること。

第十八號 士氣昂揚人心民情明瞭化に関する件

神戸市 福本義亮

各界代表 佐々井信太郎

福岡縣 中村堅太郎

庄野平左衛門

提案理由

實業運動、經濟新體制につき疑懼を懐けるもの多くために意氣沮喪せる状態顯著なるに鑑み速かにこの疑懼を一掃し國民の士氣を昂揚する要がある。

對策案

- 一、本運動は國民に希望と光明をもたらす所以を周知せしむること
- 一、内外の諸情勢の周知、經濟事情（特に食糧、肥料、生活物資問題）の認識徹底
- 一、民情調査、經濟法令運営の適否、國民協力の實情等の監察
- 一、以上のため各層に於ける常會活動その指導を強化すること
- 一、先達、指導者は泰然自若實踐躬行すること。

第十九號 農林、商工等に関する各種團體、委員會の整理統合に関する件

埼玉縣 澁谷塊一

大分縣 柏原幸一

下岡傳作

提案理由

市町村には農會、商工會、産業組合、養蠶實行組合、負債整理組合、警防團、在郷軍人分會、青年團、國防婦人會、愛國婦人分會等各種團體ありて、各々其の系統を異にする結果、縦の連絡は概ね良好なるも横の連絡に付き懸隔ありて相互に連絡を缺く憾あり（例へば肥料其他物資配給等）。殊に、戦時態勢下に於ては各種團體の連絡協調は最も緊要

事たる折柄物心両面に互り遺憾とする所である。これ等團體の指導と單純化を計るは翼贊運動大成の爲緊要且つ適切なるものがある。

對策案

市町村と其市町村内各種團體相互間の連絡協調を保持せしむる爲、是等團體は當該市町村長をして指導監督せしむるか又は級上の團體をして統合歸一せしむる様、尙之が運営に關しては市町村長に特に手腕力量ある人材を得ざるも遂行し得る如く法制化すること。
市町村内の團體及委員會は極力整理し、事務的、技術的に互る事項は役場に移し、民意に聽くべき事項は市町村常會に廻すこと。

第二十號 大政翼贊運動の指針發表統一に關する件

提案理由

本運動に關し中央より發表さる意見等の中重要な點に關し意見の相違あるかの感を地方に懐かしめ、ために本運動促進上支障を來す虞なしとせず。

對策案

中央の意見として發表するものは文書たると口頭たるとを問はず最も慎重に且つ責任ある方法を探ること。
第二十一號 大政翼贊會の發展を期せんがため翼贊運動の第一線たる町村に優秀なる人材を養成するの件

山口縣 田邊 讓
國 吉 省 三
島根縣 櫻井 三郎 右衛門

提案理由

翼贊會はあまりに革新の聲のみ大にして趣旨徹底を缺き、國民各層を通じて不安の念を持たしめ眞に一億一心の理想の危ぶまる憾がある。

本運動の發展は地方最下部組織即ち町村常會の指導充實を俟つもの大なるものある秋、地方には其指導者たる人材乏しき憾がある。即ち郡若しくは町村の指導者たるべき町村役場、小學校、産業組合、農會等の職員の素質に遺憾の點多きものあるを認む。而して其原因たるや地方に於ける此等の人々に對する精神的物質的待遇の餘りに薄弱にして、人材を地方に留まらしむるに耐えず大都市集中の傾向を助長せしむ。

對策案

速かに此等地方指導者級の精神的物質的優遇案を樹立し、以て大政翼贊運進の最下部組織常會の指導充實に遺憾なからしむる。

第二十二號 大政翼贊道場開設の件

提案理由

新體制では隣組や町會が下部的基礎構造となるが、隣組や町會は隣保團結して相互扶助の美德は勿論發揮出来るが、久しく日常生活に浸透せる自由主義的な意識を拂拭して學國的な全體的な意識にまで昂揚することは容易では無し。却つて小さい集團として個人主義的な意識が働き、米の不足や、炭の不満や、物價騰貴の不平を啣ち舉國一致の體制を素す機會となる惧もある。従つて急速に少くとも一支部に一ヶ所以上の大政翼贊道場を開設し隣組指導員の養成、

大阪市 高津 啓一
古野 周 藏

修練を実施する要がある。

對策案

場所は開墾の出来る荒蕪地のある土地を選ぶべきである。毎日午前と午後にも一時間位は鋤をとらせ、鍬をもたせて日本の大地に親しませる必要がある。

方法

土地の事情に依り一様には出来ぬが、少くとも合宿制をとり左の行事と講義が必要である。

行事

- 一、敬神崇祖の朝禮、夕禮
- 二、土地開墾（開墾する土地が無ければ道路の清掃）
- 三、食前食後の感謝
- 四、自炊（共同炊事）

講義

- 一、國體の本義（二時間以上）
 - 二、二千六百年史抄（二時間以上）
 - 三、世界觀批判（自由主義、民主主義、全體主義批判）（二時間以上）
 - 四、國際情勢の解説（二時間以上）
- （附、舊體制國家と新體制國家との比較）

五、日本の東亞に於ける使命と三國同盟（二時間以上）

六、日本の新體制解説（二時間以上）

七、新體制と國民生活（二時間以上）

全國的に一齊に大政翼賛道場を開設し、講義は東京中央放送局から一様に実施すれば最も望ましい。

第二十三號 全國下部組織に於ける指導者養成の件

提案理由

和歌山縣 田中平吉

従來の運動は比較的上位にのみあつて、下部に徹せざる憾ありたるは、下部組織に於て、實踐示範の良き指導者の無かつたためである。町内會、部落會、隣保班等の組織を整備するも良き指導者を得ざれば實效を收め難し。全國下部組織に良き指導者を養成し、指導精神を明確にし、以て大政翼賛の熱意を燃え上らせる要がある。

對策案

- 一、道府縣に於て指導者を養成すること。
- 二、全國の指導者をして實踐狀況を報告せしむること。
- 三、指導者を精神的、物質的に優遇すること。
- 四、功勞者を表彰すること。

第二十四號 翼賛運動指導者養成練の件

北海道 黒澤西蔵
山形縣 皆川建蔵

提案理由

本運動の發展を期する爲、最も必要なる事は有力なる指導者を養成する事である。

繩野文男

對策案

本部並支部に指導者養成鍛練の道場を設置し、身を以て臣道實踐の範を示す人格識見兼備の士が教育の任に當る事

イ、官吏並團體役職員に對する指導。

ロ、教育家、宗教家に對する指導。

ハ、青年に對する指導。

ニ、常會幹部（町村常會、部落會、町内會）に對する指導。

ホ、婦人に對する指導。

第二十五號 指導員及び指導員講習員の人選は地方の意見を尊重すること

提案理由

本部より青年層の人選を指名するは地方の事情に即せず。宣傳に没頭する信頼なきものを擧ぐる虞れあり、且又折角講習を受けたるものを地方の指導員に使用し得ざる結果を生ず。

佐賀縣 宇都宮三千雄

對策案

人選は地方常務、事務局に推薦を委任すること。

第二十六號 婦人翼賛の組織に關する件

提案理由

現在迄の婦人奉公の成績を検討するに國防國家建設上家庭を護り消費生活を司り、乳幼児を保護し、家庭教育青年男女の指導を擔當すべき婦人をして、眞に現下の國策を理解し自發的に職能奉公をなさしむるには、これに適應する指導組織を要する。

各界代表 高良富子

對策案

婦人局乃至婦人部の機構構成（具體案略）

第二十七號 翼賛會の活動をして國政に反映せしむべき機構とすること

提案理由

今日國家的要請は強力なる政治の實踐力の強化に在りと思惟す既に大政翼賛會が強力政治の推進力を以て任ずる以上國政企畫の上に於て當然之に參畫し且つ其の責任を荷つて實踐に當らざる可からず依て之が機構を求めむとするに在る。

新潟縣 中俣廣義

對策案

翼賛會より企畫院に參畫せしめ協力會議に於て審議決定せる事項を企畫案件たらしむる事

第二十八號 青年指導、訓練の體系統合整備の件

提案理由

埼玉縣 澁谷塊一

大政翼賛運動の中樞たるべき青年の教化訓練の重要なにもかゝらず小學校卒業後引續き青年學校に於て訓育を施すとともに他面青年團に於て團體訓練を行ひ又卒業後も青年團警防團及在郷軍人分會に加入せしめ各團體間區々に指導するため一貫せる指導精神を缺くを以て新體制の推進力たらしむる如く體系を統合整理する要がある。

第二十九號 政治、經濟、教育、文化等に對する基本國策の決定要綱並にその解説の件

青森縣 神田重雄
佐々木義滿

第三十號 大政翼賛運動の進展と政策實施の併進に關する件

岡山縣 橋本富三郎
田口梁兵

提案理由

大政翼賛運動の進展を圖る爲には、運動自體が整然たる統制の下に行はれ、益々指導精神を徹底せしめ、愈々舉國一致態勢を強固ならしむる様注意を要すると共に、時局に即應する緊急なる諸政策が迅速に樹立され適切に運営せられることが不可欠の要件である。

第三十一號 臣道實踐、職域奉公、公益優先の適切なる具現方策に關する件

各界代表 中村梅吉

提案理由

表題の語義は何人も體得し得るが如きであつてその實そうでない。その適切な具體的實踐方法については人々その見界を異にし各階層により形態自ら異なるものあるべく、平易の如くして平易ではない。

對策案

各階層の會同する協力會議の機會に於て意見の具申を求め適切な指導と、實踐の資とすること。

第三十二號 大政翼賛會の豫算を速かに決定明示するの件

三重縣 土屋忠

提案理由

地方支部活躍のためには有爲有能の部員を必要とし、その人を得るにはその人の前途を保證すること必要なり。縣、郡、市町村支部に至る事務局の件費を速かに決定することは、本會の發展上極めて重要なりと思考す。

對策案

中央本部の決意、努力、熱意に俟つのみ。

第三十三號 大政翼賛會々員に關する件

大阪市 高津啓一
古野周藏

提案理由

國民は大政翼賛會の成立を歡喜して迎へこれに積極的協力を捧げやうと心構へてゐるが會員問題については議論あり國民即會員か。國民のうち特別の熱情を持つもの即會員か判然せぬため運動進展を阻害してゐる傾向が著し。

對策案

- (一) 維持會員制を設け月額十錢乃至五十錢位の維持費を支出せしめ組織の維持建設に協力せしむる。
- (二) 翼賛會・宣傳隊を組織しこれに入會せしめ、宣傳、遵法精神の鼓吹或は闇取引の根絶を計らしむる。

第三部 地方組織に關する事項

第一號 支部長選任に關する件

北海道	北海	奈良	靜岡	栃木	岐阜	三重	山形	長崎	福島	大分
黒澤	高森	中川	伊藤	渡邊	鳥居	土屋	皆川	岩井	矢部	柏原
西喜	榮喜	義雄	藤市	志郎	百三	源一	健藏	敬太	善兵衛	幸一
藏	三	三	典	郎	三	一	忠	郎	衛	一

提案理由

支部長の決定は支部機構の整備、地方組織、運動促進上喫緊である。現在の常務委員制の如き一時的なるものに代る確定的選任を要望する。

對策案

道府縣、長官、知事を以て充てること。

第二號 支應管内各郡別に支部を設置するの件

提案理由

本縣に於ける飛騨支應管内大野、吉城の兩郡は各其の區域廣大且政治的文化的に總てその事情を異にし、之を一支部に結成するは地方事情に即應する強力なる運動の展開上各種の好ましからざる事象を豫想せらるるに由る。

第三號 地方役員選任に關する件

提案理由

地方役員の指名委嘱は殆んど中央に於て之をなし、ために繁雜にして敏活を缺く嫌あるを以て、地方支部役員の委嘱は適宜地方支部に委任せられたし。

對策案

岐阜縣	鳥居	百三
村澤	源一	三
大分縣	柏原	幸一
下岡	傳作	一

府縣支部役員については支部長は總被之を指名、理事は支部長の推薦に依り總裁之を委嘱、その他は理事會の議を経て支部長之を委嘱、又都市區町村については支部長は府縣支部理事會の議を経て府縣支部長之を委嘱、その他の役員は夫々各支部長の推薦により府縣支部長之を委嘱すること。

第四號 縣會と縣支部との連絡に関する件

提案理由

現在の機構に於ては縣支部の理事中に縣會議員たるものもあるも、縣會代表の資格にあらざるを以て縣支部と縣會との連絡に付き缺くる處あり。従て相互の了解不充分の點を生じ徒らなる摩擦を生ずるの憂なきにあらざるに依る。

對策案

若干名の縣會議員を聯絡員として、縣會代表として縣支部との連絡に當らしむる。

第五號 支部事務局に庶務部及組織部の外經濟部、文化部を設置するの件

提案理由

庶務、組織の兩部のみにては地方に即せる翼贊運動を充分爲し能はざるを以て、經濟、文化の二部を設置するを要する。

第六號 縣支部事務局に指導者養成機關設置の件

山形縣 皆川健藏
繩野文男

長崎縣 岩井敬太郎

提案理由

本運動の徹底を期するためには地方に於ける中堅指導者の活動に俟たざるべからず、その養成に關しては本部に於て實施しつつあるが未だ十分といへず、本運動の推進上支部に於て直接指導者の養成を行ひ常に支部と密接な連絡を保持する要あるを以て將來支部に右機關を設置する要ありと認む。

第七號 郡、市町村支部長選任に関する件

千葉縣 伊藤博愛

提案理由

行政組織と本會支部とは表裏一體たるべし。よつて必ず郡支部長には郡町村長會長、市町村支部長を以て充つると共に、常に優秀なる人物が其の長に就任し且十分活動し得るやう國民道義の確立、市町村下部組織の整備をなし、又之に必要な法制の改廢を斷行すること。

太田健吉

對策案

(略)

第八號 縣支部經費配當方の件

提案理由

本運動の速かなる進展を期する爲可及的速かに經費の配當を望む。

栃木縣 渡邊志郎

第九號 縣協力會議員定數に関する件

岐阜縣 鳥居百三
村澤源一

提案理由

支部規定第十一條に縣協力會議員定数は三十名乃至六十名あり、若し本部に於て各府縣別定数の内規を定め、何縣何名と定められる方針なりとせば、相當考慮を要するものと認めらる。

對策案

縣支部長は支部規定の範圍内に於て適宜員數を定むること。

第十號 協力會議の系統化、緊密化、強化に關する件

提案理由

新潟縣 中俣廣義

中央に於ける翼賛體制のみが強化せば、地方は唯追隨するのみに終り、下情上達の實績を挙げ得ざるを憂ふ。殊に一ケ年を通じ僅に數回の開會に止むるが如きは全く形式に流れ、緊密なる連繫を保ち強力なる政治の推進力たらざるを恐れるものである。

對策案

各階協力會議は例會(毎月一回若くは一回以上)を定め、徹底的活動を期さしむること。

第十一號 地方協力會議、地方議會の一元化に關する件

提案理由

福島縣 矢部善兵衛

一、新體制確立運動の因つて來りし所以の一方は現在の會議體が眞に正しき民意を反映せず、又其協賛せる政治に責任を感じず、従つて下意上達、上意下達を鈍化せしめ政治の弱さを來さしめたるに在りと信ず。且つ議會組織と會議と兩立する時は屋上屋の結果となり却て民意の歸向を紛淆せしめ、徒らに地方政治を對立混亂に陥れるの危険は協力極めて多い。故に政府は速かに之を歸一統合せしめ之が調整を圖るの用意を要する。

第十二號 市町村區支部(若くは分區)以下の所謂下部組織と、大政翼賛會との關係を明確ならしむること

提案理由

三重縣 土屋忠

地方の隣組、隣保班等は當然自ら大政翼賛會の一組織なりとの解釋自覺の下に非常なる熱意を以ての整備に努力しつゝある。然るに支部規定によれば、本會の組織として町村支部(若くは分區)以下の所謂下部組織には何らの規定もなく、下部組織は大政翼賛會の直接關與する所に非ずして内務省——従つて縣地方課の仕事なりとの感を與へ、本會に對する地方民の熱意に影響を與へ、且つ縣支部として此の間の説明に困難を感じつゝある。

對策案

下部組織を實質上のみならず規約上も本會に取り入れる必要ありと信ずる。

第十三號 部落會、隣組、隣保班等に對する指導に關し適切なる方途を講ずること。

提案理由

三重縣 土屋忠

今日、中小商工業者、農民の間に、生活問題を通じて官僚に對する不平等憂慮に堪へざるものがある。最下部組織たる部落會に於けるかゝる言に最も意を用ひざるべからず。これを抑制せず、自然に臣道實踐の誠を致さしむる様指導

するは最肝要である。隣組をして不平組たしむべからず。

對策案

一、多數の指導者の訓練が必要にして、その訓練の最も有效なる方法はなるべく詳細なる國際的國內的實情の説明である。

二、農村對策、轉失業對策を誤まらざる様に實施せられたり。

米麥増産に對する農民の熱意の喚起に意を注ぐこと。

その一方法として、「優良農家の精神的表彰」の途を講ぜられたし、今日農家の個人經濟より見れば、米麥の増産よりも、自家用食料獲得に對する必要量以上の勞力を工場方面に送り出すことが最も得策である。この點最も留意せられたい。轉失業問題に關しても、政府をして常に先手を打たしむること、即ち、轉失業の對策を先ず決定し、然る後轉失業をもち來すべきである。

轉失業の止むを得ざる事情生じたる後その對策を講ずるが如きは本末顛倒である。

以上何れの場合に於ても官公吏の言動を戒め、必要以上の反感、苦痛を一般國民に與へざる様、官公吏の再教育が最も肝要である。

第十四號 大政翼贊會地方支部組織確立、擴充の件

提案理由

埼玉縣 高石 幸三郎

大政翼贊運動は國體の本義に徹したる臣道を日常生活に實踐せしめ、眞摯強靱なる國民的資質を鍊成する恒久不斷の國民運動たると共に、高度國防國家體制完成を目指し政治經濟文化各部門に亘り國民生活の編成替の爲生起する當面

焦眉の問題解決に寄與すべき使命を有するものと信ず。

本部の組織は大體この要に對應するものと認めらるゝも、地方支部規定第六條によれば、地方支部は庶務、組織二部共組織、訓練、指導に重きを置き、現下國民最大關心事たる諸問題に關する件は全部中央に一任せる如し。府縣に於ては地方夫々の特殊事情あり大いに研究立案を遂げ以て支部機能發揮する必要がある。

對策案

地方支部に更に一部を加へ専ら地方に即したる對策を扱はしめ、從つて部長、理事を増員すること。

尙支部長問題を未決にし變則なる代行關機を支部結成後まで存置せしむるは本運動推進上遺憾なり。速かに代行規定を廢し支部長を決すこと。

第十五號 常會の規範指導に關する件

提案理由

北海道 黒澤 西藏

大政翼贊運動の生命は常會にある。

抑も常會は單なる上意下達、下意上達の機械的機關にあらず常會に於ては凡ゆる誤解を釋き理解を深め眞に上下の意志を融合和通せしめ不平不満を善導して堅忍剛毅の風を馴致し物資の不足に立脚して節儉素朴の醇風を養ひ精神的の疲勞に希望と活力とを附與すべき聖場なり、若し夫れ常會が物資配給の事務機關に惰し或は不平不満の醸造場所と化するが如きことあらんか實に國家の重大事と謂はざるべからず

故に常會は眞に陛下の御前に在るの態度心構へを以て臨み大政翼贊臣道實踐の謙虛純正なる心境を整へ行事に當るを本義とし苟も虚禮形式に亘ることなく嚴に戒め常會をして國民精神を醇化涵養し國策遂行の推進機關として充分に其

機能發揮せしむるを要する。

對策案

- 一、朗誦臣道實踐綱領を定むる事
- 二、常會規程を定むること

- 1、開會修禮
- 2、神前禮拜
- 3、宮城遙拜
- 4、國歌合唱
- 5、臣道實踐綱領朗誦
- 6、誓
- 7、講話、體驗談發表等（二十分前後）
- 8、諸報告達し等
- 9、相談
- 10、神前禮拜（散會）

第十六號 翼贊運動の下部組織整備に関する件

提案理由

島根縣 櫻井三郎 右衛門

現在下部組織として農會並産業組合に於て農事實行組合を生産並生活の協同體として整備を急ぎつつある反面更に部

落會をして下意上達の機關として整備を進められつゝある。斯る二元的指導の爲め地方農村は混迷を來しつゝあるの現状にして之が整備統合は翼贊運動の伸展に影響する處甚大である。

對策案

依つてこの際翼贊會として確固たる方針を確立し行政官廳及農村關係團體に對し統一指導を爲し得る様要請せんとす

農村に於ける部落團體は生産と生活及行政を一體とせる組織でなければならぬ。殊に生産を據點としてこそ眞の政治性は發揚せられ其處に翼贊運動が國民運動としての政治的自覺の下に遂行せしめらる、この點に鑑み農村に在りては部落組織を農事實行組合に一元化するの要がある。

第十七號 地方支部に於て實施すべき事業の明示方に関する件

提案理由

福井縣 高島一郎

地方支部は縣、郡、市、町、村を通じ、その役員協力會議の構成等目下着々進捗中なるも、各級支部として具體的に如何なることを行ふか、又地方廳、公衛との關係、役員の仕事その他につき明確を缺く點あるを以て速かに之が具體的方針を明示することを要する。

第十八號 町會長、部落會長に對し速かに大政翼贊會最下部組織の指導者たるの地位を附與する件

提案理由

東京府 入江種矩
藤山愛一郎

國民組織の最下部組織を速かに整備し、本運動浸透並に下情上通を期し、殊に日常生活に最も深き關係を有し重要使

命を果しつゝある町會、部落會長に對し速かに指導的地位を與へ本會の一員たるの責任と自覺を保持せしめ、之が積極的活動を期せられたい。

第十九號 下部に於ける地域組織、職域組織の連絡に関する件

大阪市 高津啓一
古野周藏

提案理由

地域的の下部組織たる隣組、町内會の組織は現在一應整備を見たが、これら縦の組織と經濟團體、文化團體等の職域的横の組織とを緊密に連繫し眞に臣道實踐の組織網たらしむる要がある。

第四部 行政機構並に法制に関する事項

第一號 帝國議會、地方議會の翼賛體制化に関する件

奈良縣 高森榮喜三
中川義雄

提案理由

帝國議會、道府縣會、市町村會等各種議決機關の權限に検討を加へこの際速かに翼賛體制化する要がある

對策案

帝國議會、道府縣會、市町村會の權限に関する現行法規の改正なき限り翼賛會各級の組織運営上困難を豫想される

この際速かに法規を改正し大政翼賛會の組織との調整を圖ること

第二號 下級團體の事務の複雑を緩和するため法令規定の簡易化を計るの件

和歌山縣 田中平吉

提案理由

續出する新法令規定の難解なる爲之を運用する人に依て解釋を異にし従つて時に不平怨嗟の聲が起る。又法規に精通せざる爲危惧の念を懷き事業に對し消極的態度に傾きつゝあり、かゝる時、理解乏しき民衆に接するに、極めて少數の吏員を以てし晝夜の別なく複雑なる事務を處理する市町村役場、農會等の下級團體は極度の困難にある現狀にも拘らず財政窮乏のため上級團體の如く増員を行ひ得ず且つ吏員の實業界に趨るもの多く全く行詰りの状態にあり

對策案

- 一、努めて下級團體を併合統一すると共に事務處理に便ならしむるやう諸規定を簡易化すること
- 二、地方制度の改正を行ひ合理化すること

第三號 官界新體制の速かなる確立に関する件

東京府 入江種矩
藤山愛一郎
富山縣 烏帽子田榮一
中川寛治

提案理由

大政翼賛運動は官民共に深き反省を求むることより出發する。而もその指導者たり命令者たる官公吏の自覺による新

なる發足こそ一般國民に好影響を與へるものと信ずる。かゝる意味から政府が卒先役所間のセクシヨナリズムの根、行政事務の簡易化を斷行せられたい

對策案

中央地方を通ずる官廳の組織機構の再編成を緊要となすも取敢へず各官廳間の連絡緊密化を計り苟も指導命令にして統一を缺くことならしむること

第四號 政治新體制樹立に関する件

福岡縣 中村 堅太郎

庄野 平左衛門

提案理由

大政翼賛會は政府と協力して行政機構改革（地方自治制度の改正の如き）、經濟組織の改革（産業團體の統制の如き）、選挙法の改正等各般に亘り政治的運用の新體制を速かに樹立制定し、以て更始一新昭和維新の實を擧げる要がある。

第五號 中央、地方を通ずる行政機構乃至運營の翼賛體制化の件

埼玉縣 高石 幸三郎

提案理由

大政翼賛會が地方支部を設置し本格的に本運動を開始せんとする際最も疑懼に堪へざるは中央地方を通ずる行政機構乃至其の運營を舊態依然たるに任せ何等顧みる所なき點とす。大政翼賛會が政府と表裏一體たる關係は勿論地方に及ぶべしと雖も裏はど迄も裏にして表たる本體が翼賛體制を整ひ本運動に先行するにあらずんば如何に地方組織を整備すと雖も熱情ある挺身的活動と之が實效を擧ぐる事は到底期し難し、現今の國家機關の機能は平時に比し飛躍的に

増大し國民の國家に依據する所想像の外にあり、その政府が決意如何により直に敢行し得べき自己改造に誠意と努力を示さずして國民の臣道實踐を熱求する如きは本末顛倒も甚だしく舊觀念の最たるものである。況や近時地方事情愈深刻にして大轉換期に處する國民の焦燥は益々強力なる政治を要望し新體制に對する期待極めて大なるとき官界特に中央の施策が地方民に滲透する行政機構乃至運營に關しては速に之を翼賛體制化し以て地方支部の活動をして強力ならしめんことを切望するものである。

對策案

(一) 政府——地方廳——市町村役場の事務處辨的行政關係を是正し國民經濟乃至生活に即せる體系たらしむること

(二) 行政運營の基調を徹底せる相互信任に置き各機關に人材を簡拔し其の分野に於て高度國防國家體制確立に關する地方行政の一切を責任を以て擔當せしむること。

(三) たとへば地方行政の元締たる内務省の權限を擴大し各省各機關を通じ亂雜に出づる施策は、直轄たらざるべからざる絶對必要の最小限度を除き全部之を通じて一本に地方廳をして活動せしむ。或は地方長官の地位と權限を高め有爲なる中央官吏を地方に分散又は民間より登用し之を輔佐せしめ政府より指示せられたる大綱に従ひ其の裁量に於て思ふ存分地方行政を擔當せしめ少くとも地方民はその地方機關の指導により安心して職域奉公をなし得る據り所たらしめべきこと。

(四) 市町村當事者も市町村民の生活に即せる高度の行政に携らしめ爲に其の選任に地方長官の指導權の加はるも止むなく或は縣單位の統制的機關の設置も可なること。

(五) 恒例の地方長官會議の如きは之を廢し隔月位に知事常會と云ふべき方法にて上意下達下情上通の實際を示されべきこと地方も之に準ず。

(六)之を要するに法制によらざる人による行政執行を要望す。

第六號 大政翼賛會に對する違憲論一掃の件

東京府 入江種矩
藤山愛一郎
三重縣 土屋忠

提案理由

本會に對する憲法上の解釋を廻つて違憲論の行はれつゝあるは國民をして大政翼賛運動に對する疑義を持たしむる憾なしとせず、これが原因は本會の性格不鮮明なるにある、當路者はよろしく本會に國法的根據を與へる等その法的性格を明示してこの種、疑の一掃を圖ることが緊要である。

第七號 新體制に即應する政治體制に重大關係ある衆議院議員公選について翼賛會本部案及政府案の説明を求む

佐賀縣 宇都宮三千雄

提案理由

(省略)

對策案

(省略)

第八號 市制、町村制、選舉制度等の早急改正に關する件

山口縣 田邊讓

提案理由

國 吉 省 三

部落會、町内會、市町村常會の整備を完了した現在に於ては現行の市制、町村制は是等の充分なる運営を阻害するの狀態にあるから速かに之を改正する必要がある。

對策案

部落會、町内會の法人化並に市町村常會の法制化及選舉制度の改正等を含む市制、町村制の改正を速かに實施すること。

第九號 衆議院議員被選舉權資格要件に關する件

島根縣 櫻井三郎 右衛門

提案理由

口頭説明

對策案

衆議院議員被選舉權資格要件中左の二項を加ふること。

- 1、當該選舉區に於て一定の住居を有し且つ一定の職業に従事するものなること。
- 2、一定の年齢を超過せざるものなること。

第十號 衆議院議員及市町村會議員選舉人名簿は選舉執行の都度調製し又は同一名簿にて併用することに改め、市町村役場の事務簡捷に資すること

埼玉縣 澁谷塊一

提案理由

前記名簿は現行法に於ては毎年期を同ふして二様の名簿調製のため市町村役場に於ては有権者の資格調査及名簿登録上多大の手當敷と日子を要し特に時局下市町村役場の事務激増の折柄事務簡捷の一端として選舉執行の期にのみ之を調製、又は同一名簿にて併用することに改め、餘力を以て緊急なる配給其他時局の要務に充當すべきことを望む。

對策案

衆議院議員選舉法及市町村制の改正方、政府當局に連絡建議の上之が實現を期せられ度し。

第十一號 陪審院資格者名簿及候補者名簿の調製を廢し、市町村役場事務簡捷化を計ること

提案理由

昭和二年陪審法施行以來被告人にして陪審の評議に付すべきことを希望する者極めて少數なる現狀に鑑み前記名簿調製の廢止を要望す。

對策案

陪審法の改廢方を政府當局に連絡建議の上之が實現を圖られたし。

第十二號 小町村を強制的に合併せしめ吏員講習所を全国的に設置するの件

提案理由

住民の福祉を増進し、生活の安定を得せしめ國防國家を確立するため町村自治體のなすべき事業山積するも現在の模構では之が完璧を期するは容易にあらず、之が爲或る限度を示し強制的に町村合併をなし、一方町村吏員の講習所を

埼玉縣 澁谷塊 一

全国的に設立し吏員素質の向上を計り以て自治體を擴充強化せしむるは時局下の急務なり。

對策案

之が具體策を考積の上、實施方を政府當局へ連絡建議すること。

第五部 經濟に關する事項

第一號 經濟團體の強大化、政治的進出抑制に關する件

提案理由

民間經濟團體の中央機關を過度に強大ならしむることは利害關係の深刻な相剋を生じ政黨以上の弊を生ずるに至る。この種團體の青年組織等既にその氣運を生じつつある。

佐賀縣 宇都宮 三千雄

對策案

一、經濟團體中央機關を政府の直接指導下に置く。

二、産青聯の如きものを解散せしめる。

第二號 戰時貿易の動向とその對策に關する件

提案理由

今次歐洲動亂の影響を蒙りたる我が貿易界は今年下半年に入り不況益々深刻化し現に海上不安による積出の至難或は

神戸市 福本 義亮

爲替決算不能による商談の不成立等この儘推移せんか速からず相當の倒産者を出すべく寔に憂慮に堪へざる所である。而かも輸出買取會社の設立、實績主義を基調とする代行制の實施等此等一聯の統制方式が窮極に於て中小貿易業者の排除となり爲に一層不安の人氣を驅り、業界の萎靡沈滞漸く深からんとするの實狀にある。昨年九月歐洲戰爭勃發後の情勢が世界市場に著しき變動を齎らし、従つて各國はその貿易政策に根本的に改變を加へざるを得ざるの事態となり、在來の外貨獲得主義より一轉して國家存立上必要なる物資を如何にして獲得せんかといふ國家的要求を主題として貿易計畫を設定せざるを得ざるに至つた。然れども之等輸入の半面は即ち輸出力の如何によるものにして殊に爲替資金に乏しき我が國情としては現時こそまさに輸出貿易の計畫的振興を促進すべき秋にして、斷じて業界をして澁刺たる創意と努力とを失はしむべからざるものなりと信ずる。

對策案

仍て當局は此際貿易分野の設定をなし國家存立上緊要なる資源物資等は特種の業者に之を委ねるとするも、所謂雜品部門關係の如きは中小業者方面に此等を流動せしむるの方針を樹つると共に更に中小業者の合同再編成をなし、現今の實績主義に再検討を加へ以て貿易部面に於ける國民生活の安定を計るを急務とする。若しそれ戦後に於ける貿易經營に想到せんか、今に於て中小業界にも希望と活動の餘地とを存し、以て戦後一段の奮起に資せしむるの要あるものなりと思料す。

第三號 食料生産達成のための肥料確保とその配給圓滑化に関する件

愛知縣 野田正昇

下出義雄

提案理由

事變下農家の自給肥料の増産を計るべきは固より當然なれども他面必須の輸入肥料等に関しても食糧國策の高き見地より深く考察し之が適正圓滑なる配給を要す。

第四號 農村勞力の調整、農業生産力の擴充強化に関する件

埼玉縣 遊谷塊一

提案理由

時局下農村は多くの勞務者を各方面に供出せる結果一般に甚しき勞働力の不足を來しつゝある。農業生産力の維持、擴充、強化を図ることは國防國家建設上の最大要請である。

對策案

- 一、部落共同作業所の増設並にその制度化。
 - 二、都市に於ける轉失業による餘剩勞力を農村勞働力供出の緩和に用ゐること。
 - 三、農業技術指導の改善。
 - (一) 農事試驗場の機能の強化
 - (二) 農會の技術的機能の強化
 - (三) 農業技術者の待遇改善
 - (四) 資材不足を克服のための技術的指導
 - 四、電力節約を強化し農業に對する電力の増配。
- 第五號 米穀供出代金の精算その他に関する件

埼玉縣 遊谷塊一

提案理由

米穀管理制度實施に當り供出代金は迅速に精算する要あり且つ管理米所有者は地主階級のみならず小作人も多數を占むる實情を考慮する要がある。又軍部等に對する納入品に關しても精算を敏活ならしむる要がある。

對策案

管理米に對し大藏省預金部資金より融通する貸付金に對し利子を附するが如きことは出荷に悪影響を及ぼすを以て無利子を原則とすること。軍部納入の兔毛皮、藥、軍事援護機械等の代金精算が遅延することは増産その他に悪影響を與へるを以て關係當局をして可及的速に精算方を圖らしむること。

第六號 米穀の増産を圖るための耕作獎勵金交付に關する件

提案理由

和歌山縣 田 中 平 吉

米穀の増産、食糧の充足は刻下焦眉の急務にも拘らず米穀が諸物價に比し著しく安きに失するため、米作農家は有利の業を逐ふて米作に努力を缺く結果減收を來すものと認む。耕作獎勵金を交付して増産を圖るべきである。

對策案

作付規正の實施による米作段別の増加を圖ると共に、段當り收穫量の増加の要あり。之がためには他の如何なる農産物栽培よりも有利なるを要す。故に米價參拾貳圓の當時に比し他の諸物價は平均十七割の騰貴なるを以て、米價は少くとも五拾五圓以上ならざるべからず。然るに現在の米價は四拾參圓なるを以て其の差額拾貳圓は獎勵金の交付により米作農家の損失を補填するを適當とす。而して全國平均段當り收穫貳石なるを以て石當り拾貳圓の割合にて耕作獎勵金を交付するときは段當り貳拾四圓となり米作耕地三萬町歩に對し七億二千萬圓の豫算計上を要す。右二十四圓の

獎勵金交付方法は十二圓を作付規定實施の効果を百パーセントならしむるため米作耕地一率に交付し、殘額拾貳圓は實收高の増加率高きものに累進増額交付の方法により増産獎勵を目標とす。

第七號 農産物包装の回収に關する件

提案理由

埼玉縣 澁 谷 塊 一

肥料其他一般商品の包装は總て回収する建前にして消費者の負擔となれるも、農家の生産物に對してのみ包装の回収なきを以て生産擴充に影響するところ尠からず、供出促進上考慮を要する問題である。

對策案

空缶、空俵の類は原則として回収（消費者負擔）とすること。

第八號 農事實行組合取扱配給品に對する配給系統の整備に關する件

提案理由

埼玉縣 澁 谷 塊 一

配給系統及配給箇所多岐に亘り物品を異にする毎に配給方法を異にするは勞力を徒費せしむること尠からず。農村勞力不足の折柄之が系統化單一化の要がある。

第九號 農村に對するマッチ増配の件

提案理由

埼玉縣 澁 谷 塊 一

農村一般にマッチ不足の折柄冬季に入り一層その感あり。且つ農村には電燈の設備なきもの尠からず、都會に比し需

要の係数大なるによる。

第十號 農村に於ふる中小商工業者の轉失業対策に関する件

提案理由

埼玉縣 澁谷 塊一

農村に於ける中小工業者は經濟新體制の進行中に於て深刻なる影響をうけつゝあり。この際都市に於ける中小工業に對すると同様にこれら農村に於けるものに對して適切なる對策の要がある。

第十一號 生果物統制販賣價格の暴落防止に関する件

提案理由

埼玉縣 澁谷 塊一

生果物統制販賣臨時措置法の運営に遺憾の點ありて價格の變動甚しく、即ち公定價格により出荷するもその機能發揮し得ず、たみに出荷物市場に溢れ、價格の暴落を招き、運賃に相當するのみの事例乏しからず、生産者に及ぼす影響甚大なるものがある。

對策案

右措置法の強化、運営の改革を斷行すること。

第十二號 中小商工業者の前途不安を一掃する爲企業改革の行き過ぎを是正するの件

提案理由

名古屋市 富田 彦吉
三輪 常次郎

大都市市民の中堅層をなし其の數に於て九九%を占むる中小商工業者は、重點主義の強化と配給機構の改革とに依り其の行くべき處を失へるを現状とす。

云ふ迄もなく中小商工業者中には國民經濟上其儘の存續を絶対に必要とするものあり、又極めて優秀なるものあり。然るに國民職業指導所、國民更生金庫及國民勤勞訓練所の三機關設置の方針發表せられてより、中小商工業者は總て其の生業を去らざるべからざるものと誤解せる向き尠ならず。而して右は主として政府に於て現状を維持すべき業種と轉業を要する業種とに關し、明確なる具體的指示を與へざるに緣由するものと考へらるゝ處なるが、又他面新體制を以て無差別的改革と同視するの謬見並に不必要なる事業方面に對する劃一的企業合同等所謂行き過ぎの傾向は地方に於て特に著しきを認め得る所にして、爲に中小商工業者の全部を漠然と不安に陥れて只管迷はしむるの結果となりつゝあり。故に速かに企業改革の行き過ぎを是正すると共に、中小商工業者の前途に關し明瞭なる具體的指示を與へ、徒らなる不安を一掃するの要がある。

第十三號 中小商工業者轉失業対策に関する件

提案理由

富山縣 島 樽子 田 榮 一
中 川 寬 治
大 阪 市 高 津 啓 一
吉 野 周 藏

國內經濟機構の再編成に伴ふ中小商工業者の轉失業は現下最大の問題である。仍てこれが速かなる對策を望む。

對策案

右の對策として政府は大阪及東京に國民勞働訓練所を開設することであるがこれに對して左の諸點を望む。
一、大阪の如く夥多の中小商工業者を包括する都市から見れば現在企畫中のものは規模餘りに少なり、壯大なる企畫を望む。

二、大阪市には從來勞働訓練所、機械工養成所の如き施設あり、之を重複せざる様留意を望む。

三、大阪市役所産業部は市産業助成に關し相當の組織及施設あり、これと重複せざる様緊密なる連絡を望む。

(以上大阪市)

第六部 文化に關する事項

第一號 用語の簡易化を計るの件

提案理由

和歌山縣 木村常助

最近發表される言辭句は、新熟語を使用せずんば國民の關心を得られざる如く考へ續々新辭句を用ひてゐる感がある。新辭句は後に至りその意味を玩味するとき、適當でなく論議の的となるやうなものが發見される場合がある。この爲累を本運動に及ぼす様なことがあれば由々しき大事である。

對策案

古來から使用されてゐる洗練された辭句、或は可成平易な用語を用ひ古き歴史を尊ぶ民心に投合するやうにしたい。

第二號 大政翼賛臣道實踐の爲に教育教化の徹底を期するの件

提案理由

和歌山縣 田中平吉

大政翼賛臣道實踐は、日本國民の生命にして、國民教育教化の根本精神とせざるべからず。此際全國教育教化團體一齊に蹶起し、全國民にこの趣旨の徹底と實踐指導の任に當らしむることを最も適當なりとす。

對策案

一、青年をして國家意識を明確に把握せしめ臣道實踐示範たらしむべく練成すること。この爲に國費を以て青年教育施設を完備し優秀なる指導者を配置すること。

二、小學校教育を通じて家庭に臣道實踐の精神を透徹せしむること。

三、中等學校以上の教育者に臣道實踐の責任を強く持たしめ學生々徒を薰化せしむること。

四、全國神職僧侶等をして一齊に蹶起し、大政翼賛臣道實踐の精神を氏子又は崇敬者、壇徒に徹底すべく教化に當らしむること。

五、其の他の社會教育教化關係者をして本趣旨徹底のため一齊に奮起せしむること。

第三號 農村に對するラヂオ普及方の件

提案理由

埼玉縣 澁谷塊一

都會に於けるラヂオが兎角喧騒視されるに反し農村に於ては貴重視されてゐる。情報落手、家庭慰安等のため農村に對するラヂオの普及、農村に對するラヂオ放送對策は慰安の地方分散の見地よりも緊急である。

對策案

- 一、ラヂオ受信器は現在農村にとりては未だ高價に過ぐるを以て特に農村用特定ラヂオ受信器の普及を圖ること。
 - 二、放送番組を農村向とし要すれば農村放送の如きを考慮すること。
- 第四號 科學教育の振興に関する件

提案理由

長崎縣 岡田壽吉

高度國防國家建設のためには物心兩面に亘り總動員されねばならないがその物的部面に於てはこれを科學、技術の高度化整備化に俟つ外ない。大政翼賛會はその運動の主要な項目としてこの問題を探り上ぐる要がある。

對策案

- イ、國立科學研究機關の整備
 - ロ、科學教育の再編成、科學知識の普及
 - ハ、科學者、技術家、技術官の優遇
- 第五號 「假名」といふ名稱を改正するの件

提案理由

各界代表 山本有三

對策案

口頭説明

第六號 教育者に対する新體制理念徹底に関する件

神奈川縣 田邊徳五郎

提案理由

第二の國民を錬成すべき教育者に新體制理念を把握せしめこれに對して深き信念を懷かしめることは刻下の急務である。

教育の新體制は來年度より實施の國民學校案に明かだが教育は政治或は經濟に文化に密接不離の關係あるを以て教育者に新體制諸般に亘る認識を徹底せしめるの要がある。

對策案

- 認識徹底のためまづ左記の如き責任と權威ある刊行物を出すこと。
 - 一、新體制の根本理念と日本精神
 - 一、新體制の歴史的展開と日本新體制の特殊性
 - 一、政治新體制の機構と大政翼賛會
 - 一、經濟新體制の機構と大政翼賛會
 - 一、文化新體制の機構と大政翼賛會
 - 一、教育新體制と教育者
- (各刊行物共明快に解説すること)

質問、希望並に地方事情に関する事項

第一 大政翼賛運動について

イ、新體制に名を藉りて過言不穩なる講演をなす者多し。之等の防止矯正に就いて

ロ、下部常會に於て下意上達の扱ひ方に就いては大いに手心を要す（既往三年の實驗上）

ハ、官吏と民衆との疏隔は憂慮に堪へず。地方に於て官吏を常會に出席せしむること就いて
其他常會の指導精神に就いて

第二 食糧増産と肥料價格に關し政府に對する懇願

大阪府 大 植 啓 治

大阪府 大 植 啓 治

第四 新體制に即應する教學刷新について
佐賀縣 宇都宮 三千 雄

新體制に即應する教學刷新の根源たる最高學府の刷新に對する翼贊會本部及政府の對策説明を求む。

第五 新體制に即應する皇道經濟の確立に就いて
佐賀縣 宇都宮 三千 雄

新體制に即應し皇道の世界宣布に適應する皇道經濟確立の意圖なきや。

第六 地方事情の發表
石川縣 澤野 外 茂 次
嵯峨 保 二

臨時中央協力會議に際し、下情上達の機關たる地方協力會議未組織のため、之に代はるべく地方支部役職員の意見並に金澤市に於て發行する北國毎日新聞社をして、廣く縣民に大政翼贊會中央協力會議に望む縣民の聲を募集せしめ、更に同社主催の青壯年協力大會に各郡代表青壯年の發表せる希望意見等を合せて整理區分し、右兩議員に於てそれぞれ分擔、地方事情を發表開陳するものとす。

第七 青壯年層各種思想團體の統制について
青森縣 神 田 重 治
佐々木 義 滿

青壯年層に於ける各種思想團體の結成に對し本部は如何なる態度を以て之に處せらるゝや。

之を一元化するの意志あるや否や。

第八 地方事情發表並に希望事項開陳
兵庫縣 大 西 甚 一 平
川 崎 芳 熊

第九 大政翼贊會成立後の地方事情について
埼玉縣 澁 谷 塊 一

大政翼贊會成立の趣旨綱領に關しては、新聞紙上或はラヂオ等に依り翼贊運動の輪廓等は大體了知し澎湃として新體制の聲漲り一般に好感を以て迎へられ、「下より盛上る力」漸次旺盛の度を加へつゝある様觀察せらるゝも、未だ指導方針の明示なき爲恰も砂を握つて握り切れざる思ひありて確信を持たず、方向に迷ひ之が進路を憧憬し居る狀況にあり。

就ては一日も早く國民の進むべき具體的指針を明確ならしむると共に、上部と下部組織との連絡機關を整備して下情上通の途を講じ、荏苒遲疑することなく協力實行に邁進せしむるの急務たるを痛感す。速かに之が徹底を圖るの措置を講ぜられんことを要望す。

尙從來中央に於ける決定事項にして新聞紙上其他に發表せらるゝも月餘を経過するに非ざれば下級に達せざる實情にあり、將來上意下達を敏速ならしむる方途を講ぜられんことを切望す。

第十 國內産業新體制の重點如何

第十一 農村經濟新體制の核心如何

第十二 産業團體の統合及買賣會との關係

第十三 大政買賣會本部、支部の關係如何

岩手縣 照 井 一 郎

岩手縣 照 井 一 郎

岩手縣 照 井 一 郎

埼玉縣 高 石 幸 三 郎

イ、地方支部は本部の指令により活動すべきものなりや。

ロ、地方支部にして独自の施策活動をなす場合中央本部の承認を要するや。

ハ、支部結成式後直ちに爲すべき仕事に付き本部の企畫如何。

ニ、地方支部の經費は全部中央本部に於て支辨するや。

其三、地方に負擔せしむるときは相當額の補助をなすや。

第十四 地方支部と各種團體との關係について

埼玉縣 高 石 幸 三 郎

地方支部特に市（六大都市を除く）町村支部と中央に親團體を有する市町村内各團體（産業報國會、青年團、婦人團體、農會、産業、工業、商業各組合、商工會議所等）とは如何なる關係に立つものなりや。

第十五 地方支部特に市（六大都市を除く）町村支部運営について

埼玉縣 高 石 幸 三 郎

イ、支部規程によれば市町村支部長は餘程の支障なき限り市町村長之に當ると見るを妥當とす而して市町村常會は市町村協力會議を代行するものとせば内務省訓令による市町村常會の運営は毎月一回必ず開會すべく又左様にすることとが實效を擧ぐる所以なるが支部協力會議としては年二回以上之を開會すべしと云ふ然らば毎月開かるべき常會を其のまゝ支部の協力會議と併用して差支なきや或はある特定の月のものを協力會議と致すべきや更に支部協力會議は支部協力會議として常會と別箇に開會すべきものなりや。

ロ、支部理事が同一支部協力會議員を兼ねるは不可なる趣なるが市町村の實狀に於て市町村常會の運用により町内會部落會の活動を統合なすを適當と認めらるゝもかくては支部として實質上支部の協力會議を常時運用する事となり之に反し支部理事を主として支部の運営を圖れば市町村としての市町村常會の效果は減殺する事となる人選關係もあり之が整調如何。

ハ、地方支部は府縣支部迄は中央本部同様官廳と所謂表裏一體の關係を認め得るも市町村支部に至りては事實上兩者同一體となると思料せらるゝも本部の見解如何。

第十六 大政買賣運動を最も有效適切に展開する具體的方策如何

1、當初から強度の政治性を持たしめんとする所に誤謬があるのではないか、一般國民には新體制協力の念が漲つて居乍らも翼賛運動の展開が遅延して居る爲め寧ろ痺を切らして居る現状である、一般國民は高度國防建設の爲めには生活の安定を保持し得らるゝ限り如何なる犠牲も吝まざることを覺悟してゐるであらう、乍併具體的には如何なる程度範圍の犠牲を負担すべきものなりや或は近衛總裁聲明の如く最少限度の生活が果して保證せらるゝものなりや等につき焦慮不安の念を抱かしてゐるのではないか、有效適切な翼賛運動の展開は先づ盛り上がる協力的態勢の人心を把握し適切な指導方策を構することである、從而最初は政府の補助機動的或は宣傳機動的であつてもよい兎に角速に具體的進展を遂げることを切望する、假令夫れが精動類似的なりとの世評を一部から受くるも政府の政策（就中時局下緊切の政策）について國民を充分指導し是が徹底を期し得るならば目的の一半を達し得るのではなからうか。

2、中間行政機關及中間社會層の抱懐する行き過ぎた翼賛運動理念を嚴に取締り且つ是正する必要がある。

近時動もすれば新體制の流行的狀況を呈し濫に新規の思策を試み徒らに變革を好み却つて翼賛運動の目的に添はざる結果を招きつつある趣き尠しとせず此の間を縫つて無責任なる言辭を弄する者もあり斯くして不必要なる人心不安を醸成しつゝあるかに察せらるゝ、斯る事態を防止することは健全なる翼賛運動展開の基調であるとも言ふ可き點である。

3、翼賛運動の有效なる展開を爲すには先づ政府に於て思ひ切つた官界新體制を具現し卒先して新體制の範を垂れる必要がある。

目下樞密院に於て審議中に屬する事項の如きは官界新體制の一部分に過ぎない。

我國の行政は監督行政より指導行政、統制行政に移行の道程にあるも行政機構之に伴はず、官吏の觀念又之に伴はざる憾みがある、各省割據、指導の區々、官吏の功名心、綜合的視野を離れた擔任事務の尊重等の如きは眞に是正を要する點である、各省官制の現状維持は重點主義に反する人員を配備し、時局便乗の事業を成立せしめ如上の弊を誘發する結果となる。

宜敷時局下に適切なる臨時官制を制定し官界に強度の重點主義を具現し且つ官吏の行政觀念を一新するを要す。

4、翼賛運動は國民に何を求めるか其の具體的内容を可及的に明確ならしめ國民に希望と光明を與へ潑刺たる意氣に燃える自發的協力を促すべきである。

5、下部組織と併行して地方行政機關及び其の補助機關、連鎖機關等を總動員して翼賛運動精神の徹底を期するを要す。

斯くすることに依つて地方在住の革新的人材を把握するを得べく又關係機關の傍觀的態度を更新し翼賛運動を地方的に盛り上がりしむることが出来る。

第十七 地方事情及これに對する意見開陳

三重縣 森 俊 雄

1、新體制運動と大衆

(イ) 大衆の行動の多くは主義思想の上に立つものに非らず從て實踐的行動規範を明示して誘導するを要す。

(ロ) 大政翼賛會の目標は大政翼賛の臣道を實踐するにあり隨て綱領なしとせられたるも斯る概念論にては民を指導するを得ざるものと認められるを以て速に一億の國民大衆全般に理解實踐せしめ得べき綱領を示す必要あり。

(ハ) 有力達識者の間に新體制と共產主義等との關係に付て論議されつゝあるは止むを得ざるも大衆は漫然「共產

主義は悪し」「社会主義は適當ならず」程度の認識を持つに過ぎざるものなるを以て斯る論議が世上に流布喧傳せらるることは百害あつて一利なきものと認む。

2、公益優先

観念的に公益優先を強調するは可なるも具體的には日常生活及事業經營が直に其の趣旨に合致すべく指導するを要す。

3、政治に對する國民の信頼

政府が宣明し又は公約したる政策等にして「單る意圖の程度に過ぎざるもの」「計畫の中途に放棄するもの」「徹底せざるもの」「計畫と實行との間に懸隔多きもの」等ある爲國民の政治に對する信頼極めて乏しく従て各種施設事業に當り「役人の算盤勘定だ」「机上の空論だ」「お役所仕事に過ぎない」等と稱し顧慮せざる事例多し。

4、地方支部の組織

(イ) 支部長は左の者を以て充つること。

縣 知 事

郡 郡町村長會長

市 市 長

町村 町村 長

(ロ) 地方協力會議員

イ、郡、市支部長は總て縣協力會議員たらしむること。

ロ、町村支部長は總て郡協力會議員たらしむること。

第十八 現下藝術政策の根本目標並當面の緊急事項等に就いて

第十九 積極的政治の要望について

各界代表 高 村 光 太 郎

各界代表 山 崎 靖 純

第二十 人口資源と國民體力問題に関する件(質問)

各界代表 郷 隆

第二十一 翼賛運動指導推進の初頭に於て注意すべき要旨

大阪府 小 畑 源 之 助

經濟の新體制は既に十二年の九月から實現し、中には行過ぎたるものさへある之は官規一方の進捗で國民は之に伴はなす。一日も速かに之に應ずる國民の心構へを育成することが必要である。

翼賛運動は先づ、此頼るに方なく訴ふるに途なく又新體體制を理解し得ず、右往左往しつゝある民心を捉へ、克く國家の要請を説き、又其訴へんとする衷情を聴き、誤れるものは戒め、正しきものは之を政府に移し、眞に官民一體の實を擧ぐべく眞劍なる工夫と努力に當るべきである。

翼賛運動が行政と混同しては、政令二途に出で又は重複無駄を生じ、國民をして歸趨を失はしむる惧れがある。宜しく表裏となりて其能を發揮し、而も連絡に遺憾なきを期することが必要である。

第二十二 議員候補者隣組推薦制確立の件

大阪市 高 津 啓 一

古 野 周 藏

一、舉法改正案は議案局案に依れば

- 一、労働者は労働者として、百人結束して一人の候補者を推薦
 - 二、工場主は工場主として、百人結束して一人の候補者を推薦
- 選挙場裡で稿をけづることも可能な仕組であるから此の案に依れば選挙によつて折角造り上げた舉國體制すら滅茶苦茶になつて了ふ惧れが生ずる。

隣組を新體制の基礎的組織として以上、選挙に於ても之を基礎母體とすべきと思ひ隣組に依る推薦制を實現して欲しと思ふ。

方 法

- 一、隣組は其選挙區の議員定數以上其の倍數迄の候補者を連記に依り町會に推薦すること
- 二、町會は隣組の上申を基礎とし同一方法に依り其の定數の倍數迄を町會聯合會に推薦すること
- 三、町會聯合會は町會の推薦を基礎とし同一方法に依り其の定數の倍數迄を大政翼賛會地方支部に推薦すること
- 四、地方支部は其の推薦を基礎とし同一の方法に依り其の定員の倍數迄を本部に推薦し其の統裁をまつて其定數を公認すること

此の方法に依る場合には選挙期限が長期に亘る危険もあるが、例へば三十日の選挙期間は前半は推薦期間、後半を運動期間とする方法もあり特別に長期に亘ることはないと思ふ。

尙此の方法を有効適切に活用するため次の諸項に留意して頂きたい。

- 一、此の方法に依る場合は定員數の増減はどちらでもよい。
- 二、舊地盤に依る選挙は結局、舊理念を盪頭せしむる惧があるから選挙區は大選挙區制を採用すべきである。

三、公認せられた新人の進出を可能ならしめるため選挙公營を徹底しなければならぬ。

第二十三 生産、集荷、配給、消費機構の統制一元化による国民生活の安定について

青森縣 神 田 重 雄

生産、集荷、配給機關の機構の如きは徒らに手續を繁雜ならしむるのみならず、生産者に經濟的打撃を與へ、延いては從來の生産機構を破壊し、生産減を招來せるは一面行政上の缺陷より生じたものであるが、要するに生産、集荷、配給機構團體中經濟事業經營上より對立を來しその統制を缺くからに外ならない。

これが對策としては

- 一、從來の金融事業關係は勿論經濟的經營事業を獨立させ純然たる産業團體とすること。
- 一、經濟關係機構においては生産と集荷の圓滑、迅速なる經濟的決濟、集荷と配給との均衡、配給と消費との統制による經濟的資金運用の圓滑化を主とすること。
- 一、集荷資金、配給資金は産組中央金庫と密接に連絡せしめる。
- 一、府縣單位産業團體は府縣行政部と密接に連繫表裏一體たらしめる。

第二十四 青壯年思想團體の統制その他について

青森縣 神 田 重 雄

本部に於て青壯年の思想團體を統制し翼賛運動の一翼とすべく、又府縣支部内に青年部を設け府縣下思想團體を統制せしめ、郡市町村支部と密接な連絡の下に下部組織に對し指導的實踐運動の推力たらしむること。

第二十五 地方勞働力確保維持策について

青森縣 神 田 重 雄

地方の産業を維持しその生活の擴充を計るには地方に於て必要なる勞働力を保全するにある。よつて軍需工業以外販都市に集中の傾向ある勞働者の移動について都會との勞賃の均衡を圖る等の處置を以て抑制策を講ずること。

第二十六 本會趣旨の徹底

京都市 西村力

田中和一郎

イ、中核體に於ける幹部間の指導理念の統一

ロ、本運動の實踐綱領の即時發表

ハ、政府の「知らしむべからず、由らしむべし」的態度の是正即ち國民の國策に對する自發的協力の促進

ニ、翼賛訓練の徹底

ホ、本運動に對する惡質デマの徹底的拂拭

言論機關に對する統制の強化と街頭デマの嚴重取締

ヘ、翼賛精神の宣傳

本會の機關新聞、雜誌等の發行、ラヂオの連日放送、映畫紙芝居等による強行宣傳

ト、經濟新體制の確立と實施の徹底

公益優先、職域奉公を根本精神とする企畫の再編成と經濟團體の再編成と經濟團體の再組織

チ、政府の決定事項は變改せざること

リ、政府の決定事項に對し非難を許さざること

ス、各種團體の統合

第二十七 地方事情並に各界事情の發表

京都市 西村力

田中和一郎

政府は京都市に於ける七・七禁令の染色産業に與えたる致命的打撃を速に救済し以て市民をして一意職域奉公に専念せしむべし。

イ、應急的對策

政府は更生資金をより圓滑容易なる方法にて融資すべきこと。

ロ、恆久的對策

政府は國土計畫の許す範圍に於て市内又は其の附近に重要産業部門を可及的速に開設すべきこと。

第二十八 中央協力會議の本質、地位及權限について

各界代表 窪井義道

一、大政翼賛運動規約第十二條に「中央本部に中央協力會議を附置す」とあるが其意義如何。

二、内閣情報部發行「週報新體制早わかり」に「この總裁の下に中央部が設けられ、事務局と中央協力會議が置かれ云々」と記述されるが、事務局と中央協力會議とは如何なる地位權限等の關係にあるや。

三、中央協力會議は決議機關なるや諮問機關なるや又單なる審議機關なるや。

四、前述「早わかり」に「協力會議は國民組織そのものではなく、國民組織を促進するための一の機關であります」とあるが、その通となるや。

促進機關なりとすれば、一時的のものにして、國民組織成立の上は、その使命達成する事となり協力會議は解消せ

らるべきものなりや。

五、大政翼賛會は「本運動を推進する機關として大政翼賛會を置く」と規約第三條に規定されてあるが、之も亦國民組織成立の上は解消せらるゝものなりや。

先般新體制準備委員會に於ける解釋は恒久的機關也との決定を見たるやに承るが、其點を明確に致されたし、所見如何。

六、大政翼賛會は強力なる政治團體と考へらるゝが、法律上如何なる法規に屬するや、政治結社なりや、在來の結社法のもの別個の存在なりとする時には、別に立法をなし、本運動に關する法規を制定せらるゝ意思又は用意を有せらるゝや。

七、中央協力會議の議長の地位、權限は如何なるものなりや。

八、中央協力會議と地方協力會議との關係如何。

中央協力會議は地方協力會議は地方協力會議を指導監督する權限を有するものなりや。

中央協力會議と地方協力會議との連絡方法は如何にして行ふや。

九、中央協力會議と地方協力會議との連絡、地方よりの陳情、地方中央の情勢調査等を考察して中央協力會議内に之等の事務を處理すべき事務局を設置すべき必要あると思ふが所見如何。

追加議案（一）

第二部 追、第一號 啓蒙運動強化に關する件

提案理由

山梨縣 山田新太郎

大政翼賛運動が刻下の喫緊事にして國民全體が身を以て之を具現しなければならぬ趣旨を、國民のあらゆる階層に徹底さす要がある。

對策案

全國の中小學校長を生徒兒童を通じて各家庭へ本運動を浸透せしめること。

追、第二號 造言蜚語の取締徹底に關する件

提案理由

山梨縣 山田新太郎

近時民間に於て盛に預金引出制限令等近く發布せられ預金の自由引出不可能に陥るべきことを流説するものあり。これを放置せば金融經濟界に悪影響を及ぼす恐れあり、速かに絶対阻止の要ありと認む。

對策案

全國警察署、憲兵隊を動員してこれが取締を勵行せしむること。

追、第三號 生活簡易化の實踐に關する件

提案理由

山梨縣 山田新太郎

物資節約のため同民各階層は其分に應じ極度に簡易生活を實踐することが緊要である。

對策案

先づ日常生活より實踐し、特に上層階級に於て之が範を示すこと。

追、第四號 大政翼賛會の趣旨徹底運動の件

各界代表 兒 玉 九 十

提案理由

大政翼賛會の具體的方針の不明は、中小工業者等の生活不安と關聯して翼賛運動に對する疑惑誤解を生む恐れあり。本會の方針を速かに明示すると共にその積極的徹底運動を展開する必要がある。

對策案

全國各府縣支部に支部會を開催せしめ、之に府縣内各種團體長並指導力あるものゝ出席を乞ひ、本部よりは必ず幹部が總裁代理として出席し本會の趣旨を説明して國民の協力を乞ふこと。

第三部 追、第一號 道府縣支部長選任の件

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

一 圓 友 多 郎

提案理由

(略)

對策案

支部長は知事を以て充つること。

第四部 追、第一號 中央各省割據の弊を矯正し相互間の連絡を緊要ならしむること

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

一 圓 友 多 郎

提案理由

(略)

對策案

一、中央行政機構の改革

二、行政事務の簡易化

第五部 追、第一號 中小工業者轉失業對策に關する件

山梨縣 山 田 新 太 郎

提案理由

(略)

對策案

一、中央に臨時失業對策局を設置すること。

二、府縣市に臨時失業對策課を設置し、適當なる指導官を置くこと。

三、職業補導所、職業紹介所、原生金庫を大擴張し、各地に支所を設置すること。

右の外國土計畫により大陸に適當なる土地を與へ、各府縣班を組織し大量移住せしめることが必要と思ふ。

追、第二號 産業組合、商業組合の摩擦調整の件

山梨縣 山 田 新 太 郎

提案理由

中央に於ては産組、商組の摩擦は一應解消せるも地方に於ては未だ完全に解消せず、配給部門等に於て屢々激突を起しつゝあり。殊に中商工業者の神経は尖鋭化し、その調整は緊要である。

對策案

府縣知事を主體とせる調整委員若干名を設けて調整し、調整不能の場合は中央主管省の裁断によること。
追、第一 速かに中央中核體體の意見を統一するの件

熊本縣 中 島 爲 喜

深 水 吉 毅

中央中核體に於ける主張一致せざる爲地方に於ては翼贊會の前途に疑惑を抱くもの多し。
速かに中央中核體の意見を統一することを要請す。

熊本縣 中 島 爲 喜

深 水 吉 毅

追、第二 地方支部事務局の二部制改善の件

支部規定に「事務局に庶務部及組織部を置く」とあるが尙研究の餘地あり。

追、第三 中央の實踐的活動の遷延しつゝあるは遺憾なり

熊本縣 中 島 爲 喜

深 水 吉 毅

説明略

追、第四 特殊事情ある地方に於ては翼贊會主旨を徹底せしむる爲に特殊の方法を講ずる事

熊本縣 中 島 爲 喜

深 水 吉 毅

説明略

追、第五 婦人組織問題に関する件

各界代表 田 中 稔

大日本國防婦人會、愛國婦人會、大日本聯合婦人會は此の際大政翼贊運動の趣旨に基き全國婦人の組織へと統一する事を要す。

追、第六 大政翼贊會と地方廳との關係については中央官廳と聯絡の上處置せられたきこと

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

一 圓 友 多

追、第七 地方組織運営に関する經費の支辨方法並に中央より配附さるべき經費の交附時期如何

滋賀縣 別 所 喜 一 郎

一 圓 友 多

追、第八 支那事變處理に関する件

各界代表 今 井 新 造

追加議案 (二)

第一部 追、第一號 指導理論確立の件

群馬縣 木 村 寅 太 郎

小 此 木 左 馬 太

第二部 追、第五號 指導及宣傳方法強化洗練の件

群馬縣 木村寅太郎

追、第六號 翼賛運動を阻害する言動取締、自稱愛國團體取締の件

小此木左馬太

群馬縣 木村寅太郎

追、第七號 教學刷新による大政翼賛の本義徹底の件

小此木左馬太

群馬縣 木村寅太郎

追、第八號 出征軍人及遺家族慰問日設定の件

小此木左馬太

群馬縣 木村寅太郎

追、第九號 産業團體の再編成に關する件

小此木左馬太

農村に於ける大政翼賛最下部組織たる部落會が眞に臣道實踐に徹し得る様中央産業系統團體の再編成を望む

長野縣 藤井伊右衛門

吉川亮夫

第五部 追、第三號 蠶絲業に對する基本國策樹立を要するの件

群馬縣 木村寅太郎

提出理由

小此木左馬太

蠶絲業基本國策の確立は我國外交の動本的動向を決定し及纖維工業に新生面を打開するため喫緊の要務なり。

對策案

イ、スフ偏重政策の是正及絹糸絹毛絹紡工業の助長

ロ、國用蠶種の徹底的獎勵による高級輸出用生絲の減産及綿花、パルプの輸入妨壓

ハ、國土計畫に基く養蠶特殊地域の指定

追、第四號 中小商工業者轉失業對策確立の件

群馬縣 木村寅太郎

小此木左馬太

提案理由

速かに基本動向を決定し民心を安定せしむるは翼賛運動の進展に寄與するところ大なるものがある。

對策案

イ、厚生金庫の活用促進

ロ、統制實施に當り重點主議の美名の下に大資本家大事業主をして徒らに名を成さしむる惧あり特に留意を要す。

ハ、轉業獎勵に當りては目前の安きに就かしめず努めて國家興隆の線に伴ふ職業に従事せしむる様すること。

ニ、轉業者をして労働尊重の氣分を自ら湧出せしむる様社會的經濟的に考慮をめぐらすこと。

ホ、轉失業者は猶出征軍人又は名譽の戦死者なりとの觀念を以て遇すること。

へ、努めて失業者の語をさけ職業編成替へなりとの觀念を抱かしむる様すること。
追、第五號 勤勞奉仕制確立の件

追、第六號 米穀配給割當の公平化に關する件

群馬縣 木村寅太郎
小此木左馬太

第六部 追、第一號 國民祭日を設くるの件

提案理由

群馬縣 木村寅太郎
小此木左馬太

古來郡市農村共に祭禮日あり、その日は全戸休業して共に楽しむの美風があつたが近時漸くこの美風は廢されやうとしてゐる。これを復興するは民心の作興郷土の美風保存郷土愛の振起共同精神の涵養に資するところ大なるものがある。

對策案

イ、一年數回國民祭日を設けその日は全戸休業して祭典を執行すること。
ロ、農村の田植收穫等を機會に行はれたる從來の祭禮日となるべく一致せしめ以て農本國策への順應をはかること。
追、第二の 國字問題の根本的解決を圖るの件

群馬縣 木村寅太郎
小此木左馬太

提案理由

漢字の使用は科學教育振興負最大の障礙なるのみならず學者の精神的肉體的負擔著しきものあり且日本文化海外發展の阻害をなす。

對策案

イ、漢字制限(五百字以内)をなすこと。
ロ、國字として「カナモジ」を採用すること。
ハ、カナモジタイプライターの普及をはかること。

追加議案(三)

第五部

追、第七號 強度國防力確實と國內經濟力涵養上平和産業と戰時産業兩對策の確立に就て

追、第八號 生産力の合理的擴充と能率増進徹底的普及に就て

追、第九號 對支對滿貿易と經濟工作の合理化に就て

追、第十號 支那通貨政策の革新に就て

追、第十一號 經濟法規の一大改正と配給及物價機構合理的整備に就て

追、第十二號 中小商工業の救濟轉業對策と共に積極的に中小商工業の失業廢止對策の確立に就て

日
程

第四部

追、第二號 各省組織の合理化と人的配置の大改善に就て
追、第三號 國策の樹立及運用上の一大改善に就て

第六部

追、第三號 大東亞共榮圈の指導者たる自國文化建設の基礎確立に就て
追、第四號 國民の反省自覺と自己革新のため宗教的情操の涵養と知恩報德の精神運動徹底化に就て

以上 各界代裝

岡	郷	津	井	今	鈴	西	簡	窪	唐	下	中	山	太	一
壽	古	田	村	井	木	村	牛	井	澤	中	彌	三	郎	
清		信	荒	新	正	茂	凡	義	俊					
豪	潔	吾	喜	造	吾	生	夫	道	樹					

臨時中央協力會議日程

第一日(十二月十六日)

開 會 式

午前十時

一、式 次 第

同 同 十五分

換 摺

午前十時十五分

一、總裁 換 摺

二、事務總長 換 摺

三、議長 換 摺

總 會

午前十一時

一、實踐要綱の説明

二十分 (事務總長)

二、各局長の所管事項の説明

二十五分 (一局長)

午後一時

三、續各局長の所管事項の説明

二時間

(四局長二五分平均)

午後三時

四、會議員提出議案

二時間

議長懇談會

午後六時

第二日(十二月十七日)

總會

午前九時

一、會議員提出議案

三時間

首相官邸に辨當用意す

(首相及閣僚出席懇談)

委員會

午後一時半

一、委員會

第三日(十二月十八日)

總會

午前九時

一、各委員會報告

三時間

懇談會

一、全員懇談

午後一時

總會 (閉會式)

第一日 (十六日)

開會式次第

總會

實踐要綱說明

各局長所管事項說明

會議員提出議題審議

第一日

第二日

第三日

本日は、
本日の
本日の
本日の

開會式次第

- 一、敬禮
- 二、宮城遙拜
- 三、國歌齊唱
- 四、紀元二千六百年紀元節の詔書捧讀
- 五、戦歿將兵の英靈に對する感謝並に出征將兵の武運長久祈念
- 六、誓
- 七、敬禮

誓

我等ハ畏ミテ大御心ヲ奉體シ和衷協力以テ大政翼贊ノ臣道ヲ完ウセンコ
トヲ誓ヒマツル

(岩井敬太郎氏朗讀)

近衛總裁挨拶

我が大政翼賛會は去る十月十二日發會式を舉行致しましたが、其の際申上げました通り、今や我國は一大轉換期に際會し、外は複雑なる國際情勢に適應し、内は高度國防國家體制の完遂に全力を盡さねばならぬ誠に重大なる時局に直面致して居るのであります。斯る秋に際して政府當局は勿論でありますが、一億臣民は克く大御心を體して大政翼賛の臣道を實踐、只管上御一人に對し奉り忠誠を盡すべきは申すまでもありません。我々臣民は此の不動の目標に向つて眞に一億一心となり、是れが障礙となるべき一切の舊體制を破棄し、萬民翼賛の新體制を確立せねばならないのであります。然しながら此の事たるや容易ならざる反省と熱意と果斷とを要するのであります。茲に一大國民運動の發生を必要と致す次第でありますが、此の運動の先驅となるべき大政翼賛會の任務たるや寔に重大なるものがあります。最近は地方組織の結成も順當に進捗致し、其の活動は漸く全國的に展開されんとして居ります。就中協力會議の運用の良否如何は直に本運動の成否に重大なる關係を有するものであることを痛感致して居る次第であります。即ち協力會議は克く上意下達下情上通の道を拓き翼賛體制の眞髓を發揮せしめ、萬民盡く其の處を得しむるの天意を實現すべきものであると信ずるものであります。

右の次第を以ちまして、此の際喫緊の要求に依り、今回匆々の間にあつて、特に臨時中央協力會議を開催致しました所、本日茲に各位の御參集を得まして欣快の至りに堪へません。各位に於かれましては、此の會議の重大使命に想ひを致され、其の目的達成のため協心戮力、折角其の效を致され、忠誠の實を挙げられん事を切望して止まざる次第であります。一言所信を述べまして御挨拶と致します。

有馬事務總長挨拶

徳川三百年の治世は表面平穩の如くに見えますが、此の半面には極めて穩かならざるものが屢々あつたのであります。例へば由井正雪の亂の如き、また大鹽平八郎の亂の如きものがありまして、所謂封建政治に内在する幾多の缺陷と障礙とがあつたと思ひます。加ふるに黒船の渡來のことが起り、國際關係は極めて切迫したものがありました。此の内外の緊迫したる情勢は遂に明治維新となつて現はれたのであります。紀元二千五百年、即ち本年より丁度百年前は天保十一年でありまして、明治維新の萌芽は此の時既に芽生えて居つたのであります。明治元年は即ち紀元二千五百二十八年でありますから、其の間實に二十八年を経過致して居ります。弘化三年より慶應二年に至る孝明天皇の御治政の間には幾多の事件がありまして、殆ど枚擧するに追のない種々の事件が発生を致しました。而して遂に慶應三年の大政奉還、王政復古となり鳥羽、伏見の戦を終りとして明治時代が實現致したのであります。

此の間の経緯を見て私の感じます所は、明治維新の大業は御稜威に依りますこと申すまでもありませんが、國民の皇室に對する絶對的忠誠が此の基底に於ける重大なる力であつたと云ふことを感ずるのであります。繙つて現在の國情を見ます時當時とは甚しき相違のあることは勿論であります。政治上の缺陷弊害に基く政治革新の機運と云ふものは相似たるものがあるやうに思はれます。新黨運動を始め幾多の政治革新運動の起つたのは是が爲であると思ひます。更に國際關係を見ます時は是れ亦當時とは其の趣を異にすること勿論であります。國難と云ふ點に於きましては相似たるものがあるやうに思はれます。支那事變、歐洲戰亂即ち是れであります。大政翼賛運動は斯る情勢の下に生れ來つたものであります。而も其の大本として叫ばれるものは臣道實踐であると云ふことを思ひます。時大政翼賛の大業を成就せしむるものも亦國民の皇室に對する忠誠に俟つこと極めて大なるものがあると云ふ事を信ず

るものであります。臣道實踐と云ふことも亦今回發表されました實踐要綱も極めて抽象的であると云ふ聲を聞くのでありますが、只今も申しました通り、此の實際際絕對に必要なことは國民の心を一にすると云ふこと、億兆一心と云ふことが其の基本でなければならぬと思ひます。吾々が帝國の臣民であると云ふことは單なる認識であつてはならないのでありまして、二千六百年間萬世一系の皇統を仰ぎ奉つたことを考へますれば、如何なる亂臣賊子と雖も臣民たることを忘れては居なかつたと思ひます。たゞ惜むらくは臣民たるの道に徹して居なかつたと云ふことであり、茲に億兆一心と云ふことが出來なければ、國民組織も、新體制も、高度國防國家も遂に出現することは不可能であると考へます。

憲法は儼として存在するのであります。如何なる運動も是れを犯すことは寸毫もあつてはなりません。其の精神に悖る所もあつてはならないのであります。併し憲法に依つて保障されて居ると云ふ言葉を聞くことが屢々ありますが法律的には左様なことも言へるかも知れませぬが、私は憲法に依つて保障されて居ると云ふことは我々の權利として考へべきことではなくて、天皇陛下の御許しを受けて居るのだと考へべきことと思ひます。高度國防國家を建設する爲には政治、經濟、文化の各方面に亘つて新體制が要請されますが、其の新體制は或は犠牲を求める場合があるかも知れません。それを單に權利の侵害と考へることは當を得ないと思ひます。御仁慈の深い我皇室は決して國民の不幸を御見逃がしになるものではありません。併し國家非常の際には國民は犠牲を拂はなければなりません。これが我々臣民としての御奉公だと思ひます。

高度國防國家の建設と云ふことは單なる理想ではありません。それは現實の問題で、しかも緊急の問題であります。世界史上榮華を誇つた國にして今日影も形もないものがあります。敵國に寸尺の地も侵されぬと云ふことは我々の單なる誇りであつてはならないのでありまして、最近に於ける「フランス」をはじめ歐洲諸國の状態を眺め、我々は全

力を擧げて國防を完備し、光輝ある國土を永久に守らなければならぬ責任があると思ひます。新體制は實に茲に其の根源を有するのであり、従つてそれは單なる體制の變革ではなく、眞に國家の爲に役立つものでなければなりません。大政翼贊運動は此の大命を帯びて生れ出た全國民に依る運動であります。更に翼贊會は其の中核となり、それを推進する重責を有するのであります。翼贊會は政府に協力するものであつて、苟くも政府と對立しそれを侵すものであつてはなりません。たゞ其の表裏一體の立場から政府に建言し獻策することは其の任務であります。議會に對しても亦同様でありまして、苟くも憲法の定むる所に違反あつてはなりません。たゞ翼贊政治の使命を完全に果し得るやう最善の方途を講ずべきだと思ひます。協力會議また然りでありまして下情を上通すると云ふ事は決して個々の利益を主張し申達するのではなく、國家目的貫徹の爲に役立たしめると云ふ見地より其の事情を上通するのであります。更に必要なることは上意下達でありまして、今日の社會的混亂は政府の行ふ政策の意志が能く國民に透徹せられぬことに起因すると思ひます。各種の「デマ」が横行し國民をして誤れる不安に陥らしめて居るのは是れが爲であります。民は依らしむることが必要でありますが、同時に之をして知らしめることが必要かと考へます。新體制は民の側にのみあるのではなく、官の側にも亦必要であれば之を爲さなければなりません。官の側が改むる所なくして民の側にのみ改めさせると云ふことは、出來ないと考へます。以上私の感ずる所を申述べまして御挨拶に代へます。

末次中央協力會議々長挨拶

大政翼贊運動の具體的發足の第一歩としまして、本日茲に臨時中央協力會議の開催を見るに至りました。更めて申上げるまでもなく、中央協力會議は、時局に對する國民の總意を下から次第に盛り上げて、非常時國政の上に反映させ、又政府の意のあるところを十分に國民各層に浸透せしめる所謂下情上通上意下達の機關であります。別言します

れば官民一途、臣道實踐の翼贊運動を促進する機關であり、同時に新政治體制完成への先導の役割を果し、又其の礎石を据える任務をも有するものであります。従つて中央協力會議其のものゝ正式な形は町、村の協力會議、次に郡市區それらの協力會議、それから更に道府縣並に大都市の協力會議が組織せられまして、それ等の推舉に依る地域代表に總裁から直接指名されます職域代表を加へて始めて完きを爲すのであります。此の完き中央協力會議の開催は既に豫定せられてあるのであります。現下内外の緊迫せる情勢に鑑みまして一刻も速かに翼贊會の趣旨及び中央の要望を地方の方々並に各層各界の方々に明確に理解し把握して頂き、それに依つて翼贊運動の展開が自發的に促進されるやうにしたい、同時に又各層各界並に地方の實情をよく承はり、國民意志の存する所を速かに中央に反映せしめたいと云ふのが此の臨時會議の使命であるのであります。唯全く未経験のことでありまして、行届かぬ點も多々あらうとは存じますが、斯く全日本の地域職域を代表する有力なる各位の御參集を得まして、茲に此の歴史的使命を有する會議を開きましたことは誠に御同慶の至りであり、又議長と致しましても本懐至極に存する次第であります。此の機會に於きまして會議の統裁に當ります議長の時局觀の要點と並に大政翼贊運動に對する信念を申し上げます、皆様の御參考に供したいと存じます。

聖戰茲に三年有半、東亞に於ける事變解決の前途尙ほ容易ならざるものがありまするのに、他面歐洲の戰禍は益々擴大して今や文字通り世界的大戰亂とまで發展して參つたのであります。御承知の通り、此の度の大戦は東亞に於ける戰爭も亦歐洲に於けるそれと共に從來の戰爭とは趣を異にし、「アングロサクソン」を中心とする個人主義、自由主義、民主主義的世界舊秩序に對する新興諸國家の世界新秩序建設を目的とする戦ひであります。亞細亞にありては皇國が其の指導的地位に立ち、歐洲に在ては獨伊が其の指導的地位に立ちまして、各其の國の全力を盡して舊秩序打破戰を戦つて居るのであります。而も戦ひながら同時に戦後の建設をも併せ行つて居るのであります、實に容易な

らざる曠古の大業と言はねばなりません。曩に日獨伊三國同盟の成立を見、新秩序建設戦への同じ意圖を以て三國互に協力することに決しまして、皇國の亞細亞に於ける指導的地位は確固不動のものとなり、皇國本來の使命たる大亞細亞建設の理想實現に邁進すべき機運に際會致したのであります。併しながら之に依つて一面其の責任も非常に重加致した譯で、假に近き將來に支那事變が解決したと致しましても、更により大なる次の備へに迫られて居ることを忘れてはならないと思ひます。

此の未曾有の大變局に處して、回天の大業を成就せんが爲には、先づ以て皇大稜威の下、一億一心、一死奉公の誠を捧げ、確固不拔の信念を以て天讓無窮の皇運を扶翼し奉り、以て萬邦をして各其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしめよと仰出されたる聖旨に副ひ奉らねばならぬのであります。それには第一に國民忠誠の總和を一點に集結し、政治、經濟、文化のあらゆる方面に亘つて官民一途、國政の綜合的、統一的活動を促す翼贊政治體制の確立が何よりも必要であります。政府に於ては既に其の必要に適應すべく選舉法の改正、經濟機構の再組織等に意を用ひられ、近くは綜合的計畫經濟を目指しての經濟新體制案をも既に決定せられたと承知致して居ります。併し、大綱は定まりましても、細目に亘つて之を實踐に移す段になりますと、國民がそれを納得しそれに協力するのでなくては折角の計畫も其の實現を見ることは出来ません。皇國にありては、政治が翼贊政治であるが如くに經濟も亦翼贊經濟でなくてはなりません。此の國土が上御一人のものであり、我等國民が皇民であり、皇民我等が營む産業も亦皇業翼贊の爲の産業であるべきこと論を俟たざる所であります。又近頃等しく全體主義と云ふことを申しますが、皇國にあつては他國のそれとは其の根柢を異にします。皇國にありましては一切が上御一人に出で、一切が上御一人に歸する中心歸一の全體主義でありまして、權利義務の關係に於ける全體主義でないことを知らねばなりません。申す迄もなく、皇國は一君萬民、舉國一家の國であります。翼贊運動の根柢は、實に此の國體信仰に出發することに依つて、

始めて方途が明白になると信するのであります。されば此の大變局に直面し此の大時代に遭遇して天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、八紘一宇の大理想を翼賛し奉るには國民個々の立場を離れ、私を空しうして一切を上御一人に捧げ奉る決意が必要であります。此の意味に於きまして大政翼賛運動は刻下當面の時艱克服に對する皇國必然の要求であり、必至の至上命令であります。

扱て會議の形式は、世の常の會議のやうに四角張らない家族會議の精神に於きまして、出来る限り和やかに進めて参りたいと思ひます。固より論議は思ふ存分に盡さねばなりません。議論の爲の議論、批評の爲の批評は飽くまで避けたい。會議の目標は、如何にして翼賛運動を展開するか、如何にすれば皇運扶翼の實を擧げ得るか、是れであります。此の臨時會議は明春本式の中央協力會議が結成せられた暁には發展的解消致すことになつて居りますが、卓越したる識見燃ゆるが如き革新的情熱を有せらるる各位に依つて構成せられたる此の臨時會議は謂はゞ次の會議の母體であり、次の會議への範を示すものであり、又地方協力會議の雛形にもなるものと思はれます。従つて會議の形式實質共に頗る大切であります。國民は今や下から盛上る翼賛運動に参加して、昭和維新への希望を生産面からも、生活面からも、その他一切の部面から築き上げたいと切に望んで居ります。私を減して公に殉ずるは勿論、上御一人に對して一切を捧げ奉る心構へに於ては人後に落ちないと云ふ腹が既に出來て居ると信じます。唯其の發現の方途が十全に示されて居らないのが今日の實情ではないか、従て國民は此の會議に對して大なる期待を掛けて居ると思ひます。翼賛會が能く昭和維新への中核的勢力を結成する先導組織となるか、將た維新には縁の遠い現状維持勢力の支柱となり得るか、一に此の會議の成否如何に繫つて居ると信するのであります。願くば諸員の熱意と真心とを以て、魂と魂との觸れ合ふやうな眞實味の溢るゝ會議となし、會議の成果が國民の中に漲り溢れて居る民族的魂を揺り動かしまして、其の魂を動員して維新の力たらしめるやう努力して頂きたい。是れが議長としての私の熱望であります。事

務的な方面に付きましては盡さざる所が多々ありますが、追て協力會議部長其他から補足することに致しまして、以上を以て開會の挨拶と致します。

(午前十時五十五分開會式終了)

○臨時中央協力會議總會(第一日)

午前十時五十六分開議

○議長(末次信正君) 是より開會致します。日程に入るに先立ちまして、議事の進行整理に關しまして申上げて置きますが、是は既に御手許に配付してあります臨時中央協力會議運営要綱に依りまして議長は議事の進行を圖りたいと思ひます。尙ほ會議に御提出の議案は、何分多數の爲め御手許に配付致しました臨時中央協力會議々案、之に依つて御承知を願ふことに致しまして、日程に掲載することを省略致しましたから御諒承願ひます——是より日程に入ります。此の實際要綱の朗讀があります。

[松前總務部長朗讀]

大政翼賛會實踐要綱

今や世界の歴史的轉換期に直面し、八紘一宇の顯現を國是とする皇國は、一億一心全能力を擧げて天皇に歸一し奉り、物心一如の國家體制を確立し、以て光輝ある世界の道義的指導者たらんとす。茲に本會は互助相誠皇國臣民たるの自覺に徹し、率

先して國民の推進力となり、つねに政府と表裏一體協力の關係に立ち、上意下達、下情上通を圖り、以て高度國防國家體制の實現に努む、その實踐要綱を提唱す。

一、臣道實踐に挺身す、即ち、無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す

二、大東亞共榮圏の建設に協力す、即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む

三、翼贊政治體制の建設に協力す、即ち、經濟、文化、生活を翼贊精神に歸一し、強力なる綜合的翼贊政治體制の確立に努む

四、翼贊經濟體制の建設に協力す、即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼贊精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞に於ける自給自足經濟の完成に努む

五、文化新體制の建設に協力す、即ち、國體精神に基き雄渾、高雅、明朝にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む

六、生活新體制の建設に協力す、即ち、翼贊理念に基き、新時代を推進する理想と

氣魄を養ひ、忠孝一本、國民悉く一 가족の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む

○議長(末次信正君) 總長の御説明を願ひます。

○有馬事務總長 本會の實踐運動要綱は既に發表された通りであります。此の決定を見るまでには、本會成立以來中核部に於て擬議を重ね、漸くにして得た要綱であります。舊き自由放恣の姿を改め、國體の本義を明確に把握して政治、經濟、文化、生活の改新を企圖せんとする時、本要綱の及ぼす影響の甚大なるに鑑み實踐要綱の決定に當つては、深く慎重を期しましたのは固より當然のことであります。

御承知の通り、今や我國は世界未曾有の變局に際會し、大東亞共榮圏確立の途上にありますが、生成發展萬有化育の歴史的哲學的基本原理は、人類の進歩と向上を推進するものであつて、歴史の展開は實に此の軌道を邁進することに依つて可能であります。東亞の情勢も、世界の現狀も此の例に漏れることなく、我國は今や此の歴史的發展の途上にあるのであります。それは廣い意味に於ける我等の闘ひであり、そして又人類の進歩と向上に寄與せんとする我國前進の姿であります。前進の爲の力、それは如何にして確保され、如何にして發揮されるか、即ち我國の前進は常に肇國の精神に還り、國體の精華を發揚する點に始まるのであります。是は我國の歴史に於ける不動の大原則でありまして、我等皇國臣民たるものは、此の歴史の大原則に遵ひ、全個一如總てを國家の中心たる皇室に歸一し奉り、一死奉公の決意を固め、天壤と共に窮りなき皇運奉贊に挺身すべきであります。斯くすることが謂ふ所の臣道實踐であつて、又斯くすることに依つてのみ我國前進の力は確保され、發揮されるのであります。吾々の父祖達は常に此の道を歩いたのであつて、吾々の子孫達も亦此の道を歩かなければならないのであります。此の傳承

は太陽の恒に在るが如く、無限の過去に始まり、永遠の將來に傳はらねばなりません。此の輝かしき我が歴史軌道の一時代、即ち現在に處する吾々としては、其の誇らかなる傳統の相繼ぎ受渡す名譽と義務を持つのであります。此の觀念が吾々全國民の持つ有ゆる力に裏付けられ、昂揚され、結集され、さうして組織化された時に初めて大政翼贊の實を擧げることが出来るのであります。

今回決定した實踐要綱は、只今申上げました根本精神を具體的に表現したものでありまして、臣道の實踐に挺身することは固より皇國の臣民として不拔の信念であります。此の信念を一段と昂揚し、國民個々の生活の全部面にまで浸透せしめ、國家の大目的に向つて渾然一致の態勢を執らしめ、國民精神の能動的發揚を圖ることが此の運動の第一義的要點であります。既に幾度か繰返して申しました通り、大政翼贊會は政府と表裏一體を成すものであり、政府に協力すること目的とするものでありますから、独自の政策を樹てて政府を拘束するが如き態度は、決して之を執らうとするものではありませんが、政府との協力を當つては、能く其の向ふ所を誤らないやうに、其の實踐すべき要綱を示すことは刻下の急務であると存するのであります。

大東亞共榮圈の確立は、既に日獨伊三國同盟に於て我國の指導權の確立を見、今日に於ける我國の不動の國策となつたのであります。此の大事業を遂行し得るか否かは、實に我國の興廢の岐るゝ所でありまして、此の目的達成の爲には、高度の國防國家體制を建設し、東亞に於ける歐米に依る舊秩序の支配を排除し、大東亞諸國の共榮體制を確立しなければなりません。大東亞諸國が各々其の所を得て、茲に盛國の大精神が顯現される時こそ、我國の國礎は不動となり、國運は愈々興隆の一途を進むであります。現下我國の最大使命たる東亞の新秩序を建設し、進んで世界の新秩序建設に協力する爲に、國民の全能力を擧げて造らるゝ高度國防國家體制の建設に當つては、政治も經濟も生活も文化も總て其の方向を集結し、一體として運営されなければなりません。此の要請に對しては、

吾々國民は私を捨てて公に奉じ、若し機構と組織に刷新すべきものありとするならば、是が刷新を斷行する必要があるのであります。

政治に就て言へば、國體の本義に基く國民組織を確立し、組織を通じて臣民翼贊の實を擧げる爲に、國內に於ける有ゆる對立的利害を解消し、國家の總力を綜合歸一する政治思想と、政治體制の確立に依る翼贊政治の宗成に向つて、諸制度に對して政府に協力せんとするのであります。

又經濟に於ては、翼贊精神に基き國家經濟に綜合性と計畫性とを附與し、生産力の飛躍的增強を目的とする經濟機構の再編成を行ふことは、政府に於て是が決定を見たのであります。此の再編成に當り國民の創意を促すと共に經濟各分野の有機的連帶性を確立し、總て國家目的に歸一せしめなければならぬのであります。本會は政府に協力して是が實現に邁進したいと思ふのであります。而して科學と技術の飛躍的進歩を圖り、大東亞自給資源に基く技術の日本的性格を樹立し、國家生産力增強の爲には、全勤勞者の創意と能力とを最高度に發揮し、産業報國精神に基いて勤勞體制を確立しなければならぬのであります。茲に又本會の新しい任務があるのであります。

又文化部面に就て言へば、教育の功利性を排し、日本固有の教育精神に還り、人格性を昂揚し、正義、廉恥、責任の觀念を啓發培養する新しき教育體制を確立することが刻下の急務でありまして、同時に科學精神を發揚し、科學と技術を國家目的に歸一せしめ、日本民族の傳統精神を基調とし、大東亞文化に寄與すも國民文學及び藝術の創意を圖り、宗教の歴史性を尊重しつゝ各宗教團體をして國體的世界觀の下に國民文化の發展に寄與せしめ、民間各種の文化團體をして専門的機能を活潑ならしめ、且つ之を國家目的に協力せしむる爲め適正なる統合強化を圖る必要もあるであります。

又吾々國民の生活態度としては、國民各自が新時代を擔當する理想と氣魄とを持つて、積極的に職分奉公の忠誠

を捧げる爲め臣道實踐の生活倫理を確立し、之を日常生活の上に實踐すると共に、剛健簡素にして科學的なる生活様式を立て、而して生活意識に國防精神を注入し、個人經濟を國家經濟に融合歸一せしむること等が現下の緊要事であり、特に日本傳統の家族制度の美風を昂揚し、健全なる母性と次代國民を練成し、併せて人口の増加と質的向上の爲に適當なる方途を講ずるの外、隣保共愛共働の精神を培養し、其の實踐的組織の宗成を圖らねばならないのであります。

以上申し上げましたことは、今日の異常なる時代的難局を打開し、國家の大目的を達成する爲に最も緊要であると信するのですが、總て是等のことは全國民が一致協力して國體の尊嚴に徹し、義勇公に奉ずる輝かしき我が國民性を發揮することに依つて初めて成就し得る大事業でありまして、偶々現代に生を享けた吾々としては、肇國以來二千六百年悠久たる歲月の間に吾々の祖先が遭遇しなかつた未曾有の難局に際會し、其の苦難の大なると共に苦難の大なるの故に其の光榮の大なることを自覺しなければならぬのであります。吾々は勇躍して此の大使命達成に挺身する覚悟であります。諸君に於かせられては、全國民が此の大運動に協力奮勵するやう啓發指導されることを御願ひ致します。前途に如何なる困難が横はりませうとも、全國民が臣子の本分を盡し、協力一致此の難局打開に邁進することに依つてのみ此の大使命を達成することが出来るものであると確信致す者であります。切に各位の御協力を御願ひ申上げまして私の説明を終ります。

○議長(末次信正君) 次に各局長の所管事項の御説明を願ひます。有馬總務局長は引續きでありますから、便宜上組織局長の方を先にやつて戴きます。

○後藤組織局長 簡単に組織局關係の仕事に付て申上げたいと思ひます。組織局の仕事は組織部と訓練部と青年部と連絡部の四部に區分されて居るのでございます。而して組織部の仕事は國民の地域的組織と其の整備強化に關する

事項を掌つて居るのでございます。大政翼賛運動の中核體たる翼賛會の地方支部即ち道、府、縣、郡、市、區、町村の支部組織及び部落會、町内會、隣保班等の國民組織の整備強化の促進を圖りまして上意下達、下情上通の翼賛體制を整へようとするのが組織部の仕事であります。組織部に於きましては成べく本年中に道府縣支部以下六大都市支部、郡支部、區町村支部に及ぶ全國的組織の中核體を確立する方針の下に、それら進捗中でありまして、少くとも六大都市を始め郡、市、區支部は萬難を排して本年中に其の結成を了したい方針で進んで居るのでございます。而して各下部組織充實の爲め來年早々全國道府縣支部の組織部長會議を開催致しまして、十分なる打合せを遂ぐると共に全國を數箇の地區に分ちまして、各地區の擔當者並に各道府縣支部の擔當者と御互ひに協議連絡を執つて地方支部の組織に對して之を強化しようと計畫して居るのでございます。

尙ほ訓練部は國民の各種の訓練及び指導者の養成に關する事項を掌つて居るのでございます。大政翼賛運動は當然一億國民全部の臣道實踐運動でありますので、之を正しく導く爲に國民各層に對する各種訓練を要することは議論を要せぬのでございますが、此の運動に活を入れ魂を入れると同時に統一的な性格を付與する爲には、翼賛運動の主旨を體して挺身之が實踐に當る指導員を必要とするのでございます。地域職域の各部面に於て臣道實踐に相應はしい指導者を練成することが訓練部の主要なる任務であるのでございまして、本年度に於きましては本會職員の獲得に重點を置きます。二箇月訓練を実施致しまして、併せて地方組織の基本になります所の部落會、町内會指導者の短期訓練を中央並に地區別に実施しようとして居るのでございます。昭和十六年度以降に於きましては中央に於て高度の訓練として相當長期の訓練を行ふ爲に中央訓練所を設置致しまして、國民中の少壯有爲なる者を選抜し大政翼賛運動の本義に基く最高度の訓練を之に施して本運動の中核となる指導者を獲得致しますと共に、又中央並に地方支部職員訓練、各種團體指導者の訓練、教職員訓練等を行はうとして居ります。各地區に於きましては

當該地區の少壯有爲なる青壯年を選抜致しまして其の地區の特殊性に基いてそれ〴〵訓練を行ひ、又各府縣に於きましてはそれ〴〵期間一週間乃至三週間の下部組織指導者訓練を出来るだけ多く實行致したいと考へて居るのでございます。只今申上げました地方の各種の訓練に依りまして、來年度に於きましては若し之を計畫通り實行致しますならば相當數の、此の運動の推進力となるべき指導者を獲得し得ようと思つて居るのでございます。

次に青年部の事に付て申上げたいと思ひます。青年部は國民青少年層の組織統合並に指導訓練に關する事項を掌つて居るのでございます。大政翼贊運動に於ける青年の任務は甚だ重大なるものでありまして、此の點は特に重視すべき必要があるでございます。青少年學生生徒は次の時代を背負ふべき立場にあるのでございまして、斯様な意味に於て青少年層並に學生生徒を對象と致しまして、大政翼贊運動の理解と訓練を與へ此の運動に於ける青年の推進力を結集致したいと考へて居るのでございます。

隨て青年團に對しては舊來の指導訓練の内容に強力なる政治性格を與へますと同時に、大規模の國防的、産業的、文化的動員訓練を致したいと考へて居ります。尙ほ工業、商業、交通業等各職域に於ける勤勞青年層に對しまして強力なる政治的訓練を施すと共に、大規模の國防的、産業的、文化的動員訓練を實施致したいと考へて居ります。尙ほ國民教育に従事する若い青年教師に對しては特に大政翼贊運動に關する指導訓練を實施致したいと考へて居ります。次に從來殆ど未組織の儘放任されて置かれた全國の學生生徒に對して、更に大政翼贊運動に關する指導訓練を實施致したいと考へて居ります。斯様にして青年指導者組織の確立を是非整備致したいと考へて居る次第でございます。

次に連絡部の事に付て申上げたいと思ひますが、連絡部は各種團體との連絡及び職域的組織に關する事項を掌つて居るのでございます。大政翼贊會は大政翼贊運動の中核體でありまして、其の政治的指導力を當然經濟、文化の

各種職域に滲透せしめなければならぬものと考へます。是が爲め經濟文化の各種職域に於ける機構の再編成を致しまして新國民組織を完成致しますことが必要であります。是が爲に連絡部は政府並に各種團體と極めて緊密なる連絡を圖ると同時に、企畫局の經濟組織部、文化部と相協力して、經濟文化の再編成に當つて逐次完成されて行く職域奉公の國民組織に大政翼贊運動の政治的指導力を滲透せしめたいと考へて居るのでございます。それが連絡部の任務でございます。而して連絡部の當面の任務と致しましては、先づ各種團體の調査、各種團體との連絡、企畫局と協力して類似團體の統合の促進並に指導、それから宣傳部國民生活指導部其の他の各局部の協力を求めながら再編成されました職域組織との緊密なる連絡を圖ることが其の仕事でございます。尙ほ連絡部と致しましては經濟關係、勤勞報國運動關係及び文化關係に亘りまして委員會を設置して、逐次之を具體化しようとして居るのでございます。

以上申上げました四つの任務に従つて著々是が實施に努力致して居るのでございますが、是等の機能はそれ〴〵の性質上、是れが實施に當りましては當然各部との緊密なる連絡を必要と致すのでございます。隨て各部との綜合的運用に付きましては局長統裁の下に組織局會議等の機關を作りまして、各部が一體として是が萬全を期するやうに活動致したいと考へて居るのでございます。

以上組織部に關する簡單なる御報告を申上げましたが、尙ほ詳細の點に付きましては御尋に應じまして申上げたいと考へます。

○議長(末次信正君) 有馬總務局長に代つて松前總務部長から總務局所管事項の説明があります。

○松前總務部長 總務局長に代りまして私から總務局所管事項の御説明を申し上げます。總務局は御承知のやうに總務部と宣傳部と監察部、協力會議部、國民生活指導部の五部より成つて居ります。總務部は大政翼贊會の庶務、文

書、人事、會計と云ふやうな仕事を分擔致し、又事務局に設置されることになりました各種委員会、審議委員会と云ふやうなものの事務を掌りまして、今後の本會事業運用の推進調節を行はんとするものでございます。本會關係の一般庶務、祕書事項其他他局部との全體の連絡等に當つて居るのでございますが、特に常任總務會、或は總務會或は參與會其他外部との連絡を密接に致す必要があるものであります。それ等の全體的な機構の調整措置の仕事をやつて居る次第であります。

先程から御話がありましたやうに本會は政府と表裏一體の關係にあるのでありますから特に政府との——特に政府の方に御依頼申上げて居ります所の顧問、常任顧問、參與、常任參與或は常任參與の連絡官或は局の參與と云ふやうな方面と、それらの事務に付きまして密接なる連絡を取るやうになつて居るのでございます。監察部は御承知のやうに大政翼贊會が出来ましてから、各方面の組織が出来上りまして、所謂大政翼贊會の推進員と申しますか構成員と云ふものが段々出來上るのでございます。其の場合に大政翼贊會の構成員の中に、若しも大政翼贊運動の本質を誤つてと申しますか、大政翼贊會なるものを利用致して面白からざる行動を執るとか、或は又大政翼贊會構成員として適當でないやうな行動を執る人があるかも知れない、さう云ふことで或は此の大政翼贊運動の將來に對して非常な悪影響を及ぼす虞があるのであります。さういふ意味に於きまして監察部は此の機構を構成して居る所の分子に對する監察を爲すのでございます。是等の監察員は非常に重大な使命を帯びて居り、特に人格的にも或は又大政翼贊運動に對する熱意、或は其の推進的な力に於きましても相當の人物を選擧致さねばならないのであります。之に對しましてはそれら其の人選に當りまして、近く講習會の如きものを開くことになつて居るのであります。

宣傳部は大政翼贊運動の最前線に立ちまして、大政翼贊運動の第一線として活潑なる運動を展開しなければなら

ないのであります。此の大政翼贊會が出来まして以來、宣傳部はさう云ふ使命を帯びて活動をして参つたのであります。組織も尙に不完備でありまして、有ゆる方面に不自由し勝ちでございますが、兎にも角にも宣傳部は本運動の最前線を切開く必要がありまする爲に其の活動を展開して参りましたのは御承知の通りであります。宣傳部は大政翼贊運動に關しまする一切の周知、宣傳並に内外の色々な情報の蒐集等を擔當して居るのでございますが、其の内容は頗る廣汎多岐に亘り、隨て各方面の御協力、御援助を得ませぬならば到底其の目的を遂行することは出來ないのでございます。特に宣傳と云ふものは——組織の完成と組織を作上げる意味に於きましても、有ゆる大政翼贊會の活動に對しましても、是が先行して初めて其の効果を擧げ得るのでありまして、其の意味から見まして此の宣傳部の活動の廣汎なる範圍と、其の使命とに對しまして皆様方の御協力、御支援、御指導を戴かねば出來ないものばかりでございます。

今までやりました仕事の概要を簡単に御紹介申上げて見ますと、第一に講演會及び講習會の開催であります。現在迄の講師の派遣数は延人員にして百六十九名に上つて居ります。而して講演會や講習會の回数は四十九回と云ふことになつて居るのであります。其の他本部、支部主催の大講演會は放送協會との連絡に依りまして之を中繼放送するとか。或は各種の運動競技場を利用して、そこへ進出して大政翼贊運動に關する理解を深めるとか、或は劇場を利用して觀客に呼び掛けるとか、有ゆる機會と方法を利用致しまして、此の大政翼贊運動を理解せしむることに對し——大衆の理解を得るために努力を續けて來た譯でございます。今後も斯う云ふ意味に於てより廣汎なる活動が展開するのでございます。

言論に依る宣傳の一つと致しまして出版の關係がございます。印刷物と致しましては大政翼贊叢書を刊行致しまして、是は講演會や講習會其他關係方面に御配布申上げたのでございます。尙ほ又大政翼贊會の歌を募集致しまし

た。是れ又大政翼賛の本質を國民のものにする爲の運動でありまして、其の爲に努力致して居るのでございます。其の他漫畫でありますとか、双六であるとか、紙芝居であるとか、手近な所で吾々の子供の生活に對して其の運動を喰ひませまして、國民自體の運動となるやうに努めつつあるのでございます。定期刊行物と致しましては「大政翼賛會報」を今まで月二回發行して居ります。段々大政翼賛會の活動が旺盛になるに従ひまして是は將來月二回では到底足りないだらうと思ふのであります。現在の所約七萬五千部刷りまして本會の役員、中央官衙、地方官廳、地方自治體、有力團體或は學校、警察署、圖書館、新聞社と云ふやうな方面に配布致して居る次第であります。

其の他宣傳部に於きましては色々な懇談會を度々開きまして、或は小學校の先生方を御招待申上げ、子供に對する翼賛會の宣傳方針等に對して兒童心理の立場から兒童の生活を通じて如何にするかと云ふやうなことも研究致して實行に移さうとして居るのでございます。

其の外は現在刊行されて居ります内閣の「週報」或は「寫真週報」などと緊密な連絡の下に宣傳を實行しつつあるのでございます。

次に情報の關係でございますが、新聞記事に關する連絡、統制、發表等は全部宣傳部で一括して發表することになつて居ります。此の爲に既に中央代表新聞社八社並に一部地方新聞の記者俱樂部も此の本部に設置されまして、新聞紙に依る宣傳に關しましては全く萬遺憾なきを期して居る次第でございます。尙ほ宣傳部の事業と致しましては先刻申上げました大政翼賛會の歌を募集するとか、或は大政翼賛會の「マーク」を作るとか、或は各種の展覽會の後援をやるとか、「レコード」の推薦をやるとか、愛國浪花節の發表の後援等色々な生活を通じまして、宣傳を知らず識らずの裡に實行して行くと云ふやうな風に活動を續けて居るのでございます。特に百貨店を利用すること、

或は又學生等に對する翼賛運動の啓發宣傳の爲に都下の大學新聞等を利用するとか、或は獻納申出の各種廣告を大政翼賛運動の普及徹底の目的に副ふやうに指導する、或は「ポスター」立看板を適當に指導する、或は利用すると云ふやうなことも致して居ります。

宣傳部の計畫は斯う云ふ風に廣汎にして、而も吾々の實際の生活を通じて滲透して行かなければならぬのでございます。今後の計畫と致しまして、其の一二を申上げて見ますと、六大都市に於ける特別講演會の開催、或は道府縣別の大講演會をやる、或は宣傳部の指導者の講習會をやる、或は講師陣營との連絡をもつと緊密にする、更に又科學的な輿論の調査をやつたり、或は地方支部との連絡の緊密化を圖る、其の外刊行物の問題或は映畫を利用する宣傳方法、或は文藝、紙芝居、放送等の連絡と云ふやうな事柄が、當部の重大なる事業として殘されて居り、又現在も其の方面に向つて努力を續けて居るのであります。

國民生活指導部に付て申上げます。國民生活指導の基本理念に付きましては先程から總裁、事務總長、協力會議々長或は實踐要綱等に於きまして既に明かになつて居る次第でありますので、茲に詳しく其の指導理念に付て申上げることを御遠慮申上げます。さうして如何なることをやり、又如何なることをやらんとしつあるかと云ふことを具體的に申上げて見たいと思ふのであります。

此の大體の線と致しましては精神的な立場と致しまして、國體の本義を明徴にして日本國民をして上下左右の差別的觀念を揚棄せしめまして、國民各個其の職分奉公の誠を盡さしめると云ふこと、是が第一の前提條件でございます。特に日本國民の新たなる生活様式……先刻實踐要綱の時に御話のありました個人經濟を國家經濟に歸一せしむるやうな、さう云ふ具體的な運動を進めようとして居るのでございます。特に科學の進歩或は技術の向上、發明工夫の刺戟等を圖り、さうして國民生活に豊潤性と發展力とを賦與すると云ふやうなことが、大體の運動の方向と

して考へられて居る所でございます。

其の外屢々御話がありました吾々の國民生活自體に國防精神を注入する、或は吾々の生活其のものの生産化を圖る、或は簡素化を圖り明朗化を圖る、さうして規律的な科學的な計畫的な吾々の生活を發見すると云ふやうに指導するのでございます。

それ等の色々な目標を持ちまして現在行はんとして居り、或は又行ひつつあります所の事業の二三を申上げて見ますと、興亞奉公日に對します一般輿論の調査を行つて居るのでございます。興亞奉公日が今日國民生活に對しまして非常な緊張を與へて居ることは申す迄もないのでありますが、其の影響或は其の實際に付きまして、どうすれば宜しいか、今後其の運用は如何なる方向に向ければ宜いかと云ふやうなことに付きまして、常に國民生活の實情に照して之を進めて行く必要があると云ふやうな譯で、此の調査を行つて居る次第であります。其の外國民の日常生活に於きます木炭の配給対策に致しても——今年は特に山元に木炭があつても中々それが驛まで出て来ないと云ふやうなことで、農林省、文部省或は各學校當局と協調致しまして、東京在住の學生を動員致し、其の配給の圓滑化に協力せしむることになつたのであります。大政翼賛會がさうした仕事の一部を擔當して居りまして表面には必しもそれが出て居らないのでありますが、斯う云ふ風に各學校、農林省其の他との協力に依りまして現在の國民生活に直接必要な問題に付て、風潰しに解決して行かうと云ふ方法に出て居るのでございます。次に百二十億貯蓄運動の促進であります。國家財政の現状に鑑みまして大藏省其の他と協力して國民的自覺を一層喚起せしむると共に、其の貯蓄の實現に關して是が促進を進めつつあるのでございます。其の外吾々の國民生活に於ける色々な祝事等、出来るだけ華美な浮薄な態度を戒めて、吾々の生活を實質的ならしむる方向に向はしめまして、年末年始の問題、或は御祝の時の問題、さう云ふ事柄に付て著々努力しつつあるのでございます。

其の他移動座談會の開催、新聞社と協力するとか、東京では或は山の手や下町、新市域の三方面に部隊を設けまして、隣組婦人等の間を移動して座談會を開催致し、國民生活の實體と其の現在の情勢を成べく正確に把握して、運動の實行方法を具體的ならしめんとして居るのでございます。

次に厨芥利用運動でございます。色々な厨芥を利用致しますれば、豚の飼料にするとか、或は家畜の飼にするものが澤山ございます。さう云ふものを出来るだけ利用致しまして、此の物資不足の現状を補はんとする運動を續けて居るのでございます。

此の外只今行はんとして居ります具體的なことの一二の例を申し上げますと、冬期纖維製品が非常に停滞して居ります。是等をどう云ふ風に處分するか、商工當局其の他關係の當局とそれ／＼話を進めて、有效適切なる處分方を至急に施するやうに努力を續けて居るのでございます。

其の他生活新體制指導者講習會を先達て東京市と新聞社との協力の下に開催したのでございます。婦人聽講者三百五十名ばかり集めまして現在、進行中であるのでございます。尙又段々國民生活が色々な方面に於て經濟の轉換と共に問題を起して参ります爲に、將來は國民生活相談所のやうなものを設けまして、國民の生活に對する具體的な生々しい相談に應じて、其の往かんと欲する所を政府と共に——政府の政策に従つて國民の生活指導を實行して行かうと云ふ考でございます。其の他人口の増加、或は國民服の問題、或は國民食の創定其の他産地と消費地との物價の調整の問題、是は大政翼賛會自體の問題であるよりも、政府との關係問題でありまして、政府の施設を出来るだけこちらから御扶けすると云ふ意味に於きまして、どん／＼實行を續けて居るのでございます。其他にもまだ色々ございます。冬期勤勞者の對策、轉業對策等もござりますが、國民生活指導部の仕事は、轉換期に於ける現在の國民生活の混亂に對しまして適當なる手を打ちまして、現實の生々しい姿を確實に把握しながら進んで行く必要

があるのであります。此の意味に於きまして色々皆様方からも、御意見がお有りになるばかりでなく、實情に對しましての御指導を得なければ、到底満足な行動は出来ないと思ふのであります。

協力會議部に付ては、此處に多言を要しないのでございます。唯問題は先程議長から御話がありましたやうに、今後は地方支部に於ける地方の協力會議等に對しまして、段々組織を進めて行かなければならぬのでございまして、是等の仕事は特に協力會議の本質から家族會議として性格を持たして進める。其の組織は今後の協力會議の大きな事業として残されて居るのでございます。大體總務局所管の仕事と致しましては、是で説明を終ります。

○議長(末次信正君) 午前は是に止めまして、午後一時まで休憩致します。

午後零時三分休憩

午後一時六分開議

○議長(末次信正君) 休憩前に引續き開會致します。

○太田政策局長 政策局のことに付て申上げたい點は三つあります。政府の政策との關係はどうするかと云ふことが其の一つです。又政策と申しますと澤山の問題がございますが、何を主として手を著けて行くかと云ふことが其の二であります。第三は政府の決定した政策をどうするかと云ふこと、他方翼賛會内の部局との關係はどうなつて居るかと云ふことであります。

第一の、政策局は政府の政策に對しましてどう云ふ取扱をするか、又世間で能く疑惑があります大政翼賛會の政策的立場と云ふ問題を申上げて見たいと思ふのであります。申す迄もなく政策局の政策に關する取扱は、大政翼賛會其のものの性格に關する重大問題でございまして、政府と表裏一體と云ふ關係は、政策の處理に於て切實なる場

合があるからでございます。此の點に付きましては、有馬事務總長から屢々申されました如く、政策局は政府に對立する政策を立てませぬ。政黨が對立した時代に於けるやうな態度を嚴に戒めて居るのであります。仕事は派手なものではないのです。併しながら眞に下情を上通するやうにして、民間で斯う云ふ考を持つて居る、斯う云ふ状況に在る、斯う云ふことを懇へたい、何でも彼でも採上げると云ふのはございませぬが、其の然るべき下情を上通することに依つて政府の政策樹立に御力添へをしたいと云ふことが、吾々の重い使命であると感じて居るのであります。是が第一點として申上げたいところであります。結局政策局は政府の政策樹立に協力するのでござい

す。

第二點として申上げたいことは、政策局の仕事の部別でございしますが、既に其の名の示すが如く四つに分かれて居りまして、東亞部、内政部、經濟政策部、財政部となつて居ります。内政、經濟政策、財政が何をするかと云ふことは改めて皆様方に申上げる迄もありません。唯内政に付きましては、經濟政策、財政政策として採上げられたるものゝ残されたものゝ全面に亘ると云ふ意味を御諒解願ひたいのであります。尙ほ東亞部と云ふものゝ仕事に付きましては、或は御承知でないお方があらうかと思ひますに依つて、其の骨組を申上げて見たいと思ふのであります。東亞部に於ける仕事の根本目標は、申上げる迄もなく東亞共榮團の建設に付きまして、政府と表裏一體、國民と共に凡ゆる努力を拂はんとするのであります。申す迄もなく事變下にありますので、特に軍部との關係を密にして行かなければならぬのであります。そこで東亞部に於ける當面の主要目標は何であるかと言ふと、三つの點になります。即ち第一は、東亞共榮團建設の爲に、新しい日本民族の世界觀を確立致しまして、更に其の世界新秩序建設への役割を明にしたい、斯うすることに依りまして、亞細亞の興隆、興亞の目標とする政治力を結集せんとするのにあります。第二は、大東亞、太平洋の全地域に亘りまして、所謂地政學——横文字を申上げて恐縮でござ

いですが、「ゲオポリテイク」と言はれて居るものでございますが、地政學的研究を進めまして、それに基いて、日本の指導の下に大東亞一體の政治、經濟、文化に亘る新體制を確立することに努めたいと云ふのであります。第三は、大東亞共榮圈建設の爲に必要な人物を補導する意圖の下に、内外地に亘る諸研究團體、諸運動團體と連絡を密に致しまして、大東亞内の諸民族運動を推進すると云ふことが、此の東亞部に於ける仕事の大きな骨組であります。

斯様に政策局に於ける四部はそれ／＼の役割を持つて居りますが、さう云ふことに萬遍なく手を加へて行くことは、少くとも今の陣容を以ては出来ませぬので、差當りは政策局の本來の面目と致しまして、恒久的重要國策の検討に重點を置いて行きたいと思ふのであります。之を大まかに各部に分けて申上げましたならば、東亞部に於きましては、先づ民族問題から手を染めて行きたいと存じます。滿洲事變から支那事變に進みまして、大東亞の共榮圈確立を目指して居る我が政府の國策の基本は茲に在ると信するのであります。民族の抱いて居る思想の融合、又人口と産業立地とを組合せましたる國土培養、或は只今申しました地政學に出發する自存圈から共榮圈、次に文化圈に發展するなど、眞に今からして心すべきことであると思ふからであります。只今申しました人口と産業立地とを組合せられたる國土培養と云ふ意味は、卑近なる方面から申上げて見ますと云ふと、東亞共榮圈内の各民族地域の綜合的國土培養計畫でありまして、特殊なる農業資源を發見且つ開發しようとする仕事であります。是迄の東亞に於ける農業が平地的でありまして、溫帶植物を對象とする商品生産農業でありましたが、是ぢやいけない。熱帶、亞熱帶、亞寒帶、寒帶をも含めまして、各民族の生活に即した國土の培養を圖ります爲、寒帶、高地高原にも栽培出来る植物を調査研究して、新たなる食糧、原料、藥品等を産み出さんとするのであります。

内政部に於きましては、色々澤山の仕事のある中に於て、主力を置きたいと思ふのは、厚生的保險制度であります。

す。國民の生活生業の第一線を確保すると云ふことの重要なことは、今更申上げる迄もありません。而も一方に於て綜合的計畫經濟を進めて行きますと、國民の生活生業に對して色々な問題が起つて参ります。何としても此の時局に當つて大きな目的を達する爲に、國民の最後の一线が確保されると云ふことが最も必要なことと思ふのであります。それには廣い意味に於きまして厚生的保險制度と云ふものを打立てる必要があるではないか、斯う信ずるのであります。

經濟政策部に於きましては、國防産業の自立性を基調とする生産の増強に關する各般の方策を攻究致したいと思ひます。軍需、輸出問題と並んで、食糧問題が其の中心となることは申す迄もありません。

財政部に於きましては、御覽の通り大變増して來まする公債をどうやつたら宜いか、累増する公債の處理などを中心として財政の計畫化を圖るにはどうしたら宜いかと云ふ方法を講じたいと思ふのであります。

勿論事は容易ではありません。各部局の仕事が廣く亘り、深く究めなければならぬので、此の點に於て世間の貴き知識と貴き經驗とを拜借致したい。そこで局參與なり、専門委員の方々の御力添へを願ひたいと存する次第であります。以上第二點として申上げたのは、仕事の幅と申しますか、深さと申しますか、私共のやつて行かうとする差當りの目標を申上げたのであります。

第三に申上げますことは、政策局は政府の決定せる政策に對してどう云ふ態度を執つて行くか、各部局とはどう云ふ關聯を持つて居るかと云ふことであります。政策局は、勿論恒久的對策を勉強致します以外に、當面の問題にも力を注ぎます。米をどうする、炭をどうする、電力はどうなる、色々な問題がまのあたりに山積して居ります。之にも勉強致しまして、政府に協力して行きたいと存じます。

而して政府の決定せる政策に對しましては、國民に本當に呑み込ますやうに、政策全體の立場から見まして親切に

御力添へを致したいと思ふのであります。摩擦を防ぎ、刺戟を少くし、さうして其の政策本來の目的を達するやうに努力致さなければならぬと思ふのであります。是が爲、民間の陳情も能く御聴き申上げ、政府の意圖も能く確めます。所謂考査的方策を實行致したいと思ひます。遅れ馳せに出来た局でございます。まだ手不足ではございませんが、既に或る輸出物品を、滞貨が非常に多くつて流れが巧く付いて居りませぬのを、事情も御聴き致し、政府當面の方の御意向も承りまして、此の積み重つて居る輸出物資をどう捌いたら宜いかと云ふことに付て、既に實行の方途を講じて居るやうな次第であります。斯様に政府の政策を呑み込ます爲に努力すると云ふ他の一面には、翼賛會内に於きまして各部局との關聯を持つて居ります。即ち總務局に於ける生活指導部や、組織局に於ける訓練部並に連絡部と手を携へて政府の政策を普及することに努めます。企畫局に於ける經濟、文化、制度の組織運動に對しましては、政策的見地から斯う考へるのであると云ふやうな意向を申上げて協力し、議會局に於ける審査部とは手を携へまして政策の協調に努めたいと思ふのであります。要するに、政策局は恭謙なる態度を以ちまして、私達は常に翼賛人たる慎しみを以て翼賛運動の調整一體化に努力を續けて行きたいと思ふのであります。右三點を申し上げます。

○議長(末次信正君)・次には小畑企畫局長に願ひます。

○小畑企畫局長 企畫局の仕事は、一口に申し上げますと云ふと、新體制の企畫と其の實施を掌つて居るのであります。此の新體制と云ふ言葉が甚だ何だか非常に難しいかの如くに解釋せられる場合が随分多いのであります。此の席に居られる皆様に取りましては、或は蛇足で御迷惑かとは思ひますが、新體制の説明を加へながら企畫局の任務を御説明申上げたいと思ひます。

吾々大和民族は眞に重大なる時局に直面致して居るのであります。牢固拔くべからざる世界の舊勢力に對抗致

しまして、東亞の新秩序、世界の新秩序の建設に邁進して居るのであります。此の難局を打開して理想の彼岸に達する爲には、一億一心臣道實踐に挺身せねばならないのであります。然るに從來の國民組織、社會機構に於きましては、一億一心になりにくいのであります。國民の總力を或る重點に集中すると云ふことが難しいのであります。

そこで國民組織、社會機構の再編成、即ち新體制運動が生れて参つたのであります。國民各々私益を去つて公益に就くと云ふことは、言甚だ容易でございますが、之を實行することは、甚だ難しいのであります。各人が其の職場々々に於て大政に翼賛すると云ふことは、實に尊い心掛でございますが、偕て各人が其の心になり切れるかと申しますると、是も亦難しいのであります。善いと云ふことは能く判つて居りながら、それを實現することが出来ないと思ひますのは、固より當人の薄志弱行の罪ではございますが、又其の環境の罪とも言へるのであります。寒い冬の眞最中に障子を開けつ放しにして置きまして、さうして丸裸になれと言ひます時、裸になれる人も勿論ございますが、多くの人は尻込みをするのが當り前でございます。彼の第一線に活躍して居られる吾々の同胞を考へて見ますると、彼等は汗にまみれ、塵にまみれ、暑い夏の行軍も致しますし、又積雪を踏み、寒風を衝いて進軍もするのであります。而して不幸敵彈に中りますと、陛下の萬歳を叫んで莞爾として死んで行きます。眞に忠國愛國以外何物もないのであります。所が一度銃後に歸つて参りますと云ふと、其の同胞でさへ動もすれば買溜をやりましたり、闇取引をやつたりするのであります。第一線では忠君愛國の權化でありました其の同じ人が、動もすれば私利に走り、私慾に迷ふのであります。環境の罪でなくて何でございますか。銃後の社會機構、國民組織が、買溜をしましたり、闇取引をしましたりするの都合好く出来て居るのであります。自然と私利を迫り、私慾を貪りたくなるやうに出来て居るのであります。斯る體制の下では、幾ら職域

奉公を叫んで居りまして、大衆はついて来にくいのでございます。そこで新體制を企畫する必要が起つて参るの
でございます。

舊體制は如何なる基礎の上に組立てられて居るかと申しますと、第一が個人主義でございます。第二が自由主義
でございます。第三が生存競争でございます。十九世紀に於ける歐米の文明は、此の三つを基調と致しまして發
達して來ましたことは、皆様御承知の通りでございます。我國に於きましても、明治以後外國文明を吸收致します
時、此の思想も一緒に吸收致しました。そして其の基調の上に社會の體制を整へたのでございます。だから此の
體制の中に居ります限り、人々は個人主義にならざるを得ないのでございます。必要な統制も逃れたくなるので
ございます。國家の總力を發揮することよりも、自分一個の生存を重視するやうになるのでございます。

滿洲事變以來、殊に支那事變以來、曠古の大業を達成する爲に、我國は國民總力の大々的發揚を要求されて居り
ます。自由主義的な諸機構、個人主義的な諸組織を修正し、彌縫しながら、今日まで軍官民大重になつて奮闘して
参つたのでございます。併しながら彌縫は續かなくなりました。舊體制は遂に行詰つたのでございます。計畫
經濟は動もすれば机上の計畫に終らんと致します。統制は動もすれば闇取引を鼓吹するやうな結果になるので
あります。生産の増強を求めますと、價格の釣上げを要求されます。そして國民の各層は互に疑ひ、互に信頼せ
ず、官民の乖離は益々甚しきを加へんとして居ります。已に修正彌縫の時は去つたのでございます。根本的に建替
へが要求されて居るのでございます。新體制はどうしても必要になつたのであります。

然らば新體制は何を基調として建設されるべきでありませうか。個人主義を捨てて皇國本來の姿であります一
君萬民の全體主義に復るのでございます。自由主義を揚棄致しまして計畫主義を採るのでございます。優勝劣敗の
生存競争を止めまして、共存共榮の相互扶助に努めるのでございます。此の從來とは全く對蹠的の立場に基調を置

きまして新體制を建設致しますときは、其の社會機構の中に於きましては、人々は自ら公益に努めるのでござい
ます。自然と其の職域に於て大政に翼賛するやうになるのでございます。恰も舊體制下に於て人々が自然と營利に
走り、自ら自己を主張するやうになつたのと全く同様でございます。企畫局は斯る新體制の社會組織を吾々の經濟
生活、文化生活の凡ての生活に招來せんとする任務を持つて居るのでございます。新體制の基調は、前に述べまし
た三つの理念でございますが、それを生活の各面に具體的に適用致しまして、人々が樂んで公益にいそしみ得る
やうにするには、其の計畫設計が難しく、又設計が出来まして、それを實際化するには、舊體制の現状維持
的勢力を打破する必要がございます。それが爲に一方ならぬ努力を必要とするのでございます。

例を取つて御話申しますと、彼の演劇でございますが、芝居でございますが、芝居を見たいと希望する者
又見せてやりたいと思はれる者は、強ち都會人のみに限らないのでございます。田舎の百姓でも、又山奥の石炭掘
をして居る坑夫でも、見せてやりたいのでございます。又芝居を演ずる俳優諸君に於きましても、決して都會人だ
けに見せたいと思つて居るのではないのであります。然るに舊體制の社會組織に於きましては、演劇は儲けねばな
らない、儲ける爲には、高い入場料を拂ひ得る觀客を多數集めねばならない。どうしても都會以外で芝居は打て
ないやうに出來て居るのでございます。そこで、國家目的から致しますれば、山奥の生活を愉快に致しまして石炭
坑夫を定着させたいと思つて居りまして、菊五郎はどうしても北海道の石炭山へ芝居をしに行けないのでござい
ます。都會人のみが頻繁に鏡獅子を見て居るのでございます。新體制の文化機構、經營組織に於きましては、上等
の芝居が時々田舎の百姓にも楽しませるやうにならねばならないのでございます。斯る仕組に致しますのはど
うすれば宜いか、實際の問題としては其の設計のみでも中々難しいのであります。況んや其の設計を實行致します
る爲には、現在芝居の興行に依り利益を収めて居る人々、又は現在の機構の下に、國家目的から致しますれば、不

當に頻繁に芝居を見て居る人々から、強い反對を受けるに違ひないのでございます。此の反對を説得致しまして、田舎や山奥に芝居の適當な配給をすると云ふのは、並々な努力を必要と致します。是は一例に過ぎませぬ。吾々の總ての生活に於て、新體制は具體的の設計を必要と致します。先頃政府は經濟新體制に關する要綱を發表せられました。皆様御存知の所でございますが、あれは極めて基本的の要綱を定められたに過ぎませぬ。建設に譬へて申しますならば、鐵筋「コンクリート」造りにせよとか、百尺以上の高さにしてはいけないとか、袋地に家を建てるなどか、さう云ふ程度の定めでありまして、各人の住宅の設計ではございませぬ。各人は此の建築規則に従ひながら、自分の住宅を設計するのぞいでございます。鐵の事業は如何なる形體を採るのか、貿易業は如何なる體制を採るのか、具體的の設計は是からでございます。企畫局は政府と表裏一體となりまして、其の設計に參畫し、國民と協力致しまして、其の建築の請負に當らうと云ふのであります。

企畫局内で經濟生活の方面を擔任致しますのが經濟組織部でございます。經濟に付きましては、前にも申し上げました如く、政府は已に經濟新體制でありますとか、或は勤勞新體制でありますとか、必要な骨組の大體は既に御示しになつて居ります。其の御趣旨を體しまして、各民間企業經營の公共性を確保し、業種別又は物資別經濟團體の結成に當りましては、政府の意のある所を誤りなく民間に傳達し、又民間の公共的精神を誘發致しまして、自發的に國家が必要とする如き經濟機構が結成せられますやうに、其の促進に努めたいと思つて居るのでございます。従來は自由主義の經濟機構の上に統制經濟の政策を施行せなければならませぬ爲に、兎角官民の間に摩擦を生ずる傾向があり、民間の方から見ますと云ふと、官は好んで徒らに煩鎖な規則を作つて民間經濟を拘束壓迫せんとするが如き感じを持ち、又官に在りましては、民間は動もすれば國家意識を無視して法規の外に逸脱せんとするが如き感を生じて居つたのでございますが、是は共に誤解でございます。等しく陛下の赤子、共に皇國民族

の發展興隆の爲協力奮闘せんとする熱意には變る所がないのでございます。平つたい御皿に御馳走を澤山入れまして、長い嘴の鶴が之をつゝいて居ると云ふ話がございますが、正しく斯の如き類でございます。こつ／＼致しますのも當然でございます。深い容れ物に容れ替へればそれで宜いのであります。適當な容れ物が新體制でございます。經濟組織部の活動が官に對立致しまして、其の政策の樹立實施に障礙を來したり、又民間に更に今一つ干渉する面倒な者が出て來たと云ふが如き感じを生じますならば、罪萬死に當るのでございまして、圓滑油としての機能を誤らざるやう、皆様も十分御監視を願ひたいと思ふのでございます。

文化部の仕事は、思想、教育、科學、技術、文學、藝術、宗教、新聞、雜誌、衛生、體育、娛樂等類る廣範圍に亘りまする國民文化生活に及ぶのでございますが、是等の生活は殊更個人主義的傾向、自由主義的傾向を持ち易いのでございますが、高度國防國家建設の爲には、國民の全能力を國家目的に動員致しまして、總力の發揚に努めねばなりません。動もすれば科學性、藝術性、倫理性のみに立籠らんとする國民文化生活に、高い意味の政治性を附與致しまして、民間諸文化團體及び施設の實質的機能を國家目的に即應せしむるに都合の好いやう新體制を確立致し、各部門々々の専門的割據主義を排除致しまして、是等を有機的に聯繫せしめて、國民文化の増強を促進致したいと考へて居ります。

殊に最も力點を置くべきものとして、國民精神の昂揚の問題がございます。現下國難の時局下に於きまして、大和民族の歴史的使命の自覺こそ最も緊要事と信ずるのでございますが、我が文化部が幾分なりとも此の點に寄與することが出來ますならば、洵に仕合せに存する次第でございます。

次に制度部でございますが、是は名前の示す如く、官廳其の他の諸制度に全面的再檢討を加へ、自由主義的要素を拂拭致しまして、強力なる一元的體制の確立實現を促進することを任務と致して居ります。行政、司法、立法

に關する官廳機構は、固より公的性質のものでございますから、職域奉公の點に於きましては固より間然する所はないのでございますが、現在の機構は、民間人の生活は總て私的生活であり、私利を追ふものであると云ふことを前提として出来上つて居ります。然るに新體制下に於ける國民生活は、各人が各々其の職場々々に於て大政に翼賛するのでございます。之を前提と致しまするならば、官廳制度は全面的に改革されねばなりません。今までは對立關係にありましたものが協力的關係に立つのでございますから、官廳機構が非常に簡單化されることは固より、官吏と民間人との地位の交流の如き、極めて自由でなければならぬと思ふのでございます。是等の點を考慮致しまして、諸制度を新體制化することに協力促進致したいと存じて居ります。

以上企畫局の使命並に各部の事務に付て御説明申上げましたのでございますが、之を要するに、新體制の企畫實施は、經濟、文化制度の各方面に於きまして政府が主動的地位に立つて之をやつて行くのでございまして、企畫局は飽く迄も縁の下の力持を致す積りでございます。若し官民の間に何等の誤解なく、圓滑に新體制移行が行はれまするならば、企畫局は手を束ねて居れば宜いのでございます。若し企畫局が華々しく活動振りを見せると云ふならば、それは國民生活の運行に甚しい缺陷がありますとか、又は企畫局が出しや張り過ぎて居るとか、どつちかでございます。

皆様もよく御注目を賜りまして、企畫局が痒くもない所を引掻き廻ると云ふやうなことの無いやう、眞に痒い所へ手の届くやうな、縁の下の力持が出来まするやう、御指導を御願ひ申上げます。

○議長(末次信正君) 前田議會局長に御願致します。

○前田議會局長 私に議長の末次さんが仰つしやつたやうに、極く和やかな家族的會議、さう云ふ意味で會を進めて

行きたいと云ふ御趣旨に依りまして、原稿に依らずに極く普段使つて居る言葉で自分の今やつて居る議會局の組織及び仕事に付きまして簡単に申上げて見ようと思ふのであります。議會局と云ふ言葉が兎角誤解を生み易いのであります。議會局と言ふと何だか又別に議會が出来たやうな感じを人に與へるかも知れませぬ、がそれは決して帝國憲法にある所謂議會では無論ないのであります。其の性質が違ふのみならず、其の根據もまるで帝國議會とは違つて居るのであります。帝國憲法に所謂帝國議會は貴族院と衆議院との二院制度になつて居りまして、各々其の特異性を發揮して立憲政治運営の任務に携つて居るのでございます。議會局はさうではないのであります。議會局と云ふ其の中に貴族院關係の部もあり衆議院關係の部もあります。議會局はさうではないのであります。議會局として、四部から七部までが衆議院關係の部であります。貴族院關係が三部であり衆議院關係の部が四部になつて居るのでございます。而して議會局は必ずしも議會人のみを以て組織しようとは考へて居ないのであります。現に今日でも議會人以外の人も或は部員となり、或は囑託となり、それ々の任務に御協力下さつて居るのでございまして、帝國議會のやうな類似のものでは絶対にないのでございます。唯貴族院が三部であり、衆議院が四部になつて一部多いのは、衆議院が御承知の通りに政黨を解消致しまして今日無黨無派の状態であります。四百六十六名が各々一人々々の立場に立つて居るのでございまして、貴族院の如く或は研究會、或は公正會と云ふやうな風に、それ々の會派に依つて統制されて居る状態ではないのであります。随ひまして此の四百六十人の衆議院議員が愈愈本當の帝國議會が開かれたならば、或は豫算案、或は法律案に付て審議を進める上に於て、どうして國家目的に合ふやうに滑かに議事が進められるかと云ふことは、恐らく我が國民の關心事であらうと私は思ふのであります。随ひましてさう云ふ點に付て如何なる方法に依つたならば議會が滑かに行くであらうかと云ふやうなことも、一つの研究をしなければならぬ事項でございます。其の必要が一つあるのでございます。左様な次第でございます。

衆議院部に於きましても、或は貴族院關係に於きましても、其の働きは何を申しましても議會の權能として憲法に認められて居る如く幾多ありますけれども、豫算及び法律案の審議が御承知の通り主なることである。又民意暢達も主なることでございます。随ひまして帝國議會に出るやうな豫算案、法律案、總ての政策施設と云ふものを豫め議會局に政府から御話を願つて、それを調査し研究を進めて行くことと云ふことが非常に必要なことだと思つて居るのであります。さう云ふことをすることに依りまして政府側と致しましては、議會に於て十分の審議を進める上に於て政府も議會も便宜を得ることは固よりであります。政府は如何なる意圖の下に、如何なる考へ方から斯う言ふか、斯う云ふ法律案を組んだかと云ふことを議會局の人々を通して國民に知つて戴くと云ふ機會を作れるのでございます。又議會局の構成を致して居る人々から申しますと、政府の考へて居るやうな豫算案並に法律案の説明を聴きまして、或は其の問題に付て色々研究を致す結果と致しましては、或は政策の行過ぎがあるのではないか、或は政策に付て足らざる所があるのではないかと云ふやうな點に付て豫め十分の審議をし、又政府に對しても御忠言、御忠告を申上げる機會が多々あるのであります。議會局は決して行政官廳の權限を侵犯するとか、或は政府に議會局が決議を以て強要すると云ふやうなことは斷じてないのでございまして、斯様な考へ方を持つて居るのではありませぬ。それと共に又議會の行動に干渉するべきものでもありません。議會の決議を左右せんとするが如きものでもございませぬ。のみならず議會人個々の行動をも束縛せんとするものでもないのであります。議會と政府と國民の間に立ちまして能く民意を上達し、又政府の意のある所を聞きまして、政府をして成べく過ちのないやうに致すやうに致したい、政府をして善き政治を行ふやうに内面的協力を致したいと云ふのが吾々の心構へであります。さう云ふやうな考へ方から致しまして、吾々は今色々案に付て審議を致して居るのであります。何分未だ匆々の際でありまして、理想的に運用せられることは本年度は困難かも知れませぬけれども、漸を逐うて理想

的に進んで行くのであると思つて居るのでございます。此の議會局の運営に付きましては世間動もすれば誤解をする人がありまして、或は立法權を拘束するのではないか、或は行政權を壓迫するのではないかと云ふ考へ方から致しまして、大政翼賛會の性格に付て法律的の疑問を抱く人もあるやに思ふのでございます。私が議會局長を近衛公爵より仰せ付かりました時に、近衛公爵は、議會局の仕事の上に於て注意すべきことは、憲法の條章に従ひ、憲法の精神に従ひ奉ることである。即ち敍慮で副ひ奉ることである。それ以外に私は君に注意することはないと云ふことを私は申付かつたのであります。其の心を體しまして、議會局運営に當りましては、憲法の條章は勿論のこと、憲法の精神に反せないことは固よりあります。獨り憲法、法律のみならず政治上の運営に於ても寸毫も人の誤解を受けないやうに致したい、斯様に今日心得て居る次第でございます。又議會局の仕事の一面を申しますと翼賛議會の確立と云ふことでございまして、必ずしも當面の法律案、當面の豫算案のみに囚はれるのではなくて、良い議會を作り上げる、良い議會を作つて行く、斯う云ふことにやはり力を致さなければならぬ次第であります。此の事は洵に必要であります。困難なことであります。國民全體が立憲政治に憧れの心持を持ち、憲法政治に憧れの心を抱くやうになつて、本當に其の心になつて戴いて良い議員を出すと云ふことにならなければ中々困難なことなのであります。國民全體が欽定憲法の思召に副ひ立憲政治に憧れの心を以て臨むやうになる爲には、或は教育に、或は國民の組織に幾多の手を加へ志を致さなければならぬ點があるであらうと思ふのでございます。是は他の部門に於て御研究、御實施下さることが多いのであります。差當り私共と致しましては當面の問題として或は議會の内容を良くすることに全力を致し或は議會の運営が旨く行きますやうに縁の下の方力持ちをして國民、政府、議會、斯う云ふ間に立つて一つの油のやうに旨く行くことが今日國家の爲に必要であると思つて居るのであります。餘計なお世話ぢやないか、さう云ふことをするよりも議會の壇上に於て大いにやり合つたら宜いぢやないかと云ふ

考へ方も、古い憲法學者の間にはあるのでありますけれども私共は今日のやうな重大時局の時には出来るだけ學國一致體制を持ち、議會に於ても出来るだけ私は旨く滑かに行くことが望ましいと思つて居るのでございます。今日御出席になつて居ります慶應義塾の塾長小泉博士が昨年でありましたか、福澤諭吉先生の事を書かれた本の中にもありましたが、先生は日清戦争の始まる前には非常に苛烈なる論法を以て時の時事新報に於て日々内閣を批判せられて居つたのでありますが、一度日清戦争が開かれるや、時事新報の紙上に於きまして、俺はもう戦争の済むまでは批判の筆を執らない、批判に依つて得る利益よりも國論の統一せざるが如き印象を外國に與ることの方が害が多いから、自分は戦争の済むまで筆を執らぬと言つたと云ふことが小泉博士の本にあつたのを見たのであります。さう云ふやうに先人は皆さう云ふ考へ方をして居るのであります、今日事新しく申す迄もないことであります、さう云ふやうに於て眞剣に嚴肅に豫算案、法律案其の他の審議せられることは、審法上與へられたる當然の權能でございませぬけれども、出来れば成べく私共は圓滿にやつて行きたい、それが私共の務である、斯う云ふやうに考へて居る次第でありまして、名は議會局と言ひますから、何だか帝國議會の類似の議會でもあるかの如くに考へられる人があつたらば、それは誤りだと云ふことを冒頭に申上げましたが、只今申しましたやうな意味でありまして、決して議會の類似のものではございませぬ。さう云ふ心構へで私共は今日此の仕事に従事致して居る次第でございます。大體只今申上げたことで、議會局と云ふのがどう云ふものであるか、どう云ふ心構へを持つて居るか云ふことが御分り下さつたと思ひますから、簡單でございませぬが以上を以て私の御報告に致します。

○議長(末次信正君) 是で各局長の所管事項の説明は終つた譯であります。茲で臨時中央協力會議運営要項即ち會議をどう云ふ風にやつて行くかと云ふ其のやり方であります。それを協力會議部長より御説明を致します。

〔參 照〕

臨時中央協力會議運営要項

一、構 成

イ、中央協力會議は總裁の指名したる者を以て構成し全國民の家族會議の趣旨に基いて運営せらるゝものである。

ロ、議長は會議の統裁をなし、議事の運営、發言の順位、協議の指導、秩序の保持、議題の裁決等其の他必要なる一切の事項を掌理す。

ハ、協力會議部長は議長を補佐し機務を掌る。

ニ、中央協力會議の議員を會議員と稱す。

會議員は和衷協議、會議員としての職責を盡し以て臣道實踐の實を擧ぐるものとす。

二、會 議

臨時中央協力會議では會議を總會、委員會、懇談會の三とす。

(一) 總 會

總會に於ては各種議案協議を爲す。

(二) 委 員 會

委員會は總會に於て付託せられたる議案に付き協議す。

委員及び委員長は議長之を指名す。

委員長は議長の命を受け委員會を掌理す。

(三) 懇 談 會

懇談會は特に懇談會へ移されたる事項を協議懇談す。
懇談會は議長之を主宰す。

三、議案

議案は本部關係のもの及び會議員提出案の二種とす。

四、議案の調整

議案は議事の圓滑を期する爲め議長の下に議案調整委員會を設け豫め之を調整す。

五、議事一般及日程

(一) 日程

日程の掲載順序は議長之を定む。

(二) 開議及進行

開議及び進行は會議日程に依る。議長に於て必要ありと認むる時は日程を變更し又は議案を追加することを得

(三) 發言

發言は總べて議長の承認を要す。

○小泉中央協力會議部長　それでは私から臨時中央協力會議運営要項を御説明申上げたいと思ひます。只今議長から御話がありました通り、此の運営要項と云ふのは、此の會議に於ける會議規則のやうなものでございます。之を會議規則と言はないで運営要項と申して居ります。之に依つて此の會議を進行して行きたいと考へて居ります。先づ第一が構成でございます。(イ)に「中央協力會議は總裁の指名したる者を以て構成し全國民の家族會議の趣旨に基いて運営せらるゝものである。」斯うございます。此の趣旨は今朝程議長の御挨拶の中に詳しく御話ござい

ましたから、私は改めて御説明申上げませぬが、要するに此の會議は、從來民主主義的な會議が色々あつたのでございますが、さうしたものと性質を異にして居る日本の國體の原理に基き大政翼贊の精神に立脚して居るものであります。其の爲に構成なり、運営なりが非常に趣を異にして居るものであると云ふことであります。構成は總裁の指名された方々ばかりで構成されて居りますし、運営は家族會議の趣旨に依つて運営せられるのであります。御承知のやうに、此の協力會議は、一番最下部の協力會議が市町村協力會議であります。其の上は郡區の協力會議、道府縣、六大都市の協力會議、最上此の中央協力會議があるでございます。而も其の間に人の繋がりがお互にございまして、最下部の町村の協力會議から郡に出て居られる方があり、郡の協力會議から道府縣に、道府縣から中央にと云ふやうな構成になつて居るのであります。此の市町村の協力會議は、特に市町村協力會議と云ふものを設ける譯ではございませぬで、市町村常會を以て之に當てて居るのでございます。而も其の市町村常會は、其の底部に部落會、町内會がございまして、更に其の最底部には隣組其の他の隣保組織を持つて居るのであります。隣組、隣保組織、部落會、町内會市町村常會は、家族會議の趣旨を以て運営せられて居るのであります。是が上に發展して中央協力會議になつて居る所から見ましても、此の會議はやはり全國民の家族會議の趣旨に基いて運営せられるものであると考へるのでございます。

第二番目が、「(ロ)議長は會議の統裁をなし、議事の運営、發言の順位、協議の指導、秩序の保持、議題の裁決等其の他必要な一切の事項を掌理す。」とございます。普通の從來よくありました會議では、會議が多數決で決定されるのが一般の方式であつたのでございますが、此の會議は家族會議でございます。家族會議は家長が統裁するものが原則でございます。此の會議もやはり議長が統裁をされることに相成るのでございます。多數決は、申上げ

少数でありましても其の意見が善ければそれに依つて決定される。善い悪いは何で決めるかと申しますと、要するに國家の興隆に貢献する度合が多いか少ないかに依つて決まるものと私は考へるのでございます。さう云ふ譯でございまして、多数決に依らないで、總て議長の統裁に依つて事が運ばれるのでございます。議事の運営、發言の順位、協議の指導、秩序の保持、議題の採決等、總て議長の統裁に依つて行はれるのでございます。

(ハ)が「協力會議部長は議長を補任し機務を掌る。」でございしますが、私は議長を補任して色々な機務に當る譯でございします。

(ニ)は「中央協力會議の議員を會議員と稱す。會議員は和衷協議、會議員としての職責を盡し以て臣道實踐の實を擧ぐるものとす。」とあります。「中央協力會議の議員を會議員と稱す」と申しますのは、是は名稱のことでございますが、要するに議員と申しますと、從來の色々な會議の議員と同じであると云ふ風な考へ方が行はれ易いのでまあ、會議員と致しまして、從來の會議の議員とは大分違つて居るんだと云ふ趣旨を此の名稱の違ひに依つて現はして居るものでございます。會議員の方々は、和衷協議、會議員として職責を盡し、以て臣道の實踐の實を御擧げ願ふ、是はもう申上げる迄もないと存じます。

次に二は、會議のことでございますが、「臨時中央協力會議では會議を總會、委員會、懇談會の三とす。」とございます。其の區別の(一)が總會でございますまして、「總會に於ては各種議案協議を爲す。」即ち一般的に協議を致す譯であります。(二)が委員會でございます。「委員會は總會に於て付託せられたる議案に付き協議す。委員及び委員長は議長之を指名す。委員長は議長の命を受け委員會を掌理す。」とあります。委員會は總會から付託せられたる議案に於て協議を致すのでございます。委員及び委員長は議長が之を指名せられることになつて居りまして、委員長は議長の命を受けて委員會を掌理されるのであります。茲で委員會の運營のことは何も書いてございませぬが

委員會も此の總會と同様の趣旨でございますまして、やはり家族會議の趣旨に依つて運營せられ、委員長の統裁の下に議事が運ばれると考へるのでございます。(三)が懇談會で、「懇談會は特に懇談會へ移されたる事項を協議懇談す。懇談會は議長之を主宰す。」とありまして、懇談會は總會に於て懇談會に移すのを適當と認められたもの、さう云つた事項を協議懇談せられるのでございます。懇談會と申す名稱が一寸總會と變つて居ります關係上、主宰される方が不明であると考へられますので、茲に懇談會も、全員の出席して居られる懇談會に於て議長が之を主宰されることを明示して居るのでございます。

三が議案でございますが、「議案は本部關係のもの及び會議員提出案の二種とす。」今度の臨時中央協力會議に於きましては、本部關係の提出案はございませぬでしたので、會議員提出案だけを中心に審議されることに相成るのでございます。

四は、議案の調整でございます。「議案は議事の圓滑を期する爲め議長の下に議案調整委員會を設け豫め之を調整す。」とございます。今度の臨時中央協力會議に於きましても、非常に多数の議案が出ました。百五十件に餘る議案が出たのでございます。而も會期は僅に三日の短期間なものでございますから、之を一つ一つの議案を總會に上程致しましてやることも、中々實際問題として困難でございますので、議長の下に議案調整委員會と云ふものを設けまして、東京在住の議員の方に議長からそれを委嘱をされまして、其の委員會に依つて議案の同種類のものを整理統合されまして、數を少なくし、議事の進行の圓滑を圖つて戴いて居るのでございます。御手許に配付してございます議案は、其の委員會に依つて調整せられたものでございます。

五、議事一般及び日程であります。(一)が日程で、「日程の提載順序は議長之を定む。」議長が是は定められることに相成つて居ります。(二)は、開議及進行で、「開議及び進行は會議日程に依る。議長に於て必要ありと認むる時は

日程を變更し又議案を追加することを得。大體日程に依るのでありますが、必要のあります場合には日程を變更し、或は議案を追加されることがある場合を豫想して居るのでございます。(三)が發言でございます。發言は總べて議長の承認を要す。發言は總て議長の承認に依つて爲されることに相成のであります。茲で御發言の場合は、多數の方でございますから、便宜上番號を仰しやつて戴けば宜いんぢやないか。或は番號と同時に名前も仰しやつて戴けば尙ほ便利だと思ひますが、大體番號を仰しやつて戴けば非常に好都合だと思ふのであります。その他小さなことでございますが、擴聲器がございますので、さう大きな聲を御出しにならなくても聲は通るやうでございますから、却て大きな聲になりますと、聴取りにくい方がおありになるんぢやないかと考へますので、一寸念の爲に申し上げます。之を以て御説明と致します。

○議長(末次信正君) 今の運営要項で大體盡して居りますが、一つ附加へて置きます。此の中央協力會議には副議長を置いてないのであります。議長事故ある場合には議長代理と云ふものが必要だと思ひます。子爵岡部長景さんを議長代理に御願することに致しました。岡部さん一寸立つて……

(子爵岡部長景君起立)

今御立ちになつたのが岡部子爵であります。

此の際一言申上げて置きますが、議長は總會に於きまして出来るだけ多數の方々に御發言の機會を與へたいのであります。今協力會議部長の説明がありました通り、議案の件数が如何にも多數でありまして、御覽の刷物の通りであります。此の御説明を一々願ふと云ふことは到底難しいのでありますから、議題の選定は先程説明の通り調整委員の手を煩はしまして併合整理を致したのであります。其の中で主なるものを皆一括致しますと、内容が十一程に別れるのであります。それが御手許にある總會發言者と云ふ刷物に書いてあるのでございます。(ありませ

ぬ)刷物はありませぬか——それでは刷物は出来て居りましたが、終ひの方で變更を要する所があつて、配つた積りのものがまだ配つてないさうであります。それでは變らない部分の所を一寸申上げて見ますと、

大政翼賛會に對する憲法問題に關する件

中央協力會議の本質、地位並に權限に關する件

大政翼賛運動の指導精神に關する件

翼賛運動促進に關する件

大政翼賛會地方組織に關する件

新體制に即應する教學刷新に關する件

まだ今申上げた倍程ありますが、大體斯う云ふ風に大別要約出来るのであります。それに依つて此の總會を進めて行きたいと思ふのであります。尙ほ申上げて置きますことは、發言者も多數におありになるのでありますから、發言の時間を無制限にする譯には行きませぬ。さればと云つて之を非常に拘束しようと思ふのもありませぬが、大體一つの議案に付て凡その目安を二十分位にしたいと云ふ考へでありますから、發言者の方に於かれても、時間に付ては各自に御自制あるやうに御願ひしたのであります。

是より會議員提出の議案を一括して議題と致します。議長に於て選定致しました議題に付きまして順次御發言を願ふことに致します。一番最初が「大政翼賛會に對する憲法問題に關する件」であります。四十九番入江種矩さんに御説明を願ひます。

大政翼賛會に對する憲法問題に關する件

○入江種矩君 私は元陸軍の出でございます。茲に會議の先陣を頂戴致しまして、洵に光榮に存する次第であります。唯今私の申し上げます議題の中に、或は憲法上の問題、或は行政法規の問題等を含むので有ります。私は大體憲法上の問題等に付きましては洵に全くの素人であります。此の素人が斯の如き大事な問題を申し上げますことは、自ら省みまして洵に恐縮でございます。

借て大政翼賛會の實踐綱要も昨日御發表に相成り、本日は全国の各代表議員に依りまして此の協力會議が開催致され、更に全国の各地に於きましては、大政翼賛會の運動に非常なる待望を以ちまして、當に活潑なる運動を展開致しまする爲に、熱烈なる待機の姿勢にあると考へるのであります。斯の如き情勢下に於きまして、彼此れ或は憲法上の問題、或は行政法規の問題等に付きまして論議批判を致すことは、既に時代遅れの感があるのであります。要するに今後の翼賛會の運動に付きまして指導方法、運営等に關します實際の問題が此の席上に論議協議されるべきが當然と考へますが、又一面に於きまして、大政翼賛會自體の根本理念であります性格と云ふものが、未だはつきり致して居らないやうに感するのであります。従ひまして、翼賛會の性格が茲にはつきりと致さねば、將來翼賛會の運動が展開せられましても、事毎に矛盾支障を來すことを憂へるのであります。翼賛會は、發會以來本部の幹部に於かれまして、高度の政治性を持たすと云ふことは屢々御言明になつて居るのであります。斯様な意味合から考へますと、大政翼賛會は恰も政治結社の如き感じを持つのであります。又此の政治結社の問題に付きましては、恐らくは大政翼賛會本部の幹部の方々に於きましても、相當數に及んで、政治性を持たせ、政治結社の如きものを作りたい、或は全國に亘りましても、やはり此の大政翼賛會を政治結社の如き姿勢に持つて参りたいと云ふ御考への方が決して少なくないと考へるのであります。然るに又やはり是も本部の中に於かれましても、有力なる幹部其の他に於かれまして、大政翼賛會を斯の如き政治結社に導く事は、所謂行過ぎである。宜しく之を國體明徴

臣道實踐の一本に進むべきであると云ふ御主張をなさる方も極めて多いのであります。又全國中にも以上のやうな御考へを御持ちになる方が決して少くないと考へるのであります。斯様な意味合に於きまして、大政翼賛會自體の性格と云ふものは、今日まで未だはつきり致して居らないと云ふことを感するのであります。以上の如く大政翼賛會の根本理念に發生します性格が分明で有ませぬが故に、世上往々に致しまして大政翼賛會と帝國憲法に關する件、並に大政翼賛會と行政法規に關する件に付きまして、或は違憲論が紛紛として發生致します。其の他法規に關する非違の言論も盛に出るのであります。此の違憲論を唱へます學者の中で一二極めて懇意な方があります。是等の人の御考は、此の違憲論等を以て大政翼賛會の前途の發育を阻害しようと思ふ御考へでは斷じてないのであります。何とかして此の大政翼賛會が少なくも憲法其の他に抵觸背反せずして明朗潤達なる發育をさして見たい、斯様な懇切なる眞情の發露の下に以上のやうな或は違憲論等のことを發表なさるのであります。斯るが故に願くば當局に於きましても、此の違憲論を唱へられます學者等の心持を十二分に御酌取りを願ひまして、一日も速に懇切なる解明を與へられまして、一日も早く違憲論等の拂拭に御努力を願ひたいと思ふので有ります。單なる高壓的に大政翼賛會は憲法上違憲なしと云ふことや、或は詭辯的言辭を以て一事を糊塗せんとするやうな、萬一にも、御態度があつてはならないと思ふのであります。若し又大政翼賛會の内容に於きまして、萬々が一假にも斯の如き間違つたやうなことに類するやうなことがありますならば、是亦一日も早く率直に御改めを願ひたいと思ふのであります。

更にもう一項附加へたいことは、大政翼賛會と其の經費の問題であります。斯の如く重要な國家の大運動でありますから、經費の必要であることは勿論であります。私は其の御使ひになります經費の多寡を彼此れ申すのではありません。政府が法的根據を持たない此の大政翼賛會に補助金を與へると云ふことは、果して現状の儘に於て

法規上宜しいのであるかどうか、此の點であります。若し法規上支障がありますやうなことがありますならば、直ちに茲に或る種の法規を御制定になるなり、どうか翼賛會は斯の如き費用の點に於ても間違ひのない進展をして戴きたいと希望するのであります。

之を要しまするのに、翼賛會の性格をはつきり致されて、之に依つて性格の不明より生ずる所の各種の違憲論の一日も速かなる拂拭に御努力を願ひたいと云ふことであります。以上を以て此の議案に對する御説明を終ります。○船田内政部長 只今入江さんから御發言のありました大政翼賛會の性格に關する問題、殊に憲法との關係、治安警察法上の政治結社にあらざるかと云ふ問題及經費の關係、此の三點は極めて重要な問題でありまして、本件に付きましては、寧ろ政府が政府の立場に於きまして御説明を申上げることが適當かと考へるのであります。併し吾々關係者と致しましても、此の問題に付きましては十分に政府と連絡を取りまして研究を致しまして、殊に本日前の會議に於きまして、總裁、事務總長、及び協力會議議長の御挨拶の中にも、極めて明瞭に大政翼賛會の性格を説明する所の文言が滲み出て居ると存じます。併し茲に改めて政府と聯絡を致し一應の結論を付けて居りますから、それを御説明申上げたいと存じます。

先づ第一には大政翼賛運動と憲法との關係でございますが、最近此の大政翼賛會の性格を環りまして、或る憲法學者若くは其の他の方面に於きまして、憲法上是が如何なる性格を有するやと云ふことに付ては相當論議が交されて居ります。併しそれ等の論者の内には往々にして或る獨特の自己の解釋を前提として大政翼賛會を憲法違反なりと見て居る者が少なくないやうでございます。殊に其の一つの問題として擧げて居りますのは、大政翼賛運動規約の第六條に「總裁は本會を統率し本運動を總理す」と云ふ、此の「統率」及び「總理」と云ふ字を捉へまして、是が所謂憲法上の「統治」と其の概念に於て似て居る所からして、總理大臣が大政翼賛會の總裁として此の國民運動

を統率し且つ國民を總理する、洵に怪しからぬと云ふやうな御意見があるやうに承つて居ります。併しながら憲法上の「統治」と云ふことは、申す迄もなく「萬世一系の天皇之を統治す」でございます。其の「統治」は即ち主權の發動であります。茲に所謂「統率」若くは「總理」と云ふことは全然意味が違つて居ります。大政翼賛會と云ふ一つの團體を體を通じて國民運動を總理すると云ふことは、何等陛下の統治權を侵犯し奉るやうな關係にはございませぬ。隨て憲法上に於て之を違憲なりとするが如き論議は全く根柢なきものと信じます。唯大政翼賛會に入つて居ります構成員は、是は謂ふ迄もなく總裁の統率下にあるのであります。是は權力の發動として統率して居るものでありませぬから、隨つて是亦憲法上の違反問題と云ふやうなことにはならないと信じます。

次に治安警察法の關係から致しまして、政治結社ではないかと云ふことでございますが、大政翼賛會が一の結社であることは謂ふ迄もないと存じます。併しながら治安警察法の對象となるべき政治結社は、當時の立法精神に依りまして、第一には秘密結社を取締る、又對立抗争する政黨の間の争ひが、動もすれば治安を紊るの虞あるが爲に之を取締るのであります。大政翼賛會の如くに、是が大政翼賛、臣道實踐の運動として、而もそれが學國的國民運動に展開せんとするが如きものに對して、之を取締るの對象とすべき限りではないと存じます。

次に大政翼賛會の經費に對する關係の法規の問題でございますが、從來と雖も法規の根據なきものに對して補助金を交付すると云ふことは、往々にしてあり得ることでございます。それは大藏省所管の豫算として是が議會に提出せられました。議會が之に對して承認を與へた場合に於きましては、此の補助金は法規上に於て何等差支ないものであります。それは要するに豫算に對する議會の審議權の如何に依りまして左様な問題が起つて來るのでございまして、是は憲法上の問題でも或は其の他の法規に違反する問題でございませぬ。要するに議會が此の豫算案に協賛を與へますれば、假令法的根據なき團體に對しても、補助金を交付し得るのであります。其の最近の例と

致しましては、あの大運動となりました國民精神總動員聯盟若くは本部、及び選舉肅正聯盟等に對しても、斯様な前例があるのでございます。

唯茲に大政翼賛會に付きました之を性格付ける所の何等かの法規がある方が宜くはないかと云す問題に付きましたは、相當考慮の餘地はがあると存じます。併しながら今日の状況に於きましては、寧ろ民間團體としての機能を充分發揮する爲に弾力性を失はないやうに、寧ろ其の自由なる活動と發展とを希望するが爲には、それに對してそれを拘束するが如き法規の根據を早く作らない方が宜しいのではないか。要するに此の大政翼賛運動は、政府と表裏一體をなし、臣道實踐の推進力となる、斯う云ふ運動でありまして、それを豫め埒を作つて其の範圍内に限つてしまふと云ふことは、此の發展性を阻害するものではないかと考へて居るのであります。尤も之に付きまして官廳側に於きまして、此の大政翼賛會を通じて行はれる所の大政翼賛運動に付それ等の一般的綜合的の事務を監督する官廳を何れの官廳に決定するか、若くは官吏が此の大政翼賛會に進んで共助し得る所の規定がある方が宜くはないか又第三には、補助金を交付するに付きまして、其の交付し得る規定の根據をはつきり致し、同時に交付の條件を明にすると云ふことが宜くはなからうか。斯う云ふ三つの問題に付きましては、折角今日政府との協力に依りまして話を進めて居りますので、是等に付きましては込く政府の方に於かれましても何等かの對策を考へらるるのではなからうかと存じますが、現在の段階に於きましては、先程申し上げましたやうに、それ等の法的根據なしに此の運動は寧ろ自由に發展するやうに致して行きたいと考へて居る次第でございます。以上御答辯申し上げます。

○入江種矩君 只今の第三項、經費會計の問題は諒承致しました。第二の問題は、違憲の各種の條項に付ては、私の唱へることぢやないので、世間にさう云ふ風な論がありますので、之に懇切に説明を與へて一人の疑義がないやうに當局に於てして戴きたい、斯う云ふ風な希望であります。

それから第一の翼賛會の性格に付きましては、私は御當局の揚足を取つたり、言質を取つたりする氣持は微塵もございませぬが、政治團體であるのか、さうぢやないのかと云ふ點に付きまして、どうもはつきりまだ分りませぬが、出來ますことならば、もう一遍御説明を戴きたいと存じます。

○船田内政部長 先程申し上げましたことを更に補足致しますると、此の大政翼賛會と云ふものが一つの團體である、結社であると云ふことに於ては、是は間違ひがない事實であらうと存じます。唯治安警察法に所謂政治結社と云ふものは、先程申し上げましたやうな立法の精神に依りまして、特殊の政治結社のみを其の取締の對象と致して居るのであります。大政翼賛會は、謂ふ迄もなく是が學國的國民運動に展開せんことを希望してやつて居るのであります殊に政府と表裏一體をなして、臣道實踐の推進力となる團體でありますから、治安警察法上の政治結社として取締を受くべき對象となるべきものでないと云ふ意味を申し上げた譯であります。

○入江種矩君 其の程度に於きまして一先づ諒承致します。

○議長(末次信正君) 此の問題に付きまして藤山さん及び土屋さんから何か補足的の御質問があれば、此の機會に御願ひ致します。

○土屋忠君 只今の入江さんの御質問と當局の御答辯に依つて大體諒承致したのでございますが、只今御答辯の中に一つだけ具體的の例を御示しになりましたので、私の承知致して居ります今一つの具體的の例を此の際申上げて御答辯を仰ぎたいと存するのでございます。それは此の規約の何條でありましたか、總裁の規定がございませぬか。本會の總裁は總理大臣たる者を以て之に充つてでありましたか、總理大臣たる者が之に任ぜられると云ふ意味の規定があるのでございます。當初其の規定を御作りになります迄の経緯を私共新聞其の他で伺ひますと、本會の總裁が總理大臣たることは我國の國體上許すべきでないと云ふこともあり、さうしてそれを逆にされた、總理大臣たる者

が本會の總裁となると云ふことに決定致されたかのやうにも承つて居るのでございます。所が其の總理大臣たる者が總裁となられると云ふことは、是も考へ様に依ますと、私或る意味が國民の疑惑を招くのでないかと考へるのであります。總理大臣たる者が必ず本會の總裁たるべきものと云ふことに相成りますと、總理大臣に或る意味の條件が付くやうな感が致しまするので、大權事項に是が牴觸しやしないかと云ふ疑を——是は間違つて居るかも知れませぬが、生ずるのでございます。之を逆に致しまして、總理大臣が本會の總裁たる否とは其の任意であること云ふことに致しますると、只今の憲法上の疑は晴れるのでございますが、左様致しますと、本會の總裁があるか否かは、内閣の交迭毎に問題を生じ、即ち本會が存続するかしないかと云ふ存廢の岐路に立つと云ふことに相成るのでございまして、此の點は又國民に本會の性質上非常な不安の念を與へるものでないかと存ずるのでございます。そこで私は、是はやはり法的の根據を然るべく與へたならば、斯の如き疑惑乃至は不安を一掃し得るのでないかと云ふ愚見を申述べて御手許に差上げて置いたのでございますが、此の具體的の例に付きまして今一度御答辯を得まするならば幸ひと存じます。

○船田内政部長 只今の御質問であります、總理大臣が當然總裁たる所の規定に付ての御疑念であります、大政翼賛會は、先程申上げたやうに、大政翼賛運動實踐の推進力となる一つの私的團體でありまして、其の規約に、總裁は總理大臣が之に當ると書いてありまして、若し其の次の總理大臣が、俺は嫌だと云ふ場合がありますれば、それは當然次の總理大臣まで拘束する問題ではないと存じます。隨て先程來度々申上げて居りますやうに、何處までも政府と表裏一體をなして、さうして先程議會局長の御説明にもありましたやうに、此の場合に於きましては皆が協力をして、本當の一億一心となつて、裏となり表となつて此の時局を乗切つて行く爲に大政翼賛の推進をする、斯う云ふことでありますから、隨て總理大臣が總裁たること云ふ其の規定がありまして、決して次の總理大臣を拘束すると云ふやうな問題にはなりません。隨て憲法上の紛議を來すと云ふやうなことは毛頭なからうと存じます。

○土屋忠君 只今の御答辯で憲法上の問題ははつきり致したのでありますが、さう致しますると、先程私が御尋ね致しました國民に對する不安の念を一掃する何等かの方法を講じて戴きたいと思ふのでございます。此の點に對する御考は如何でございませうか、承つて置きたいと存じます。

○船田内政部長 第二段の點に付きましては、是は法制上と云ふやうな問題ではなく、實際の働きとして國民に一人でも疑惑がないやうに進めて行かなければならぬのでありまして、是は大政翼賛會の構成員たる皆の心掛として、さう進んで行きたいものと存じます。

○山崎純君 先程から大政翼賛運動に關する憲法上の意義の問題に付て色々質問應答が有りましたが、私は此の問題と同時に、一體現在の日本に於て何が根本的に要求されて居るのかと云ふことを忘れないやうにして、さうして此の問題を我が憲法と背馳しないやうに解決する途を考へて戴きたいと思ふのであります。私は憲法論を申すのではありませぬが、今の日本に於て最も要求されて居ります一つの問題は、法律以上のもの、或は官吏以上のものに向を與へる所のものが要求されて居るのではないかと思ふのであります。官吏は一つの行政の機構を通して、或は法律を通して仕事をするのでありますが、其の新しく作る法律若くは新しく行はんとする行政以上に、國家の大目的に副つて自由自在に新しい方向を與へて行かなければならぬ政治が必要なのではないかと思ふのであります。どうも過去數年來の經過を考へて見ましても、一貫して居る國家の大目的、それを此の世界的な變革期に於てどう云ふ風に新しく發展させて行くか、又國家の各般の事項に現はれて居る性格を、統一的にどう云ふ風に世界の新情勢に合ふやうに變化させて行くかと云ふことに付て常に右往左往して居る觀があつたのであります、さう云ふこ

とを實に勇猛果敢に、自由自在に日本の國家の繁榮の爲に改むることが出来るやうな政治が欲しいのであります。先般來の經濟新體制の問題に致しまして、私はあの内容は日本に非常な進歩を與へたと思ひますけれども、其の論議に餘り長い時間を費しまして、而も現はれて來たものには何處か月足らずのものがある、脆弱い所がある。それは何故かと言へば、今日の日本の行政以上のもの、法律以上のものを變へる性格的な變化、原理的な變化を斷行する上に於て、今日の儘の政治の形體は、如何にも脆弱い所があるやうに思ふのであります。それを斷行し得るものは、私は明確な現代の歴史を理解し、世界の情勢を理解して、其の中に於て日本を如何に對應せしめるべきかと云ふ所の優れた指導者のみがそれを斷行し得るんだと思ひますが、併し其の指導者は自分等が勝手氣儘なことをなしてはいけません。思付きを爲すんではない。やはり國民のどの偶々から起つて來る要求にも悉く親切に耳を藉して而も其のそれの要求を素朴に實行するのではなしに、それをありの儘に附合せて多數決だとか何かで解決するのではなしに、それにより高い解決方式を與へて行かなければならない。是が詰り謂ふ所の指導者原理ではないかと思ふのであります。さう云ふ國民の諸々の要求に悉く耳を藉して國民の息遣ひに接觸し、國民のどの一人の要求をも無視しないで、而もそれを全部高く解決すると云ふ、斯う云ふ政治方式は事實に於て現在までに現はれて居らない。日本になかつた。日本になかつたばかりでなく、世界の何れにもさう云ふものは數年前までは現はれて居なかつたのであります。さう云ふものが今要求されて居るのではないか。私はさう云ふ要求に應へるものが日本になければ、どうしても日本を此の新しい時代に副はして行くことが出来ない。斯う考へますので、此の今日生れて來たばかりの大政翼贊會が、果して完全に憲法の條項に副つて居るや否やは、私専門外で十分それを検討する能力はありませぬけれども、併し飽く迄忘れてはならないことは、さう云ふ一片の法律論だけに因はれて問題の大きな動向を失ひ、日本が要求して居る事實を忘れてしまつてはならぬと云ふことでありまして、茲に根本的に要求され

て居ることはさう云ふことが要求されて居るんだ、其の要求を、憲法を活しつつ如何に實現すべきかと云ふことが今日與へられて居る所の一番重大な課題であらうと思ふのであります。さう云ふ次第でありますから、私は單なる一片の法理論だけで此の問題を解決せずに、飽く迄其の實體論、飽く迄本質的なものを失はないで問題の解決に心を碎いて戴きたい。斯う云ふ風に要望する次第であります。

○議長(末次信正君) 重要な問題でありますから、質問、御意見は多々おありであらうと思ひますが、委員會に相當豊富な時間が取つてありますから——尙ほ重要な問題が總會として残つて居りますから、委員會で意を盡されるやう御願ひ致しまして、次の問題に移ります。

「中央協力會議の本質地位及權限に關する件」に付て十三番窪井義道君。

中央協力會議の本質地位及權限に關する件

○窪井義道君 私は質問要項を提出致しまして、其の中に只今議論されました大政翼贊會は政治團體と思ふが、其の法的の根據如何と云ふの有一點であります。而して其の次に、今回開いて居ります此の中央協力會議の性質及び權限に付て、第三點は、大政翼贊會並に中央協力會議等は推進機關として一時的の機關なりや、又恒久的の機關なりやと云ふ、大體この三點に付て御質問を申上げたいと存じて居つたのであります。所が第一點に付きましては、只今船田部長より相當詳細なる御説明がございまして、或る點は諒承致したのであります。併しながら此の點に付て、山崎議員より法律的問題に付て兎や角議論することは寧ろ慎んだら宜いと云ふやうな御話があつたのであります。私が私は左様に考へませぬ。苟も日本の法治國に於て、日本に於て曾て見ざる如き大なる國民の政治組織及び運動が展開され、此の運動の中核體を成す所の大政翼贊會と云ふものが、如何なる政治團體なりや。又此の政治團體は

現行の法律の如何なる部類に屬するの。如何なる法の適用を受けるものであるか。又是等の現行法規の中何れにも屬せないので、今日斯の如き政治運動が其の儘行はれて行くか。之を誰が一體如何なる法律に依つて取締るか云ふ問題は、恐らく大政翼賛會の本質及び其の法的な根據に關して極めて重大なる問題でございますから、私は更に一二點重ねて御質問を致して見たいと存するのであります。

此の昭和維新の斷行をする爲に、今日まで幾多の長い歴史を持つて居りました政黨は解消致しました。政黨のみならず、幾多の經濟文化の團體も過去の衣を脱ぎ捨てて、此の新體制に順應すべく凡ゆる努力と熱意とを以て進んで居るのであります。隨て一般國民の常識から考へますと、今度の新體制の中に於て、政治の新體制が出来上らんとする聲が全國に漲り、それが近衛公に依つて提唱された時には、私は恐らく是等の解消した政黨の人々及び全國の政治に關與して居ります者の頭には、茲に昭和維新を斷行し、日本民族の使命を遂行すべき此の時局に順應した新しい所の政治體制、即ち新しき政黨が近衛公の命に依つて提唱されるであらうと云ふことを國民は心の中に私かに考へて居つたのではなからうかと思ふのであります。隨て現在出來て居ります大政翼賛會は、只今船田部長の御話に依りましても、政治結社であると云ふことであります。然らば此の大きな使命を果さんとする翼賛運動の中核體である所の翼賛會が政治結社であるならば、私は治安警察法の取締を受けるものだと思います。所が此の取締を受ける所の政治結社と云ふものは、會て一つの政黨であつた。それは部分の利益を代表して居るものであるからして、是は部分と部分と云ふ意味に於て一つの政治の結社である。然らば大政翼賛會と云ふものは、國民全體が之に参加して居ります團體であるかどうか。此の政治團體の構成分子と云ふものは、私は僅に何萬人かであらうと思ふ。さうすると、やはり是は部分の團體だ、斯う云ふやうに思ふ。私はそれ等の議論をするのぢやない。大政翼賛會が日本の大使命を果して大東亞の建設をするに云ふ大きな全體、公の性質を持つて居る所の部分的の

ものであるからして、國民全體——是は私共が協賛申上げたと同じやうに、從來の政治結社に依つて行はれて居つた所の政黨にしても、其の政黨は部分であるかも知れぬが、此の大なる使命を生命として居り、それを擔つて立つて居る所のものであるならば、それは全體的、公の性質を持つものであると私は考へる。併しながら今の結社の御説明で、結社ではあるけれども、政黨でもなければ結社の届出もしない。一體私は極く家族的に、御相談的に申上げるのであります。届出なさつたら宜いだらう。而も國民は誰一人として政治結社の届出を大政翼賛會がしたからと云つて、是が部分的なものだ、是が今までのやうな政黨だと考へる者は、日本國民中一人も居りませぬ。即ち私は、公の團體であり、政府と表裏一體をなし、官民一途である所の此の政治團體に對しては、どうしても政治的と申しまするか、法的な根據だけは明にして置く方が宜いのぢやないか、斯う考へます。是は若し部長が考へられますやうに、政治結社ではあるけれども、政黨ではない、届出をしないと云ふのならば、私は此の時代に即應して新しく生れた所の一大政治團體でございますから、進んで此の翼賛會に對し、又翼賛運動に對して、新しい立法を爲さつて、さうして此の團體の法的な性格をはつきりなされると云ふことが、私は國民全體に對して、又翼賛會其のものを明朗に致し、更に翼賛運動、國民組織の上に於て、其の運動及び會を充實發展せしむべき極めて重大なる影響を持つものだと考へるのであります。であるから、私は改めて此の點に付て翼賛會の御當局に伺ひたいのであります。素直に届出をなさらないと云ふ點を今少しはつきり國民に示して置いて貰ひたいと云ふのが一點、更に政黨でないことと云ふことに對して、國民が先程私が申上げましたやうに、近衛公が新政治體制を作られる時には、新しき政黨が生れるんだと云ふことを心私かに期待して居りましたから、何故此の大政翼賛會は政黨ではいけないのかと云ふ點に付て御説明を願ひたい。第三點は、現在に於て斯の如き大きな、又高度なる政治團體が存在して、是が如何なる法規も適用しない、如何なる現行法規の法的根據もないのだと云ふことでは、不安を招くので、又色

々な不都合の點が多々生ずることと思ひますから、此の際新たに是等に對して立法をなさる御意思があるかどうかと云ふ、三點に付て明確なる御答辯を得たいと思ふのであります。

次に私は中央協力會議に付て、其の本質、權限二三を御質問申し上げたいのであります。大政翼贊會運動規約第十條に「中央本部に中央協力會議を附置す」又翼贊會支部規定第九條に「支部に協力會議を附置す」と書いてありますが、協力會議の性格、權限、地位等に付きましては、何等の規定も大政翼贊運動規定の中には書いてないであります。本日議長の御挨拶を伺ひまして、大體の點は諒承することが出来たのであります。此の規約に書いてない爲に、其の權限、地位等に付ては尙ほ不明瞭であるのであります。私は特に此の大政翼贊運動規約の中には、此の翼贊會總裁、役員及び地方の支部長、小さな村の支部長及び其の庶務組織係に至るまで、其の地位、權限が説明されて居りますのに、單り中央協力會議及び地方協力會議に付ては何等の規定のないと云ふことは、此の會議の運営上、又將來協力會議を地方々々に組織致し、それに協力せんとする人々から申しますると云ふと、非常な不便を感じ、尙ほ疑惑の點が生ずると思ひますから、左の點に付きまして、どうぞ翼贊會役員諸公の方々より此の實際に定めて戴きたいと思ふのであります。

其の第一點は、「中央本部に附置す」とあるが、附置とは中央本部と如何なる關係にあるものでありませうかと云ふ點であります。所謂中央協力會議を設けられたる所の趣旨、或は其の權限等を大政翼贊運動規約に規定さるべきものであると思ひますが、其の御所見を承りたいと存じます。

それから第二點は、内閣情報部發行週報「新體制早わかり」に「此の總裁の下に中央本部が設けられ、事務局と中央協力會議が置かれ云々」と規定されて居りますが、事務局と中央協力會議とは如何なる地位、權限のものになるのでありませうか、事務局と中央協力會議とは互に唇齒輔車の關係に立ちまして中央本部の活動を敏活なら

しむべき中央本部の構成機關とは考へますが、それ等の點に付て御説明を願ひたいと思ひます。更に地方協力會議と地方支部との關係も併せて此の際御説明を願ひたいと存するのであります。

第三點は、中央協力會議と地方協力會議との關係であります。所謂部落常會、市町村、郡、縣と、それ々の協力會議が設置致されまして、下部組織から順次上部組織まで構成されて行くのであります。縦にそれ々に下から上部に代表者を送つて、有機的な一つの組織になります。さうすると更に此の府縣協力會議より只今の臨時中央協力會議の如く代表者が出て参りまして、此の中央と地方との關係と云ふものは一貫的な連絡の如くなりまして、不可分の關係にあるものと思ひます。其の構成に關しては不可分の關係にあると思ひます。さうであるなら、此の中央協力會議と云ふものは地方協力會議と云ふものを監督又は指導をすべき地位、權限と云ふものを持つて居るにあらざれば、其の目的を達することが出来ないと考へますが、是等の點に付きまして中央協力會議と地方協力會議とは如何なる關係にありますか、其の點も御説明を願ひたいと存じます。

最後に御尋ね申上げたいと存じますことは、此の大政翼贊會は國民運動を推進する機關なりと規定されてあるのであります。更に「新體制早わかり」の説明の中に「中央協力會議は國民組織を確立する爲にそれを促進する一の機關なり」とあるのであります。此の大政翼贊會と云ふものは一の促進機關であるかどうか、促進機關でございませうならば、是はそれ等の國民組織なりが出来上りました時には、此の大政翼贊會は其の使命を果したことになるから、それは必然的に解消するものでございませう。言葉を換へて申しますと、大政翼贊會なり、中央協力會議なり、或は地方支部及び協力會議と云ふものは、國民組織を作る爲の一時的な機關でありませうか、それとも恒久的な機關でありませうか。私共先般準備委員會の時の討議の模様を拜承致して見ますに、此の問題に付て相當論議があつたやうに承つて居るのであります。準備委員會に於きましては、大政翼贊會は翼贊運動の中

核體であつて、是は恒久的なる機關なりと云ふやうな決定を見たやうに承つて居るのでありますが、併し此の大政翼賛運動規約の上から眺めて見ますと、大政翼賛會と云ふものは一推進機關に過ぎないのであります。中央協力會議其の他の支部協力會議も同じく一促進機關に過ぎないのであります。さう致しますると、此の促進推進、と云ふものは、其の目標であり所の國民組織なりが完成致しました時には、是は自然的に解消すべきものと云ふやうに此の規約の上では解釋せられるのであります。私共は此の時局に御協力を申し上げたいと存するのでありますが、斯う云ふやうに、是が一時的のものであるとか、或は恒久的のものでないと云ふことになりますると、現在やつて居る仕事如何にも一時的なやうな印象を國民に與へると云ふことは、此の會の發展の上に於て非常に遺憾に存するのであります。丁度國家が永遠の生命體でありますやうに、此の國民組織の完璧を期すると云ふことは、國家と共に是は永遠に續いて行くものだと思ふのであります。其の意味に於きまして、所謂現在やつて居る大政翼賛運動なり、翼賛會と云ふもの、及び中央協力會議と云ふものは、推進機關であるけれども、永遠に推進して行く機關なりと云ふやうに解釋して宜しいものでございませうか。それ等の點に付て私は御當局の御説明を一應願ひたいと存するのであります。

○船田内政部長 大政翼賛會の性格に關しまして重ねての御質問でございますから、もう一應御説明申上げて先程申上げた趣旨を徹底するやうに致したいと存じます。其の第一は法的根據の問題でございますが、大政翼賛會を性格付ける爲に特に會の組織とか其の他の關係を法律に依つて規定すると云ふことは、現在の情勢、現在の段階に於きましては、民間團體としての機能の弾力性を失はしめる、又其の自由なる活動の發展を阻害拘束する處がないとも致しませぬ。隨て現在の情勢に於きまして、例へば大政翼賛會法と云ふやうな法律的根據を作ると云ふことは穩當でないと思つて存じます。但し先程も御説明申上げましたやうに、此の運動を國家として全く放任して置くのかどう

かと云ふことになりますと、決してさう云ふ問題ではないのであります。常に是は政府と表裏一體を成して皆が政府に協力する、さうして大政翼賛、臣道實踐を正しき方向に進めて行く所の推進力になる運動でございますから、隨て政府との關係に於きましては出来るだけ之を明確にして置く方が宜しいと存じます。隨て政府の立場に於てどの役所が其の總括的な一般的な監督事務をするか、之を監督するのに何處が一體元締めになつてやるのか、若くは此の仕事に付きましては官吏が相當力強く共助致さなければ其の目的を達成することは出来ないものでありますから、隨て官吏が進んで之に共助し得るの根據を明確にすると云ふことは是亦必要があるやうに存じます。それと先程御説明申上げました補助金の問題でありますが、それ等は役所の側に於きまして相當な根據を作ることが適當であるやうに考へられますので、折角今日政府の方と其の點に付て話合つて居りまして、近く政府の方に於ても相當な御考慮があることと期待致しつつある次第であります。

それから先程私は大政翼賛會も一つの結社であると云ふことを申上げたのでありますが、それは窪井さんも御承知の通りに國民は憲法に依りまして言論、集會、結社の自由を持つて居ります。是は憲法に依りまして陛下から御許しが出て居る、斯う云ふ風に見て行くべきものであります。特別の法規の根據がなければ何も出来ぬと云ふやうに窮窮に解すべきではなからうと思ふ。隨て是が集會でなく一つの團體としての行動を持つて居るのでありますから、結社と見て行くべきではなからうかと存じます。然し治安警察法の立法の精神は、私が先程屢々申上げました如くに、秘密結社取締、又對立抗争をする部分的利益を代表すると云ふやうな、所謂自由主義的の構成の上に立てられたる所の、又それから發生して居る所の政治結社を取締の對象と致したのであります。此の大政翼賛運動の如くに學國的國民運動に展開せんとするものに適用さるべき限りでありまなから、隨て治安警察等に所謂今までの法律常識に所謂政治結社ではない、斯う云ふことを申上げた次第であります。

次に中央協力會議の性格に關する問題でありますが、是は先程の末次會長の御挨拶の中に極めて明瞭になつて居ると存じます。要するに時局に對する國民の總意を下から上へ盛り上げて來て非常時國政の上に之を反映し、又上の意のある所を十分に國民各層に浸透せしめる所謂下情上通、上意下達の機關である、斯う云ふことが言はれて居るのであります。隨て此の中央協力會議の目的とする所は、之に依りまして官民一途臣道實踐の翼贊運動を促進する一つの機關と云つことにする譯であります。恐らく窪井さんの御質問になつて居ります其の前提として御心配になつて居られます點は、議會とか、或は地方に於ける協力會議と地方議會との關係と云ふことに付て御疑念があるかと推察されるのであります。それ等のことに付きましては先程前田議會局長が議會局に付て御話ございましたが、從來の憲法なり、或は法制上地方制度に於て設けられて居ります地方議會と協力會議との關係は法制上に於て何等低觸するものではないやうに考へられます。其の他の、中央協力會議と地方協力會議とがどう云ふ聯關を持つてどう云ふ活動をするかと云ふことは、直接其の方の關係の局から御説明申上げるやうに致したいと存じます。

○小泉協力會議部長 窪井さんの御質問の中に、中央協力會議と地方協力會議との關係がどうなつて居るか云ふ御話がありました。私から其の點に付て御答へ申上げたいと存じます。中央協力會議は中央本部に附置されて居りますし、地方の道府縣協力會議は道府縣支部に、郡協力會議は郡の支部に、市區町村協力會議は市區町村支部に附置されて居ることになつて居るのであります。協力會議と致しましては直接に上下の繋りはございませぬ。唯先程御説明申上げたやうに、構成員は下から上へすつと盛り上つて行きますから、人的には上下の協力會議の間に繋りがあるのであります。機構としては上下の關係がありませぬ關係上、事務の構成の問題であるとか、或は運営の指導の問題であるとか、さう云つた問題に付きましては上級の協力會議が下級の協力會議を指導すると云ふやう

なことはないのであります。是等の事柄は總て中央本部の事務局、或は道府縣の事務局と云ふやうな事務局を通して行はれることに相成るのでございます。大體中央協力會議と地方の協力會議との關係は以上のやうな關係になつて居るのでございます。

○議長(末次信正君) 今の中央協力會議の關係のことに付きまして、七十四番矢部さん何か別の質問がありますか。

○矢部善兵衛君 私が提案しましたのは、私共の直接觸れて居ります所の地方協力會議と地方の議會、縣會或は町村會との關係に付て申上げたのでございますが、是は出来るだけ早く一元化して戴きたいと云ふことを申上げてあつたのでございます。其の理由に付きましては、大體萬民翼贊運動なんかが必要となつて参りました所以の一つは、從來の議會體なるものが先程御話のやうに自由主義的な個人主義的な對立抗爭的な國體の本義に合はざるやうな立場に其の運用が進められて居りまして、議會に於ては正しき下情が上通されず、正しき民意が上通されず、又其の協贊せる政治に對して責任ある行動が行はれなかつたのであります。そこに甚しき行詰りを來したことにあると存するのでございます。そこで是等の弊害を除去致しまして、我國本來の立場である大御神の御言を以て八千萬の神々が天安河原に神集ひ集ひ神議りに議り給ふと云ふやうなさう云ふ翼贊體制の議會が本當に確立されたならば、それで目的は達成されるのではないかと思ふのでございます。實情と致しまして、地方に從來の議會體と此の協力會議と兩立致しますることは、過渡的なことであると云ふ御趣旨であるならば結構であります。此の兩立が長くなりますると動もすれば其の間に紛淆を起し、或は對立摩擦を來し易い事實があるのでございます。さう云ふことを避ける爲にもそれを成べく速に一元化されたい、簡單明瞭にして戴きたい、斯う云ふ趣旨から申上げたのでございます。ちよつと補足して置きたいと思ひます。

○議長(末次信正君) それに付て何か答辯を求められるのですか。

○矢部善兵衛君　どうも慣れませぬで申譯ございませぬ。それで伺ひたいことは、此の協力會議を何時頃までどう云ふ機會まで置かれるのであるか。何時までも之を置かれる御趣旨なのであるか。其の點を御伺ひしたいと思ふ次第でございます。

○船田内政部長　只今の點に付きましては先程申上げた趣旨に従ひまして十分考慮することに致して行きたいと思ひます。

○小此木左馬太君　先程から協力會議、翼贊會の本質、或は協力會議の權限その他に付て色々御質疑がございすが私は此の問題に關しましては、先程山崎さんが御話になりましたやうな此の會の本質から考へて、もう少し皆さんが御考慮願ひたいと思ふのであります。協力會議を何時まで置くかと云ふやうなことも勿論重大な問題ではあります。それが、それよりもつと重大な問題はなぜ翼贊運動が起らなければならなかつたと云ふことだらうと思ひます。私共が今日此非常な難局を切り抜ける爲に翼贊運動が展開して居るのであります。さうして新體制の確立の爲に専心して居るのであります。それでありまして此の問題は、其の解決が付くまでは協力會議を置いても宜しいし、或は若し此の問題の解決が付かぬならば何時まで續けて行くことも必要だらうと思ひます。要するに問題はもつと本質的に擱んで載きたいと存じます。

次に先程窪井さんから翼贊運動に携る者は私共國民の小部分であると云ふ御話がありましたことは、是は問題の本質に觸れる非常に重大問題だと思ひますので、一言申上げたいと思ひます。私は此の運動は小部分の數萬の人間が携つて居る運動ではないと云ふことをつきり申上げたいと思ひます。全國民の盛り上つた運動であります。さうして其の運動であるが故にこそ今日斯うした協力會議と云ふものが運営されて行くことになるのだらうと思ふのであります。其の點で若し今日の協力會議で此の運動が極く僅かな人間だけで行はれて居る運動であると云ふの

うな議論がออกมาして、それが其の儘外部に發表されますならば世間に非常に不可思議な印象を與へると思ひます。私は重ねて申上げますが是は全國民の下から盛り上つた運動であると云ふことを確實に申上げることが出來ると信じます。

○窪井義道君　只今私の質問中に翼贊會は唯數萬の人がやつて居るんだと言つたと云ふやうに御聽取りになつたのであります。さう申したのではありませぬ。只今翼贊會と云ふものがあるその役員になつて居る者が何千、何萬あるか分りませぬが、併し翼贊會それ自體は先程申しましたやうにそれは全國民の運動であると云ふことは勿論であります。唯私は部分々々の説明の時に現在翼贊會の役員になつて居られる人々は、と斯う申したのでありますから、あなたの御心配になられるやうに、翼贊會は臣道實踐の運動であることは間違ひないのであります。誤解のないやうに願ひます。私の申し方が足らなかつたから誤りましたが、さう申したのではありませぬから申上げて置きます。

○議長(末次信正君)　大きな問題でありますから色々御意見もありませんが、それと稍々似た問題も先にあるのでありますから、是も此の上は委員會の御研究に譲りまして第三に移ります。大政翼贊運動の指導精神に關する件——七十番黒澤サン。

大政翼贊運動の指導精神に關する件

○黒澤西蔵君　翼贊會の實踐要綱は本日御示しになりました。而も御懇切なる御解釋、至誠の燃え溢るる所の熱情に依つて御示しになつた點に對しましては私共洵に感激を致して居るのであります。私が提出致しました翼贊生活の基本原理と實踐要綱を早く定めて載きたいと云ふ此の要望は既に果されたのであります。又私共が考へて居つた

ことは殆ど之に盡されて居るのであります。かるが故に之に對しては何も申述べることはないのであります。併しながら如何に立派な綱領でありまして、是が眞に全國民の日常生活に消化されなかつたならば何の役にも立たないのであります。かるが故に如何にして此の實踐綱領が國民の血となり肉となるかと云ふことが私は中心の問題ではなからうかと思ふのであります。更に切言致しまするならば、眞に戦時下の國民として果して臣道實踐をやつて居るのであらうかどうかと云ふことを先づ以て自己反省するのが第一であらうと思ふ。即ち私は此の翼賛運動は謂はば各階層に對して自己反省を促す運動であると言つた方が宜くはないかと思ふのであります。即ち所有慾の亡者もありませう。名譽慾の亡者もありませう。又政權慾の亡者もありませう是等の人々を全部反省させる運動が即ち翼賛運動なりと言つても宜いのではないかと思ふのであります。私は農民でありますが、農民も大いに反省を致さなければなりません。果して食糧報國をやつて居るかどうか、之に對して大いに反省を致さなければなりません。經濟人も商工業者も亦反省を致さねばならぬと思ふ。教育家も然り。宗教家も然り政治家も是も相當の反省を要するであります。お役所でも役人も是亦大いに反省をしなければならぬ。軍人であるからと言つて無反省で宜いと云ふ譯ではあるまいと思ふ。私は全國民悉く反省をして眞に臣節を全うせしむるやうに此の運動を展開するのが第一の眼目ではあるまいかと思ふのであります。

次には全國民が職場にあると家庭にあるとを問はず其の日常生活が直ちに國の政治、經濟に結付いて居ると云ふ自覺であります。此の自覺を本當に感ぜしむるやうにせねばならないと思ふのであります。即ち私は理窟は知りませぬ、法律もやつて居りませぬけれども、是は所謂政治性でも申しませう。政治生活の自覺でも申しませう。まあこんな所だらうと思ひますが、兎に角一農夫の仕事、一職工の仕事、一女中の行ふ仕事直ちに國の政治、國の經濟に直接結んで居るんだと云ふ此の自覺を風呂屋の三助に至るまで、家庭の女中に至るまで自覺せしむると云

ふのが此の運動でなければならぬ。是が第二點であらうと思ふのであります。

第三點は是も總て盡されて居ります。もう非常に完璧な言葉を以て盡されて居りますが、私共は唯單純に斯う考へて之を御指導願ひたいと思ふことは、一人々々が本當に最高度の能力を發揮して御國の爲に盡すんだと云ふことであります。即ち研究工夫をする或は企業の商品もなければならぬ、或は職業の編成替へも致さなければならぬと思ふのであります。是等は要するに無駄な働きをせぬと云ふことでありまして、是は外國流の難かしい言葉を使へば色々ありませうけれども、結局一人々々が最も能く働いて御國に御奉公をすと云ふに盡きて居るのであります。斯う云ふことに對してもつと誰でも分り易い御指導を願へるならば非常に宜いのではないかと私共は常に考へて居るのであります。

以上の三つが本當に實行出來たならば是はどんな國難でも私は突破が出來ると思ふのであります。即ち國民の心の持ち方を變へると云ふ一點にあるのではなからうかと思ふ。今は石炭の問題、食糧の問題が政治上の大きな問題になつて居りますけれども、是とても私共の考から言へば、假に現在五千萬人の人が働いて居るとすれば、其の一時間づつ餘計に皆が働いたならば五百萬人の勞働力が生み出されることになりまして、五百萬人の力が茲に出來るならば、石炭を喧しく言ふことも食糧問題も總て解決が出來るのであります。一時間づつ皆が働くと云ふことが大きな生産力であり、大きな政治生活の自覺ではないかと思ふ。あの法律がどうか、あの規則がどうか、或は組立がどうか、随分喧しい言葉は専門家に御任せ致しまして、私共は斯う云ふ風に考へて居ります。斯う云ふやうにするのが議論の遊戯でなく、觀念の遊戯でなく本當に實際に働くと云ふことが翼賛運動でなければならぬ。それが政治力を持つとか擴大とか先程から色々な意見がありますが、私はそれが本當ではないかと思ふそれに對しては私の間違ひでありますならばどうか御指示を願ひたいと思ふのであります。私共田舎に居る者は此の翼賛運動

をさう云ふやうに考へて居るのであります。然らば此の自己反省と政治と云ふものの自覚と一人々々が最高度に能力を發揮すると云ふ此の方法を色々教らなければならぬが、是は一體どんな低い人でも何處で教はるのかと云ふと即ち部落會、町内會の常會であらうと思ふ。町内會、部落會で是が一億の國民に滲み渡るのであります。常會は謂はば翼賛運動の生命線である。此の常會が旨く行くか行かぬかに依つて翼賛運動は良くもなり或は悪くもなりと思ふのでつります。そこで此の常會の運動指導であります。之に對して私が少しく申上げて御尋ね致したいと思ふことは第一に指導者であります。指導者は職業的指導者を言ふのでなくして、先刻來から御話がありました所謂推進員であります。この推進員は本當にしっかりと推し進め、此の翼賛運動の眞髓を握つて居る所の推進員を先づ見出すと云ふことが大事であります。是は本日色々御示しのあつた通りであります。其の通りにやれば宜いのであります。唯之を色々教育せなければならぬが、此の教育をする者が本當に身を以て反省を示す人でなければならぬと思ひます。口先や何かのちやいかぬ。本當の實踐躬行でなければいかぬと思ふ。斯う云ふ人が之に當りまして、さうして展開することが非常に大事だと思ふのであります。

それから此の常會のやり方ですが、是は先程も矢部君から御話があつたが、やはり是は所謂芋こじ式の常會でやつた方が一番宜しい、是が一番成績が上ると私の體験から信じて居るのであります。抑々常會は單なる上意下達、或は下意上達の機械的存在であつてはならぬと存じます。そこで常會に於ては有らゆる誤解を解き世界を深め眞に上下の意思がそこで融合和通せしめて行く。物資の不足と統制經濟の不自由に因る不平不満を全部排除致しまして、堅忍剛毅、質素儉約の醇風を養つて行く。又精神的の疲勞に希望と活力を與へる場所なくてはならぬのであります。是等をもに譬へて申しますならば、私は新體制に於ける肺臟のやうなものだと思ふのであります。肺臟のやうな役割を爲すのが翼賛會でないか。翼賛會の性格とか憲法だとか色々ありましたが、私にさう云ふ難かし

いことは知りませぬが、翼賛會は肺臟と云ふ役割ではないか、常會は其の細胞組織でないか。即ち政府機關、或は議會を心臓部と譬へるならば、是は肺臟部であると思ふ。そこで全身を廻つて來た所の汚染された血が肺臟へ入つて、肺臟は之を新鮮にして活力を與へ更に全身に活動せしむるのであります。そこで炭酸瓦斯のやうな悪いものは取つて行く、それが所謂翼賛會の性格であり常會の性格だと思つて居るのであります。さう云ふやうに考へれば宜いのではないか。若しそれ肺臟が病氣になつたならば如何に心臓が強くても結局死んでしまふのであります。心臓と肺臟とは所謂表裏一體となつてそれ／＼其の機能を發揮してこそ茲に完全な體制が整ふのではないかと思ふのであります。常會は謂はば先程申したやうに肺臟の細胞でありますから、實に大切な役割を爲すものであると思ふ。斯う云ふ風に私は考へて居るのであります。之に對して御當局の考へ方も一つ伺つて見たい。若し常會が單なる物資配給の事務機關になつたり、不平不満がそこで統合して來たり、下剋上の相談場所に若しなつたとすれば、是は肺の機能が止つた常會である。そんな風になつてはいかぬのである。唯上意下達、下情上通と云ふ機械的の言葉しか今私共は聞いて居らないのですが、甚だ是は物足らぬ。翼賛會はさう云ふものぢやない。常會はさう云ふものぢやない。もつと其處が淨化作用が行はれ、悪いものは其處で取去つて良いものを政府の方、心臓の方に送り込んで、心臓部はそれ／＼の權限に依つて行政的にやつて行くと思ふのが翼賛會なり常會である。常會もさう云ふやうな性格を持つて働いて行かなければならぬのぢやないか。斯う云ふ風に私考へて居るのであります。之に對して果してそれで宜いか悪いか。お前の言ふことは間違つて居ると言はれれば是は直したいと思ひます……

○議長(末次信正君) 黒澤さん、もう少し簡潔に御願ひします。

○黒澤西蔵君 其の次の青年の指導のことは私は今までに申したやうに考へて居るのであります。之を約言しますれば、國民の總動員勤勞と工夫と協力の三つが生産擴充をする三大要諦である。是以外にはない。さうして節儉

と分度と推護の三つが國家の財政を安固ならしむる所の鍵であると信する者であります。之を日常に實踐躬行することが高度の政治力となるのであらうと思ふのであります。即ち知行合一以外には臣道實踐はないと信じて居るのであります。是は別に御答辯を載くのでなくとも私の意見を茲に申上げて御参考に供する次第であります。

○清水組織部長 御答申上げます。只今の町内會、部落會は翼贊運動の生命線であると云ふやうな御意見には全く同感であります。やはり此の隣組を最下部組織とした所の部落會、町内會が眞に臣道實踐の域に達するにあらざれば翼贊運動は全きを得ないと考へて居ります。又常會等の指導者に付ての御意見も全く同感であります。

次に常會の性格に關しまして御質問があつたのでありますが、常會は單なる上意下達、下情上達の機械的の機關であつて宜いか、是であつてはならないではないかと云ふことは洵に御尤せなことであらうと思ふのであります。それから常會の指導方法に付きましては、機構に依りまして、地方の事情に依つて多少の相違はあらうと思はれます。又指導者の信念或は其の他に依つて多少の行き方も相違はあらうと存するのでありますが、是等の一般的の方針に付きましては目下内務省に於きましても色々研究され、吾々も亦之に與りまして、近く一般的の常會指導の方針と云ふものを御示しになることと考へて居るのであります。常會の性格に付きましてであります。常會は勿論一面に於きましては小自治行政の一つの機關として運用されるものであります。それと同時に又翼贊會に於きましては之を直ちに協力會議に充てて居るのであります。でありますから行政機關としての一つの作用、それが同時に翼贊會の上意下達、下情上通、詰り支部と一體となりまして上意下達、下情上通の一つの機關となる譯であります。此の兩方の意味から申しまして只今の御話のやうに常會が運用されて行くと云ふことは自然であり、又さうなければならぬものでないかと考へる次第であります。

○松村永君 私此の翼贊會自らが、殊に其の中心になつて居られる方が一生懸命にやつて居られることと思ひま

すけれども、色々地方へ廻つて聞いて見ますと、私の聞いただけの範圍では頗る評判が悪い。恐らく十人の中の七、八人はどうも餘り香しく言はないやうであります。それ等の意見を段々集めて見ますと、初め大政翼贊會が出来るよと云ふ言葉聞いた時分には非常に元氣づいて居つたやうであります。乘氣になつてやるやうでありました。所がそれから段々の経過を見て居る中に國民の方では大分失望して居るのぢやないかと思ふ。先程經費の御話も出ました。又法律的に之をどうするかと云ふ専門的の議論も出ました。法律的には私共専門外でさつぱり分りませぬが、大した問題ぢやない。要らなければ明日潰れても宜い。本當に力を持ったものであるならば必ずや國民から押して出ると云ふことを思つて居るから、只今之をどう決めて置かなければならぬと云ふえらい難かしい論はもう必要でないと思ふ。唯悲しい哉、私の見ただけの範圍では國民が段々氣が抜けて来るやうに思ふ。それは段々聞いて見ますと、此の翼贊會が出来るに付ては、所謂臣道實踐をするのだ、皆が眞つ裸になつて行くものと云ふやうな氣持を持つて居つたやうであります。甚だ失禮なことを申上げて悪いかも知れませぬが、唯率直に何つて來た所を綜合して申上げる。どうもひよつとすると其の中心の御方々が優良ぢやないやうであります。平つたく言つてしまへば給料取りの職場が出來たと云ふやうな考を大分持つて居るのであります。色々それに付て汚い話も聞いて居ります。恩給の加算とか釣合ひの爲に段々貰ふ金が大きくなつたと云ふやうな言葉も聞いて居りますが、或はそれは間違つて居るかも知れぬ。兎も角私の聞いた所ではさう云ふやうな不安をどうも持つて居るのです。政黨が解消した。本當に心から改つて日本人になつて解消したのではなくて、どうも今までの政黨は遂に駄目だ、次に出来るものに乗換へをしようと思ふので、近衛さんが翼贊會を愈々組織されると云ふことに付ては待つて居ましたと云ふやうな態度で乗込んで來た、潜り込んで來たと云ふやうに思つて居る者が多いのであります。是では何ぼわいわい言つた所で國民が付いて來ない。非常に澤山高い金を取つてもちつとも昔の政黨時代と心が變らない。あちら

の方で有力であつた。こちらの方で何々會の會長をやつて居つたと云ふやうな御方を唯拾ひ集めただけの話だと云ふやうな不平をよく聞くのであります。それで私の考では、それは間違つて居ればいつそ國民に知らせてやることも頗る結構なことであると思ひますが、場合に依つたならば是は元の白紙に還してやり直して見たらどうかと云ふ考を持つて居ります。併し此處までやつたものを白紙に還す譯には行かないから、寧ろ今やつて居られる方々が眞つ裸になつて、一文も俺は貰はない、——貰はなくても食はず飲まずではやれないだらうと思ひますから、實費位のことを出て来るだらうと思ひます。寧ろ自ら進んで臣道實踐をせよ。私等も攻撃に來たものではありませぬ。唯下意上達と言ひますから國民の意思をば傳へたいと思つて來たので、私等も無論其の積りで居りますが、只今中心になつて努力して下さる方々、特に國民が見た場合に眞つ裸になつてやつて居るのだと云ふことを眞つ先に知らして貰ひたいと思ふ。さうすれば心から付いて來ると思ふ。さう云ふやうに考へて居ります。

○議長(末次信正君) 此の問題に關聯しまして百四番大橋さんの御意見を……。

○大橋理祐君 大政翼賛運動の指導理念の統一と國民下部組織の展開と云ふ問題でございます。此の指導理念に付きましては先程御示しがあつたやうでありますから改めて私は申し上げませぬが、此の問題は要するに明確な政策を國民に知らしめて、さうして國民に盛り上る所の協力を爲さしめ得る如く政策を示して戴きたい。それに依つて國民總てが裸になつて總てを大君に捧げる積りで行く如く此の政策を重大なる時局に際して御示し戴くと云ふことが第一事であると考へます。

其の次には理念に付きまして高度の政治性を持つか、或は又是が單なる國體明徴運動であり、或は又臣道實踐であると云ふ精神的な問題であるかと云ふ此の二つの點でありましたが、本日なり昨日の御示しに依りまして是が非常に明確にされましたので、大變結構だと思ひます。

次に今までの翼賛會の運動にありまして、從來色々中央本部から地方へ御出ましになつて色々御意見、御講演等がございました。其の場合に於きまして、先程申し上げましたやうな根本的な理念の統一を缺くか感ぜられるやうな御話なり、或は懇談會等がございました。殊に京都に於きましてはあの七・七禁令に依つて洵に國民は落膽の淵にあつたのでございますが、此の時局を考へます時には、どうしても吾々の自己を捨てて、此の明治維新を生んだ京都からは再び昭和維新の此の翼賛の維新に向つて邁進せねばならないと云ふ堅い決意の下に奮起致して居るやうな状態でありますが、若し偶々中央からお出で戴きます皆さんに於きまして、此の時局をば唯物的に解決しようとするやうなことになりまると、洵に精神的に總ての御奉公しようと云ふ此の觀念が薄らいで行くのぢやないかと云ふことを憂へて居つたのであります。先程御話がございました通りに、地方の者共に十分大政翼賛會の問題が理解をされないで、斯う云ふやうに譬へて居る者もございませぬ——今運動會が始らうとして居る。さうすると一つの「ユニフォーム」を形だけに着た選手が運動場に並んだ。さうして其の運動の選手は一つの優勝旗に向つて邁進をして居るのである。是であつては洵に相成らぬ。此の個人競争の優勝旗目的の爲の選手では當にならない。吾々總てが團結した團體の優勝旗であり、其の優勝旗は單なる自己を表彰する優勝旗でなくて、大空に高く輝く所の此の大日章旗の下にこそ吾々が進んで行くのだと云ふ本部の方々の堅い團結の御力が吾々の眼の前に展開されることを國民が非常に期待して居るのではないかと私共は考へるのであります。又斯う云ふ皮肉なことを申して居ります。此の「グラウンド」の縁の應援團の中には或る一部の團體、或は二三の團體のみが應援團として其の選手を應援して居るやうに見られると云ふ皮肉な言を述べて居る者もありますが、今はさう云ふ總ての團體を解消して本當に萬民翼賛、總てを大君に捧げ奉る所の決意と決心とが、此の昭和維新の聖業を成功せしむると私は堅く信ずるのであります。先づ中央の方々及び私共指導の位置に立ちます者は、自分が率先垂範して臣道實踐の位置に立つべき

であると斯う考へますので、先程申上げた指導理念の統一と云ふことに付きましてはもう既に私共は懸念を持つ者ではございませぬが、又是から後は眞に裸になつてお互ひが御國の爲に御奉公しようと云ふ臣道實踐をやつて戴くことを念願する次第でございます。

○田中友吉君 只今御提案になつて居る問題に對しまして、地方に於て最近は失望の感を抱いて居る者が續出して居ると云ふ如き、此の中央協力會議に御出席になつて居る所の會議員の方から、此の初めての會議の席上に於て甚だ翼贊運動に對して不安を感じるやうな御意見を先程承つた。又本部の方々を激勵されると云ふ此の精神に於ては非常な熱意があるのかも知れませぬけれども、私は斯様なことを聞くのを非常に遺憾に思ひます。此の翼贊會の生れた趣旨、翼贊運動の理念と云ふものは、總裁閣下が率直簡明に國民皆誰が聞いても分るやうに御示しになつて居ります。今我國は非常に重大な時局に直面して居りますが、一億國民が此の大政翼贊運動、即ち臣道實踐に依つて此の重大時局を打開致しまして、世界に於ける我が日本帝國の重大使命を果さうと云ふことに付て燃え上るやうな気分にならうとして居るのであります。上に立つ人が之を啓發し能く導いて、さうして此の熱意を燃え上らしめなければならぬのであります。私の遺憾に思ひますことは、えらい人が——えらいと云ふことは私は偉人をも含みますが、偉人以外に地位、職業其の他に於て一般から非常に多く名を知られて居る、斯う云ふ方が此の翼贊運動に對しまして色々難かしく考へて議論をせられることは、是は適當なる考へ方であるかどうかと云ふことを私は疑はざるを得ないのであります。斯様な難かしい議論をすることを聞きますと、下なる一般が大變結構な運動である、臣道實踐、此の事は守らなければならぬと考へて居る所に迷ひが生じて参ります。假令法的に非常に關聯のある根據を置いてある團體でありましても、其の實際が果して實效を收めて居るかどうかと云ふことは世の中に幾らも多くの例があり、本會の運動の如きは法律や規則を超越した所の實に日本として已むに止まれぬ大運動

であると思ひます。總裁閣下が長くも陛下の總理大臣の地位に御就きになり、如何にして此の重大危局を打開するか、我が日本が重大使命を果すかと云ふことに付て社會の雜音を避けて靜かに誠心誠意御考へになりました、是より外に途がない、一億國民が、臣道實踐を誓つて御奉公申上げると云ふことより外にないと思ふと云ふことを御考へになつて、此の大政翼贊會を御組織になりまして、國民に斯く分り易く御教へになつてあるのでありますから之を皆が、所謂エライ人が國民に左様信じさせるやうに機會のある毎に常に唱へなければならぬ。之を難かしく言つて迷はしめたり疑はしめたりするやうなことを言ふのは、是は本當の愛國心ぢやない。又陛下に歸一し奉る途ではない、斯様に考へて居ります。故に本部の方々に要求することも宜いが、口に立派なことを言うても、自己自身が本當に如何にしたならば此の重大危局に陛下の爲に臣道實踐の道を全うし我が帝國の爲に國民の本分を盡し得られるかと云ふことを考へて見た時に議論はないと思ひます。どうか諸君と共に此の場合に此の大政翼贊運動を徹底して、以て此の國家の重大時局の打開するより外にないと思ふ信念を以て進んで行くやうに致したいと思ひます。本部の方に對して色々激勵の御言葉、或は不信の御言葉か知りませぬが、發言がありました、どうか左様なことを慎んで、もう少し自らを省みて、さうして國家の爲に此の重大な責務を果す爲に御奉公致したいと存じましたので、此の意味に於てどうか御賛成を願ひたいと思ひます。

○木村寅太郎君 只今色々指導精神、或は性格の問題が出て居りますが、吾々地方の代表は本部を云々、さう云ふ意味合で参つて居るのでないのであります。吾々國民が大御心を奉體しまして、之をどうしたら宜いかと云ふ問題を是非考へて戴きたいと思つて参つたのであります。詰らぬ法制的な問題に付論議して居る事柄は成べく避けて戴きたいと思ひます。それで私は此の指導理念に對しまして斯う云ふことを考へて居ります。所謂反省自覺と申しますけれども、私は反省自覺以外に國民全體が直感することでありませぬ。總て祓ひ清め禊ぎ祓つて眞に大御心を

吾々國民の頭の上に振り翳して、所謂此の實踐要綱の第一條にあります歴代の御詔勅を奉體し所謂 天皇様の大御心を吾々が常に心の中に入れて、さうして吾々の覺悟を新にして、本部で計畫して居ります其の氣持を十分體して行きたいと考へて居ります。隨て第一の問題にありましたやうに、法の問題、性格の問題、それは少くとも大御心に副ひ奉る其の内容でありますならば、現在の法は率直に而も勇敢に直して戴きまして、さうして新しい日本の建設の爲に、右願左盼することなく本部が邁進して戴く事柄を希望致す次第であります。

○佐々井信太郎君 政政翼賛運動の指導精神に關する問題は、今十幾つか掲げてある中の此處にだけあるやうに存じますので、一言申述べさせて戴きたいと思ひます。大政翼賛運動の指導精神は實踐要綱に詳細に示されて居る譯であります。是が臣道を實踐躬行する所の方途を明にされたものであるから、何等もう疑念がない譯であります。併しながら實踐要綱の内容を實踐に移すと云ふ事柄が極めて重要な問題でありまして、如何に理念を並べましてもそれが眞實に實行されなければ效はないのであります。色々地方の事情とか云ふやうなものに付て各種の意見なり議論なりはあることでありますが、我國の今日の實情は最早議論の時期でなくして實行の時期であります。然るに其の實行が困難になる理由は、例へば臣道の實踐と云ふことを言ひましても、今日まで殆ど擧げて此の事變に熱中して居りまして、臣道の實踐をやつて居ない者はないと言つても宜い位に全力を盡して居るのであります。併しながら其の臣道の實踐と云ふことは、國民が臣下として行つて居ることならばそれが臣道の實踐であるかと云ふと其の各自の實行の根本に宿る精神が、若し今朝來御説明のありましたやうな、或は自由主義とか、或は個人主義とか、色々な言葉を著せる程の値打はないかも知れないが、兎に角自己と云ふものに立脚し、一家一身に立脚して居る時にはそれは臣道の實踐とは茲に考へられないのであります。然らば其の臣道の實踐と云ふことは明に皇國の大道を實踐躬行することであらうと思ふ。皇國の大道と申しますと、御上の知しめし給ふ所でありまして、甚だ言

葉が恐多いので臣道の實踐と言はれたと云ふならば、それは大いに傾聴すべき言葉であると存じますが、併しながら憚らず言はせて戴きますならば、それは皇國の大道を實踐することであらうと存じます。併し其の皇國の大道たるや我國古來神代から行ひ來つた所であります。然るにそれがなぜ皇國の大道にならないか、斯う申しますと、或は大陸から輸入せられた文化の影響を受け、或は國民が人口増加の結果特に己れを利すると云ふ所の生活が展開致しまして、功名利達が人生の目的であると云ふ氣持の教へも輸入されました。更に生存競争と云ふやうな理念が結付いて多數の者が擧げてまう云ふ形に向つた。併し深く考へて見ますと、我が國民は何時も國全體に關する問題に於ては全然一身一家を顧みないのであります。それと同様に個人も一身一家の家と云ふ問題の中に於ては、即ち家族間に於ては、家の中に於て利害得失に依つて行動することは甚だ少いのであります。此の二つの點に於て神代より傳はる所の極めて清から生活がそこに開けて居る。所が獨り隣組、近所近邊と云ふ所から更に部落、市町村府縣と云ふ中間に於ける組織にありましては、此の組織間に於ける所の問題が常に功名利達の競争場裡にある。是が臣道の實踐を妨げた所の事實であります。之を如何にして排除するか、之を如何にして皇國の根源に戻すか。此の問題は今朝來總裁初め各々御當局の詳細に御説明になつた點で、私は改めて茲に之を解説しようとは致しませぬ併しながら其場合に於て我が家族生活、而も之を全國一家族生活の上に於て現はれて居る事實に付て考へて見ますと、何が其處にあるか、斯う申しますと、全國一家族の場合に於ては、恐多いことではありますけれども、御上、皇室を本家と仰ぎ奉りまして、此の場合には國民は皆赤子であられた故に 御上は國民を唯愛し給ふことのみ御軫念遊ばす譯であらうと存じます。之を小さく家に移しましては親が子を育てることである。何を育てるかと言へば天壤無窮の家を永遠に榮えさせて行くと云ふ所にある、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る所の家を繁榮せしめる、斯う云ふ信念である。此の心持は御承知の通りに神武天皇の御詔勅に「上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に

答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふ心を弘めむ」と仰せになつて居る。其の「ウツクシビ」である。「ウツクシビ」と云字には徳と云ふ字が充ててございしますが、之を意に移しますると「ウツクシビ」は「イツクシミ」となりす即ち愛育である、大政翼賛會の實踐要綱は私其の愛育の表現として拜讀、拜聴致したのであります。茲に大政翼賛會が協力會議を御開きになつて吾々が集りましたことは洵に過分な光榮でございしますが、是が家族の會議と云ふ建前を御執りになつたと云ふことは、日本の國體に立脚されたことであると同時に、此の會それ自身が愛育の表現であるべきであると存じます。此の會を育て上げて行くことと云ふことが會衆一同の御念願であらうと推察する譯であります。今日如何にして時局を乗切らうかと云ふことは、上も下も心得て居ることでありす。さうして其の心持を表現するには、慈しみ育てると云ふことが基本でなければならぬ。新經濟體制も新政治體制も翼賛政治體制となり翼賛經濟體制とすると云ふことは、我が政治形態を我が皇國の本義に育て上げることには外ならない。現在ある所の國民の政治的意識を根本的に打破することではなくして、國民の心の中に燃えて居るが如き所の尊いものを育て上げて行かうとすると云ふことにあると存する。經濟の如きもさうです。我國の經濟生活を育て上げるのでなければならぬ。之を破壊してはならない。例へば老人は役に立たぬ。私は最早六十七歳の老人である。何の冥加か、若い人の求められる世の中に參列させて戴いたのです。併しそこに育て上げられる所の氣分を持ってばそれで通つて行きますやうに、今日の政治家も行政官もそれ自身を育て上げなければならぬと思ふ。徒に木口から打壞して行つてそれでやらうとするのは、家庭生活の本義の一圓融合に依つて生成發展する産靈神が結んで行くと云ふ心より始つた我が國風とは離れて参ると存する。此の意味に於きまして私は大政翼賛會は現在あるものを國風に育て上げて行くと云ふ所に出発しなければならぬと思ふ。でありますから例へば市町村に於て、支部長が町村長であると云ふ如き町村長の中には如何かと思ふものはないでせう。

併し是れ其の人を集めて鍊成を施しますると、全然變つた人物に育て上がる事柄を未熟ながら可なり體驗を重ねて居ります。此の意味に於きまして育てると云ふ立場から致しますれば、此の目的を達成することが出来ると思存じます。實踐要綱の各項に付ては非常に練りに練つて御苦心の跡在り〜と承知することが出来ます。内容は一言半句含蓄の多い言葉を以て満たされて居ります。斯の如き良い文句を作り上げられた點に付て多大の感謝の意を表する者であります。併しながら是が實行は育て上げる所にある。國民擧つて愛育——畏多いことでありすが、御徳の尊い所の其の「ウツクシビ」を我が國民に移して慈しみ、即ち愛育、育て上げると云ふ立場を以て全力を注がなければ、是れ此の時局の推進に合はないと思ひます。要するに私共大政翼賛會の茲に集りました者から先づ一心一體となつて此の實踐要綱を育て上げると云ふことに付て全力を盡すことを誓ひたいと存じます。

○議長(末次信正君) 精神問題になりますと色々御意見もあり見方があらうと思ひますが、委員會もあり懇談會もありますので、十分御發言の機會がありますから、此の問題は先づここで止めまして、委員會、尙ほ要すれば懇談會に移すことに致したいと思ひます。追々時間が差逼りますが、翼賛運動促進に關する件と翼賛會地方組織に關する件、此の二つを今日の總會で一通り済したいと思ふのであります。翼賛運動促進に關する件を先づ九十五番野田正昇さんに御説明を願ひます。

翼賛運動促進に關する件

○野田正昇君 翼賛運動促進に關する件に付きましては先に黒澤さんから御述べになりました翼賛運動の指導精神と相關聯を致して居るのであります。既に指導精神の問題に付きまして熱烈なる御意見の御開陳があり、又御答を承ることを得たのであります。私は茲に運動促進に關しまする件に付て實は二つの要綱を持つて居つたのでありま

す。其の一つは所謂翼賛運動をして眞に效果あらしめ國民をして其の嚮ふ所に歸一せしめようと云ふならば、先づ之を導く所の言葉それ自身が左様に相成らなければならぬと心得て居つたのであります。曾て總裁が御示しになりました言葉それを承りましても尙ほ之に外ならないと考へました所、先程の御發表にありましたやうに、此の一億一心なるべき指導の原理に付て、動ともすると國民が疑を生じ疑惑を挿むに近いやうなことを國民に知らしむる機會があつたと云ふことを頗る遺憾に存じたのであります。先づそれに付きましてそれ等の指導に付て本部の御統一を願ひたいと云ふことでありましたが、是は昨日も、又本日にも於きまして、それ／＼綿密なる又懇切なる御示しがありまして、若し誤れる者があれば其の誤解を解き、間違へて居る者があれば其の蒙を開くと云ふことでありましたから、此の點に付きましては茲に時間のない時に申上げることが差控へます。

第二に於きましては、今國民は此の非常なる時局にあると云ふことに付きましては大體に能く認識を致して居ります。而して翼賛運動の起りますや、此の重大なる時局は國民全體の力に依つて乗切らざるべからずと云ふ考を以て、之に協力するの意氣が日を重ね月を重ねるに従つて津々浦々に至るまで燃え上つて來て居るのであります。併しながら如何にして其の協力を日常公私生活の上に及ぼすべきやと云ふことには未だ能く理解を持つて居らない憾みがあるのであります。今回茲に中央の臨時協力會議を御開に相成りまして、それ／＼本部の御意見を御示しになり、吾々が地方に歸りましてそれを傳へるの一日千秋として待つて居ることと存するのであります。それに付きまして私共は先づ以て其の日常生活、公私生活の上に臣道の實踐を行ふのは如何に之を指導すべきかと云ふ所謂實踐要綱なるものに付て御示しを願ひたいと存じましたが、只今の御意見のありました如く、實に懇切にして又含蓄のある御示しを得たのでありますから、是亦私共の希望も達せられたのであります。随ひまして先に皆さんから申上げましたことに依つて、大體私が御尋ね申上げたいと云ふことは盡きて居りますから、成べく後の御方に

御迷惑にならぬやうに努めて行きたいと思ふのであります。先づ運動には強い力がなければならぬ。其の力も纏つて迷はざる所の力に依つて行くべきである。それには中央の方では本日伺ひますと、色々之に付きまして、中央の組織を完成して之を地方支部に示す。又其の下部組織に依つてそれ／＼の方針を御示し下さつての機關が出來て居ると云ふことを伺ひまして、是亦非常に心強く吾々感ずる譯であります。茲に私は色々御尋ねすることを一切避けまして、一つの希望を申して置きたいと思ふのであります。先程黒澤さんでありましたか、どなたであつたか存じませぬが、本運動の效果をして眞に其の力を發揮せしむるには先づ町内會、部落會を基礎としなければ相成らぬと云ふ御意見がありました。不肖ながら私も田舎に居りまして永らく部落の世話をして來ましたが、獨り此の運動に限らず、苟くも其の地方を導いて行く、其の地方の基礎を作つて行くにはどうしても部落の連携でなければならぬ。此の部落々々の連携の力の結合が初めて町村を淨化して行く、町村を力強くして行くと云ふ所に乏しいながら體驗を持つてゐるのであります。そこで今度の此運動が先づ町内會、部落會を基礎として行かねばならぬと云ふことに相成りますれば、之を如何にして指導するか。此の私の乏しき氣持、體驗から申しますれば、唯理窟や講義をして聞かせても容易に分るのでございます。分りまするが、唯それが實行に移り得ない。是が指導に當ります者が、どんな小さなことでも宜しい、一つ／＼順を追うて自ら範を示して行きますと、自然の中に是等の寄合つた者が理解を致します。私も長年の間町村長を致して居りますが、今日御示しのあつたやうに多數決でものを決めるやうなことはございませぬ。三十年に近き間に於きまして一回あつたと心得ますが、致しませぬ。飽くまで納得の行くまで情理を盡して話ますればそれに依つて収まるのであります。此の方針が部落常會を指導するのに重要なことであると思ふのであります。澤山の部落が此の方針に依つて指導致しますには、先程も御意見のありました意氣發刺たる革新的氣分を持つて居る青年の方も必要でありませう。又多年の間混亂せる部落の中にあつて和衷協

同の實を上げしめた體驗を持つて居る者も亦必要でありませう。随つて地方に於きましてはそれ等の點を考慮致しまして、下部組織の指導者となる者には意氣と體驗を兩者相合せて互ひに手を携へまして是等を指導することに致しますれば、初めて能く基礎の組織を完成することと思ふのであります。今日も長時間に亘り種々當局者或は御參會の各位より熱烈なる實に私の蒙を啓かれるやうな各種の御意見を拜聽致しまして、多大の敬意と感謝を拂ふのであります。要は本運動を促進して行きますには、先づ以て吾々が本當に其の氣持になつて行くと云ふ所に促進の實が上る。本部は其の氣持を以て支部を指導し、支部は其の氣持を以て下部の組織の者を指導致しまするならば、初めて本運動の効果を上げしむることが出来ると思ふ。本運動の効果を一日も早く上げしむることが所謂大政翼賛の基礎と考へるのであります。色々申述べますことは前に仰しやいました方と殆ど重複して居りますから、唯私は時間の關係上希望の一端を申述べまして意見の開陳を終るやうな次第であります。

○議長(末次信正君) 續いて大政翼賛會地方組織に關する件に付きまして五十八番澁谷塊一さん。

大政翼賛會地方組織ニ關スル件

○澁谷塊一君 地方組織に關しましては昨日以來色々伺ひまして、大體に於て私共に諒解が出来ました。大抵の地方組織に於きまして町村長を支部長にすると云ふことも昨日以來伺ひまして、萬一心細い村長が居りまして之を再教育、或は鍊成すると云ふことに依つて大政翼賛運動に翼賛せしむると云ふことに付きましては大體皆さんに於ても御分りと思つて居ります。唯中間の郡支部の組織に於きまして、郡役所廢止以來長いこと連絡が斷たれて居りまして、それ等の支部の選任に付きましては各地とも相當困難なることと思つて居ります。行政事務會長を選ぶに致しまして色々地域的關係で選んでありましたり、或は郡役所廢止以來長いこと連絡が斷えて居つたりと云ふやう

な點に於きまして非常に困ると思ひます。それに郡に依つて一郡の中に市を二つも三つも擁すると云ふ所がありますと、甚だ郡支部に於ては之を指揮し、或は上意下達と云ふ點に於て困りはせぬかと考へて居ります。之に付きましては寧ろ郡支部と云ふやうにしまして、下を町村支部と云ふやうな恰好に行つた方が運営上、或は上意下達上も事務の取扱上宜いのぢやないかと考へるのであります。

それから地方支部長の問題でございますが、支部長の問題に關しては或は知事が宜しいか、或は民間から拔擢委嘱すると云ふやうな御話があるのでございますが、私共に於きましてはどう云ふ支部長を知事にするとか、或は民間から拔擢すると云ふ其の事が既に舊體制に囚はれて居ることであると思ひます。此の際は寧ろ常務委員の運営に依りまして、知事は常務委員會の主宰者と致しまして仕事をして行きますして、表裏一體、官民共に大政翼賛運動を實踐して行くと云ふ點から行きますして、洵にそこに運用の妙味があると思ひます。私共町會長に於て提案し計畫を立てても、是は或は常會の名に於て、常會の構成員の名に於てやることの方が實踐し易く仕事やり易いところが在來往々あつたのであります。事實私の所は大體さう云ふやうになつて居りますが、縣に於きましても古い體制に囚はれず、支部長と云ふことでなく寧ろ常務委員會と云ふやうなものでやつて行つた方が宜いものかと考へて居ります。

○議長(末次信正君) 只今の翼賛運動促進と地方組織に關する二つの問題で、今の御意見、説明に何か附加へられる所があれば伺ひます。

○太田健吉君 大政翼賛運動の促進に對しまして一言附加へます。大政翼賛運動の機運に乗じまして地方的問題が發生致します、青年有志の所謂準備運動は色々な形に於て澎湃として起りつつあります。

併しながら是は我が千葉縣下であります、既に縣下には右翼の文化團體があるのであります。此の文化團體の此

の機會に乗じての活潑なる活動は、是は此の轉換期に於ける青年の身と致しましては一應自認する所であります。併しながら仔細に其の組織の内部を検討致します時に、右翼文化團體の構成分子中に或る程度の極左分子が巧みに混入致しまして、青年の心理に乗じまして本運動の理念と根本的に反する活動を圖らんとする傾向があるのであります。例へば縣下の或る郡に於ては、各町村常會に於て行ふ所謂部落常會のあつた其の翌日に於きまして、此の極左分子の巧みなる活動に依りまして、新體制研究座談會と云ふ名稱の下に、そこに全然別個の最も危険な思想を入れつつある傾向があるのであります。而して尙ほ其の座談會を催す半面に於きまして、其の翌日には各部落の者を引連れて陸軍病院の慰問をするとか云ふやうな、所謂洵に巧みな方法を以て活動する現状があるのであります。而して此の極めて危険なる動向に對しましては、千葉縣當局としても勿論有ゆる方法、有ゆる機會を促へて此の撲滅に努めることは勿論でございますが、斯る危険なる手段方法に對しましては、中央に於かれまして、所謂新體制運動の促進に對して最も重大な障壁である所の運動に對して適切なる御方途を講ぜられんことを希望する者であります。

○岩本信行君 下意上達の問題に付きまして一言御尋を申し上げます。本會の下意上達と云ふことは上意下達と同時に大變必要な事柄であります。今までの衆議院に於ける請願委員會の如きはあれも是もが請願委員會を通過致しませぬけれども、それは本當の一通の只の陳情を受付ける程度であります。今度の下意上達と云ふことは最も重要な部分であります。部分であります。故に、下意の審査部と云ふやうなものを御作りになつて、是は政府に獻策する。是はいけないと云ふやうな方法に出られる御考があるかどうか、之を先づ第一に御尋申し上げます。而して翼賛運動の範圍に付て一言御尋申し上げます。有馬事務總長より下意とは我意にあらずと御説明がありました。私共も其の通りであると考へて居ります。併し私共の縣、即ち神奈川縣に於きましては、目下東京開港反對と云ふ下意、即

ち二百萬を通じたる大變な問題が起つて、毎日縣民は憂愁沈痛の間に居るのでございます。併し此の問題に付ては意見の相違もありません。私共は此の序上に於て斯う云ふ理由なるが故にと云ふことは省略致します。唯縣を擧げての大騒ぎであります。此の問題を神奈川縣の翼賛會支部と云ふものは其の儘眺めて居るのが宜しいか、或は下意上達の意味に於て之を取扱つたが宜しいか、吾々常務委員に對して毎日陳情がありますが、實は吾々は斯う云ふことは要するに總長の言はれた我意であると云ふ建前に見積つてしまふのかどうか、此の範圍に付ての當局の御考を御發表願ひたいと存じます。以上の二點を御尋ね致します。

○有馬事務總長 只今の御質問に對しまして御答を申し上げます。下意を上達することが大切であると云ふ意味に於きまして此の協力會議も開かれて居る譯でありますから、それは十分に翼賛會の今後の仕事の上に取上げて行かなければならぬことは申す迄もないのであります。隨て只今御提案になりましたやうな形で其の下意を取捨選擇するかどうかと云ふことは御意見として承つて置きますが、私共は十分に皆さんから御述べになりましたことを能く含味致しまして政府に傳達するもの、又獻策することも、直接意見を傳達すると云ふことも出来るだけ努力致す考でございます。

第二に下意と私の申しました我意と云ふことの御話であります。私が我意と云ふことを申しました意味は、全然個人主義的な所謂私利私慾と申しますか、さう云ふものに立つたものを私は我意と云ふ意味で申し上げたのであります。只今御話のやうな所謂全縣に亘る重大問題として居られることを別に我意と申した意味ではございませぬ。其の點はどうぞ誤解のないやうに御願致します。

○田中平吉君 議事進行に付て——洵に會期の短い間に多數の協議問題を議了致さねばならないのでありますから、時間尊重致しまして成べく無駄のないやうに、重複を避けるやうにして進んで載せたいと思ひます……